

第 2 期

豊橋市子ども・子育て応援プラン（案）

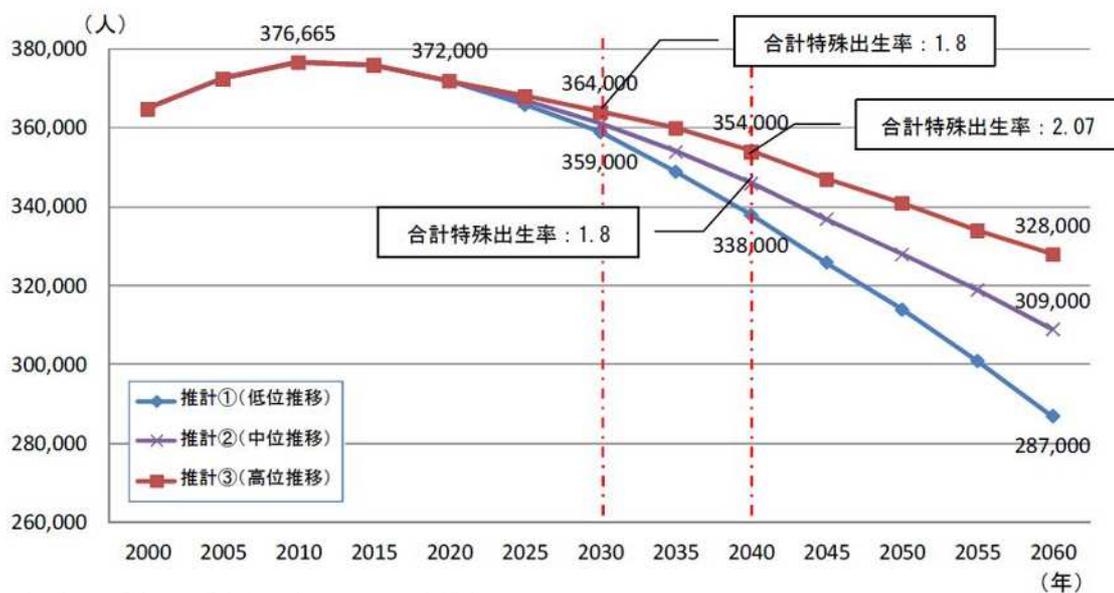
目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の位置づけ及び計画の期間	4
第 2 章 子育てをとりまく環境	6
1 人口の推移と少子化の動向	6
2 就労の状況	14
3 仕事と子育ての両立支援の状況	17
4 困難な環境にある子どもの状況	19
5 子育てに関する保護者の意識	23
第 3 章 第 1 期 子ども・子育て応援プランの評価	30
1 ニーズ調査結果等を踏まえた第 1 期 子ども・子育て応援プランの評価	30
第 4 章 基本理念と基本目標	48
1 計画策定の趣旨	48
2 計画の体系	51
第 5 章 施策の展開	52
基本目標 1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	52
基本目標 2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり	64
基本目標 3 子育て家庭を支える環境づくり	72
基本目標 4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり	83
第 6 章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策	88
1 区域ごとの推計児童数と事業の状況	88
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	91
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	103
第 7 章 計画の推進に向けて	127
1 豊橋市子ども・子育て会議による点検・評価と実施状況の公表	127
2 計画の推進体制	128

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国では、平成元年に合計特殊出生率がそれまでの最低であった数値を下回り 1.57 を記録したことを契機に、国をあげて様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、依然として出生数・合計特殊出生率の改善にはつながらず、平成 17 年には合計特殊出生率が過去最低の 1.26 にまで低下し、その後は回復傾向にあるものの、平成 30 年は 3 年連続で低下し、1.42 となりました。出生数についても、平成 28 年に 100 万人を割り、以降も減少が続いています。本市でも、出生数の減少などから人口が減少しており、2060 年（令和 42 年）には、中位推計で約 30.9 万人（2010年のピークと比較し 82%程度）になると推計されています。



資料：豊橋市「豊橋市人口ビジョン」平成 27 年

本市ではこれまで、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をつくるため、地域や社会が家庭に寄り添い、子育てに夢と誇りが持てる環境づくりを目指して、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「子ども・子育て応援プラン（以下、「第 1 期子ども・子育て応援プラン」という。）」を策定し、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

しかしながら、少子化の原因の一つとされる子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立に係る困難などは、依然として大きな課題となっています。この背景には、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、地域によっては教育・保育の利用希望が叶いにくい状況の存在など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化があると考えられます。さらに、経済的な困難や児童虐待など子どもたちを取り巻く状況の深刻化や、外国につながる子ども¹の増加、子どもを取り巻く安全な環境への不安など、新たな課題も出てきており、このような状況に対し、さらなる施策の充実を図っていく必要があります。

¹ 「外国につながる子ども」とは、国籍に関わらず、両親または親のどちらか一方が外国出身者であるなど、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指し「外国にルーツを持つ子ども」とも呼ばれています。

また、これらの課題への対応は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）²の理念に沿うものであり、持続可能な未来の豊橋を目指した取組みの推進が重要です。

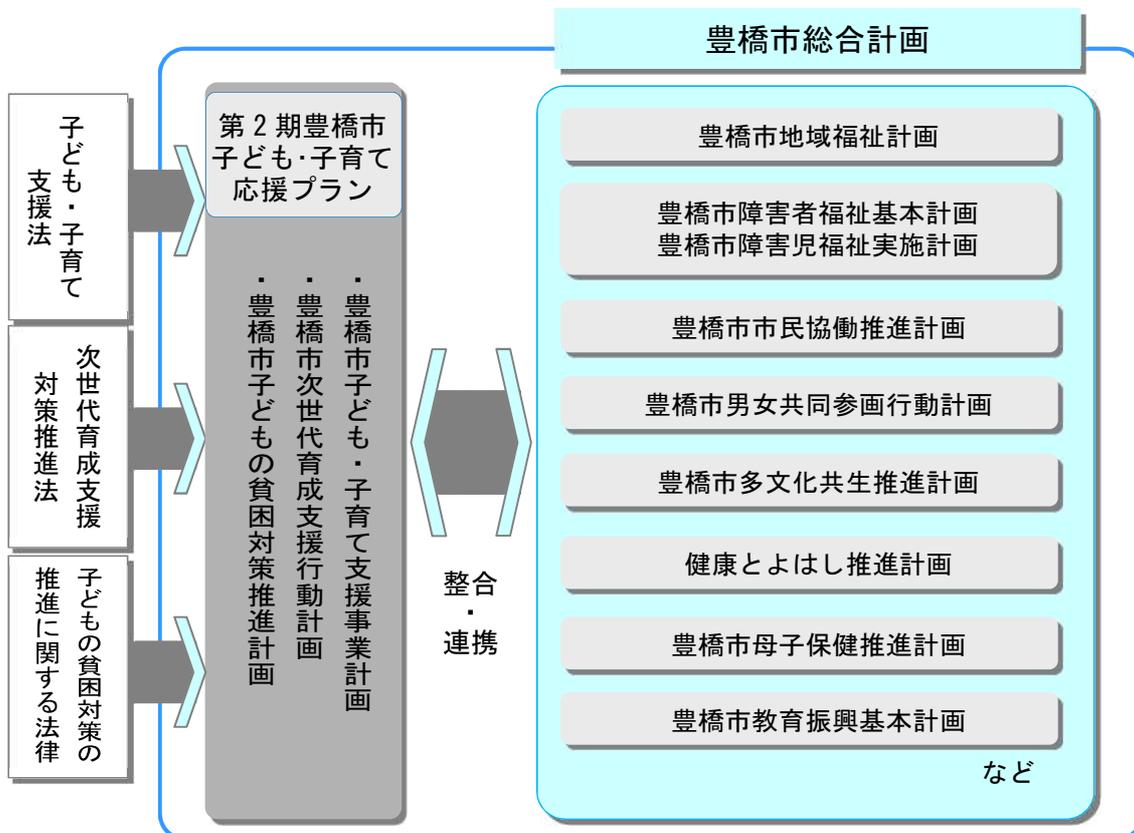
以上のことを踏まえ、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し「第2期子ども・子育て応援プラン」を策定します。

2 計画策定の位置づけ及び計画の期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第1期子ども・子育て応援プランに引き続き、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく市町村行動計画として位置づけます。また、令和元年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策法」という。）で、市町村が定めるよう努めるものとされた子どもの貧困対策の市町村計画として位置づけ、これらの計画を第2期子ども・子育て応援プランとして一体的に策定し、子ども・子育てに関する総合的な計画とします。

また、本計画は、豊橋市総合計画を上位計画とし、子育て支援の分野に関連する施策を体系化したものであり、豊橋市母子保健推進計画、豊橋市障害者福祉基本計画、豊橋市男女共同参画行動計画などの諸計画との整合および連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。



² 「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標で、「持続可能な開発目標」と訳されます。全世界のすべての人たちが、持続的に人間らしく生きられる社会をつくるため、「誰一人として取り残さない」ことを目指し、「すべての人に健康と福祉を」「働きがいも経済成長も」「気候変動に具体的な対策を」など人権、環境、経済などについての「17のゴール（目標）」と「169のターゲット（具体目標）」から構成されています。発展途上国、先進国がともに取り組む普遍的なもので、本市も積極的に取り組んでいます。

(2) 計画の期間

子ども・子育て支援法において市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。また、次世代法においても、市町村は5年を1期として5年ごとに策定するものとしています。そのため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、本計画を策定します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	第1期子ども・子育て応援プラン					第2期子ども・子育て応援プラン				
子ども・子育て支援事業計画	→					改定 →				
次世代育成支援行動計画	→					改定 →				
子どもの貧困対策推進計画						策定 →				

第2章 子育てをとりまく環境

1 人口の推移と少子化の動向

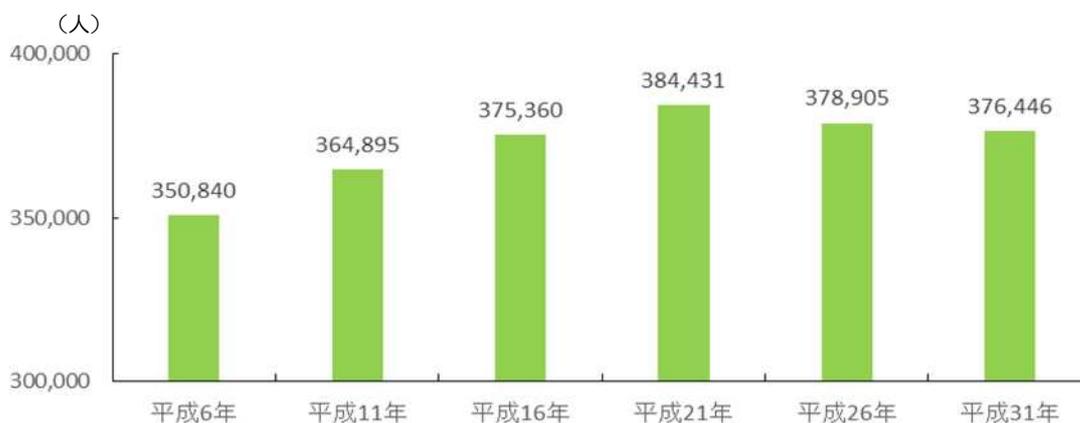
(1) 人口の推移

平成31年4月1日現在の本市の人口は376,446人となっています。

人口の推移を前5年対比でみると平成21年まで緩やかに増加していましたが、その後減少に転じており、今後も減少が見込まれています。

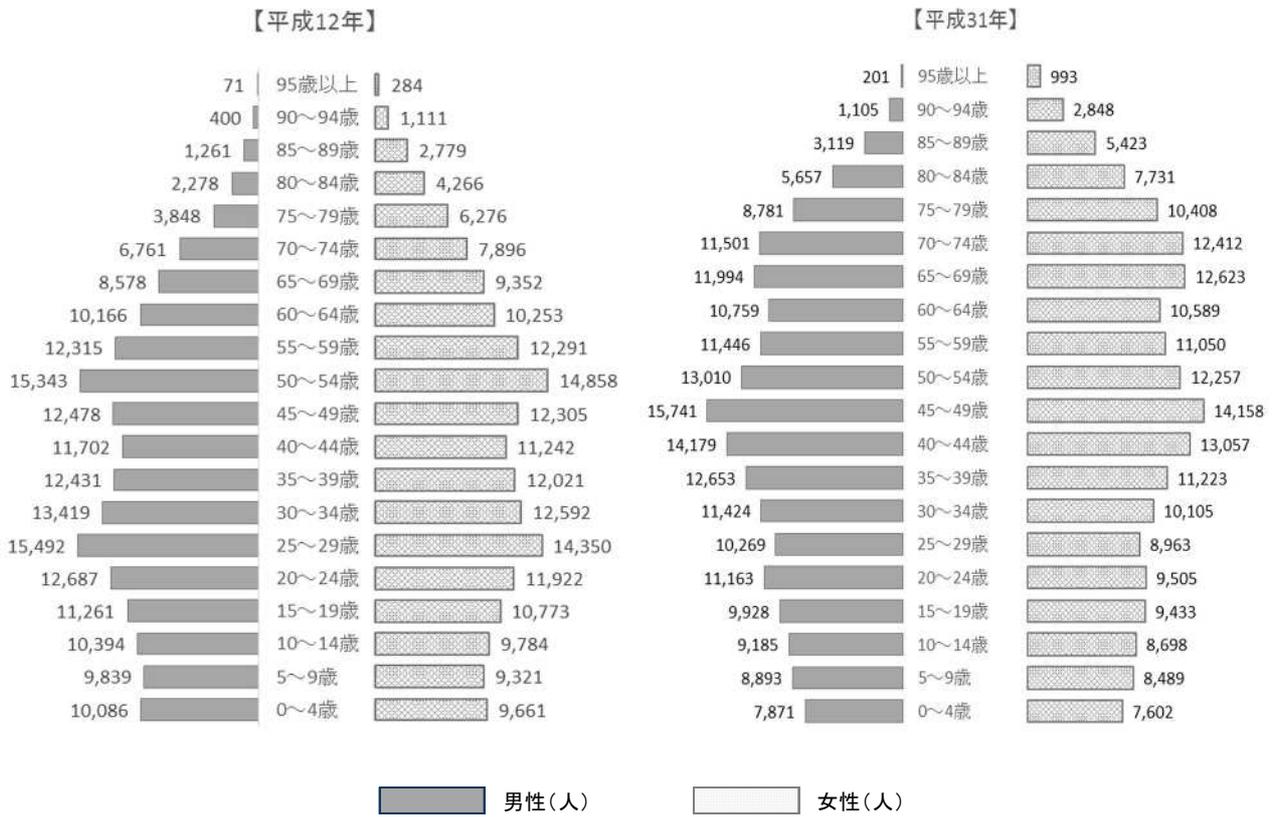
人口ピラミッド(性別年齢別人口分布)の形態は、男女ともに人口減少のスピードは急激で、特に30～34歳より若い世代の減少が著しく、少子化への影響も大きいことが伺えます。

【 人口の推移 】



資料：豊橋市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

【 人口ピラミッド(性別年齢別人口分布) 】



資料：総務省「国勢調査」ただし、平成31年は豊橋市「住民基本台帳」(4月1日現在)

(2) 少子化の状況

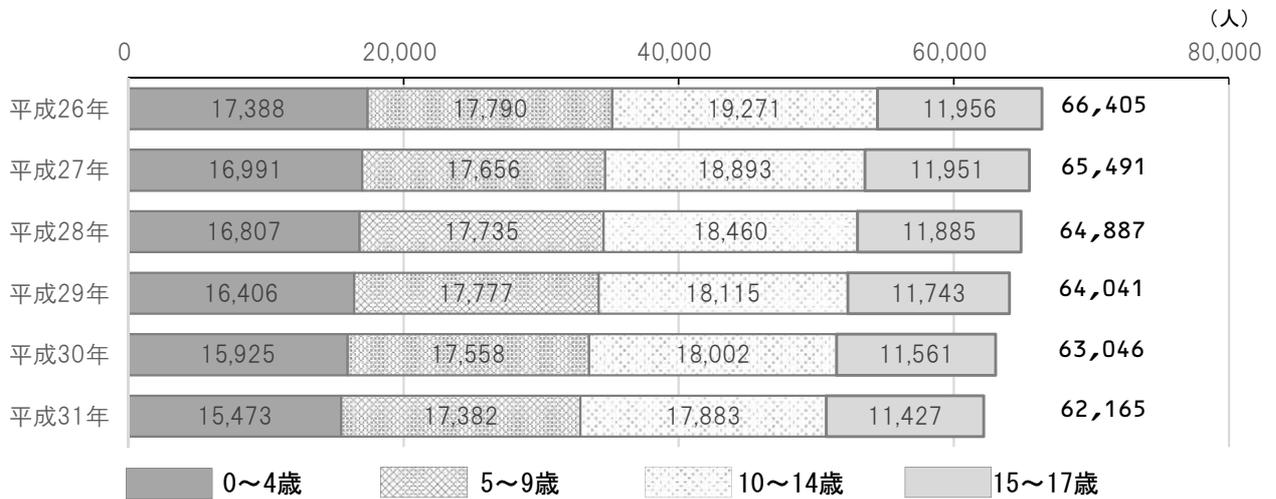
■子どもの数が減っています

少子化の進行は、本市の0～17歳の児童人口が減少していることや、出生数が減少傾向にあることから伺えます。

また、合計特殊出生率は、全国、愛知県ともに平成27年をピークに減少傾向にあり、それまで1.5から1.6の間を推移していた本市の合計特殊出生率も下降に転じ、平成29年以降は愛知県を下回り、人口減少、少子化が進んでいることを示しています。

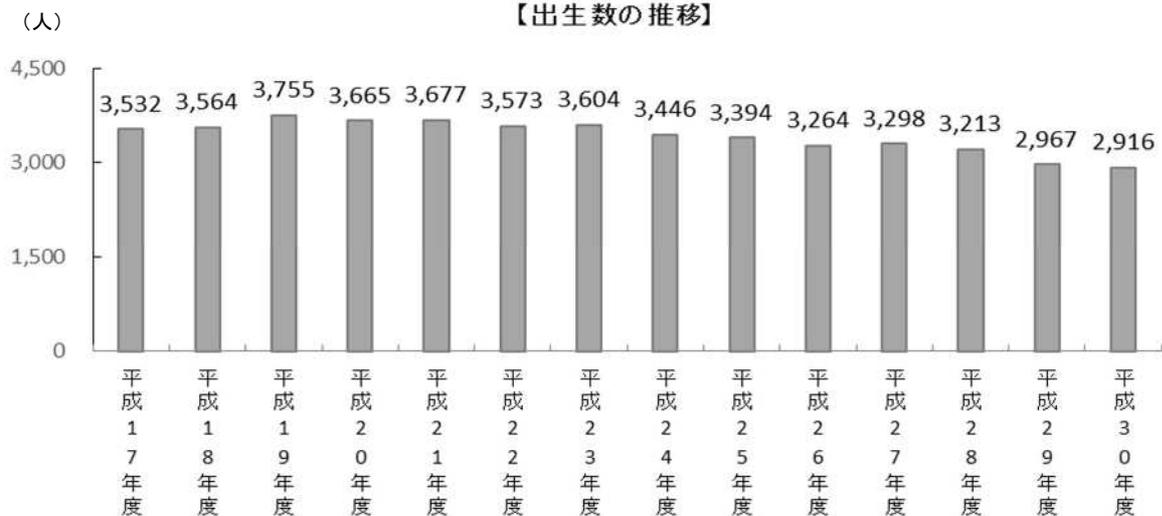
一方、女性の年齢別出生率の推移をみると、それぞれの年齢において増減はあるものの、35歳以上の出生率が上昇してきていることが分かります。また、出生順位別出生率の推移をみると、第2子、第3子の出生率はやや上昇傾向にあるものの、第1子の出生率は減少しており、結婚から第1子出産への難しさを表しています。

【 児童人口の推移 】



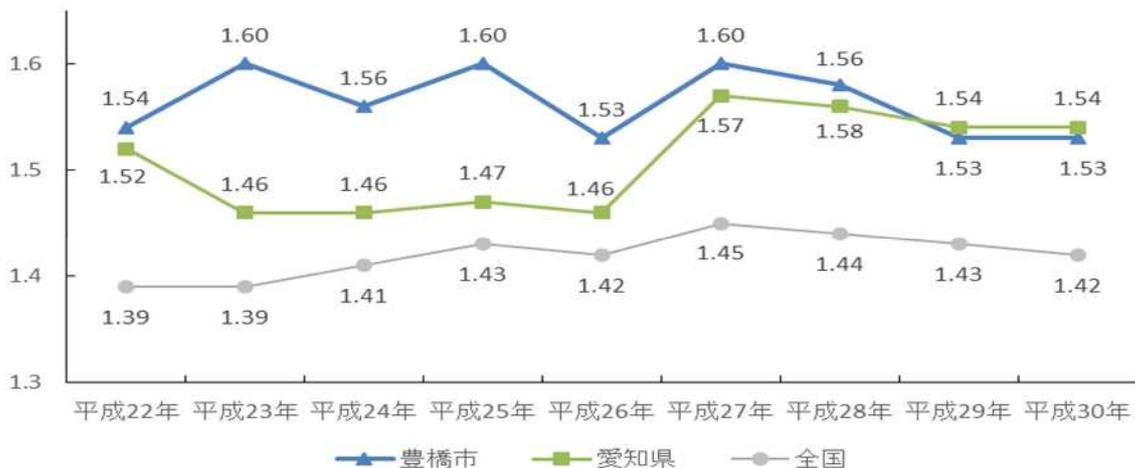
資料：豊橋市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

【 出生数の推移 】



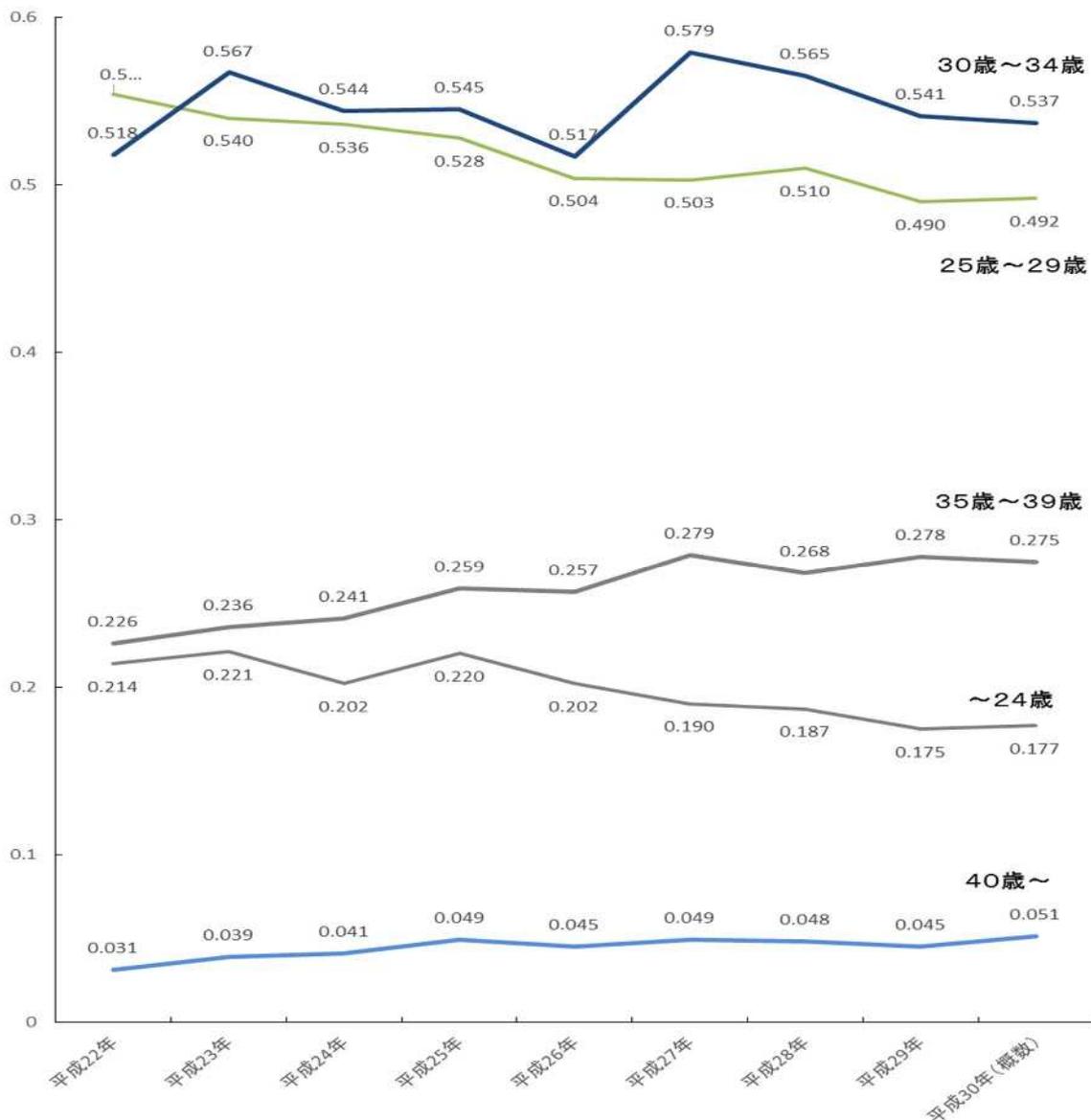
資料：豊橋市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

【 合計特殊出生率の推移 】



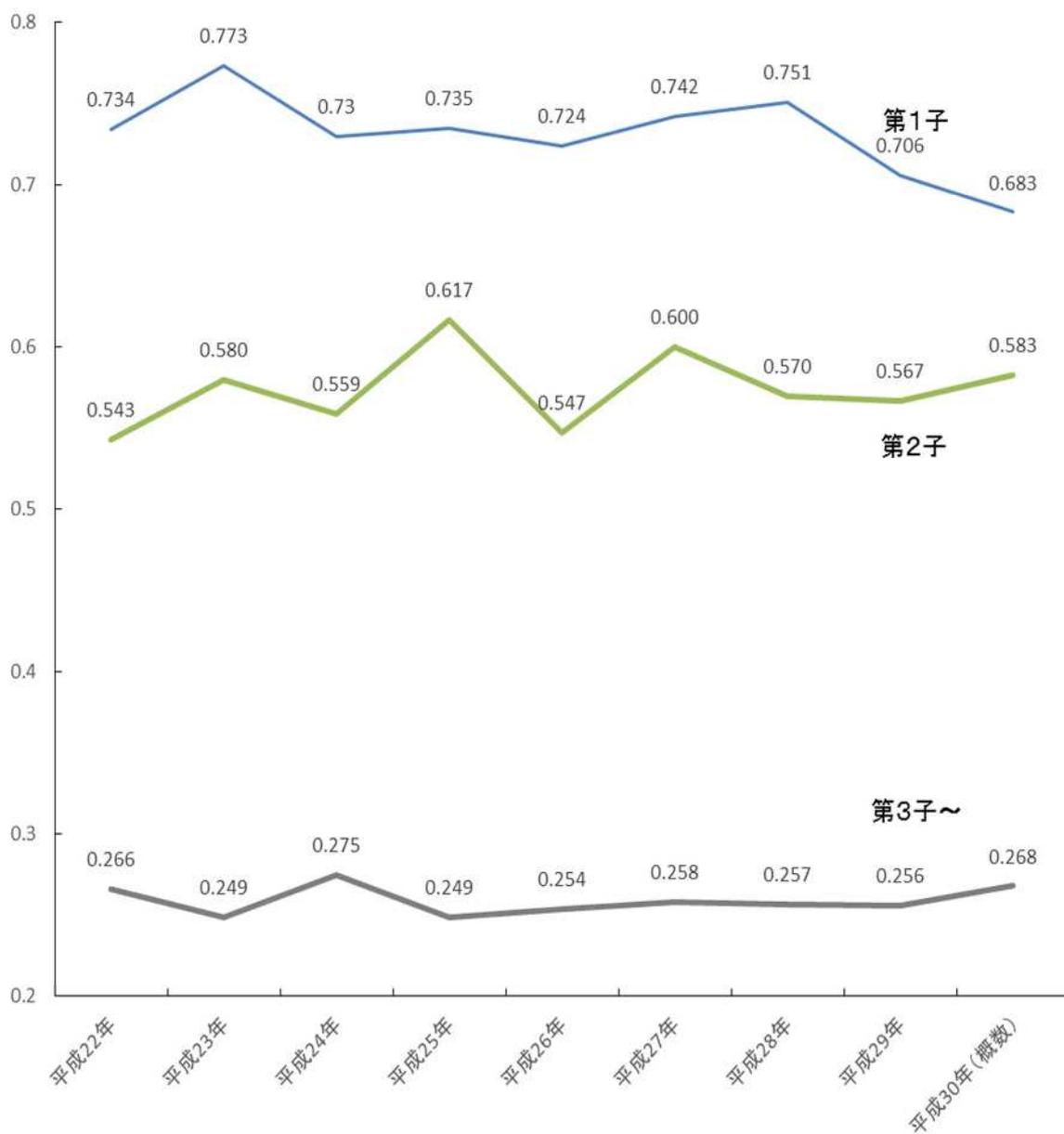
資料：全国、愛知県は厚生労働省「人口動態統計」、豊橋市は市で独自算出

【 年齢別出生率の推移 】



資料：豊橋市

【 出生順位別出生率の推移 】

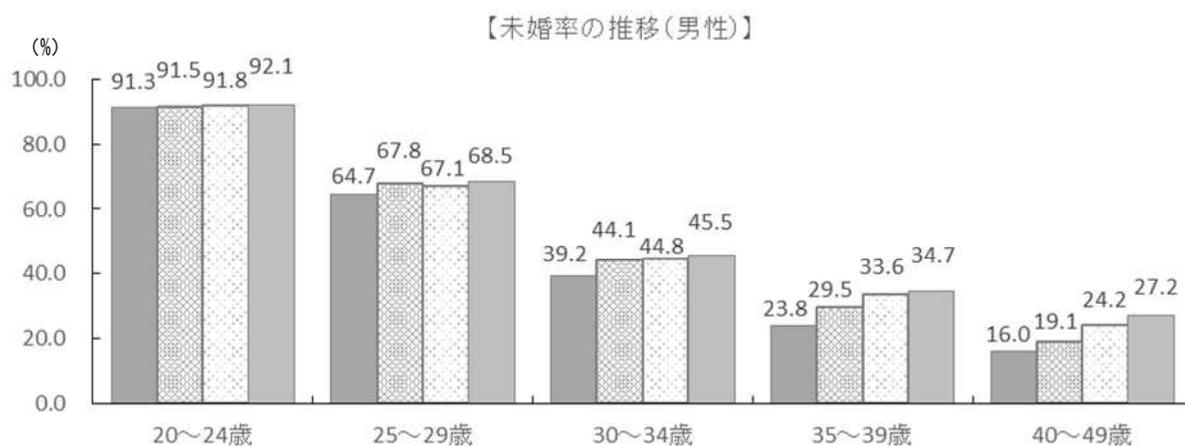
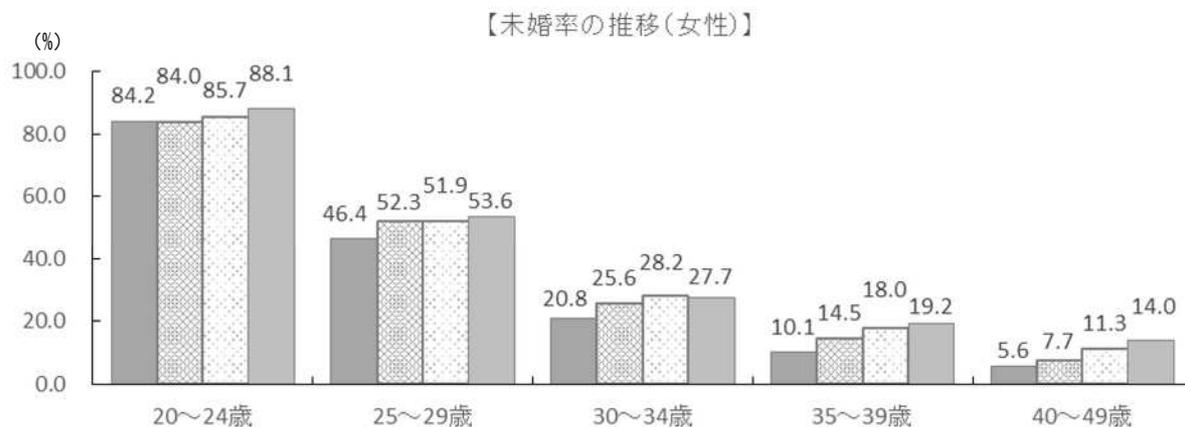


資料：豊橋市

(3) 未婚率等の状況

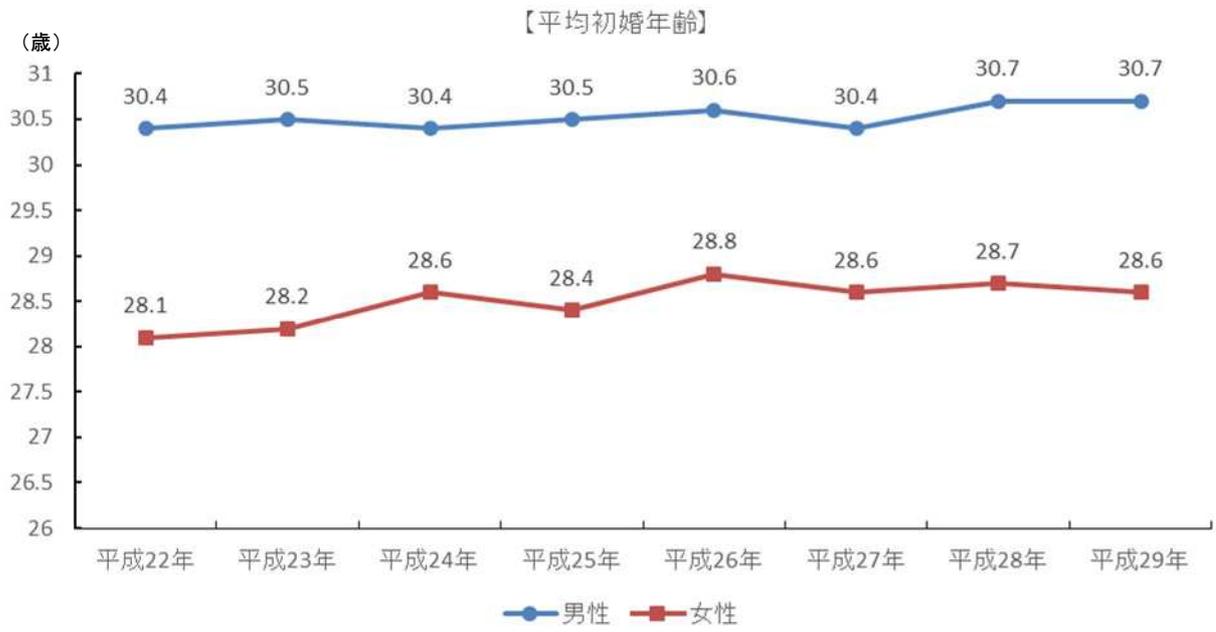
■未婚化・晩婚化が進んでいます

本市における20～49歳の未婚率は、男女ともに上昇傾向にあります。また、平均初婚年齢も、わずかな上下はありますが、全体として上昇傾向で推移しており、未婚化・晩婚化が進んでいます。



■平成12年 ■平成17年 ■平成22年 ■平成27年

資料：総務省「国勢調査」



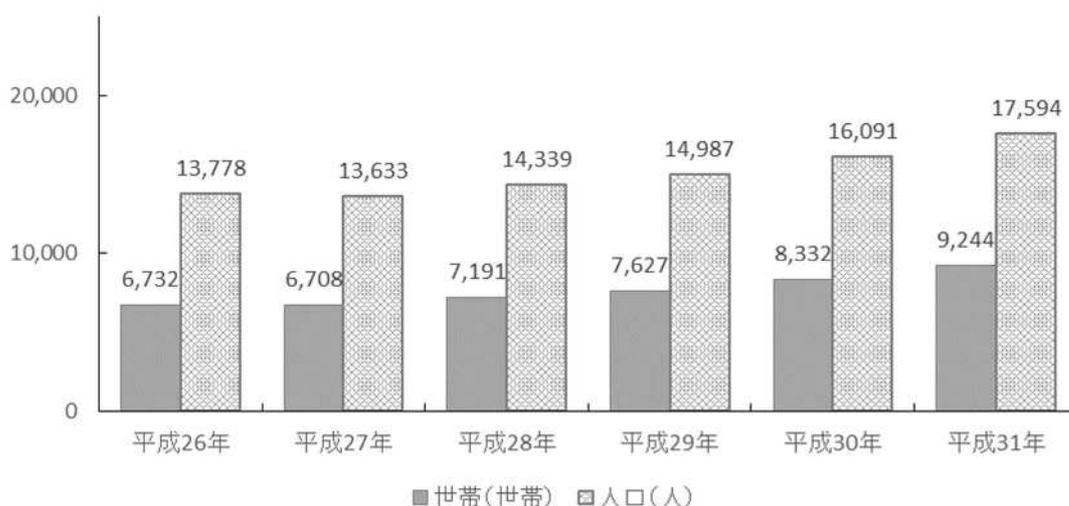
資料：愛知県「愛知県衛生年報」

(4) 外国人市民の状況

■人口、世帯ともに増加しています

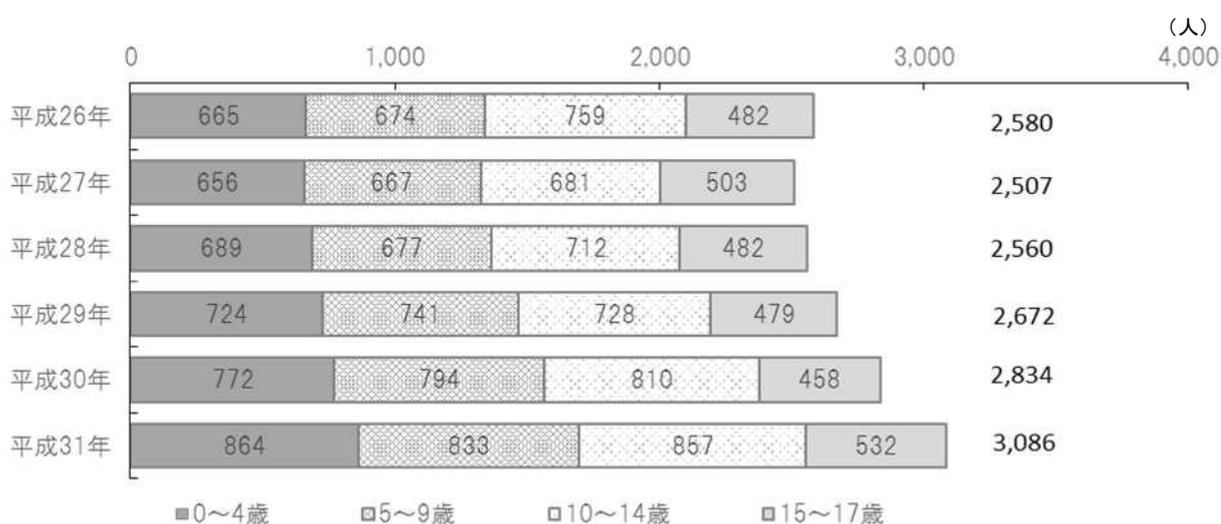
外国人市民は平成31年4月1日現在で17,594人となっています。平成26年からの外国人市民世帯の状況等をみると、人口、世帯ともに急激に増加しており、0～17歳の人口も、同様に増加しています。今後も、外国人市民は増加が見込まれます。

【 外国人市民世帯の状況 】



資料：豊橋市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

【 外国人児童人口の推移 】



資料：豊橋市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

2 就労の状況

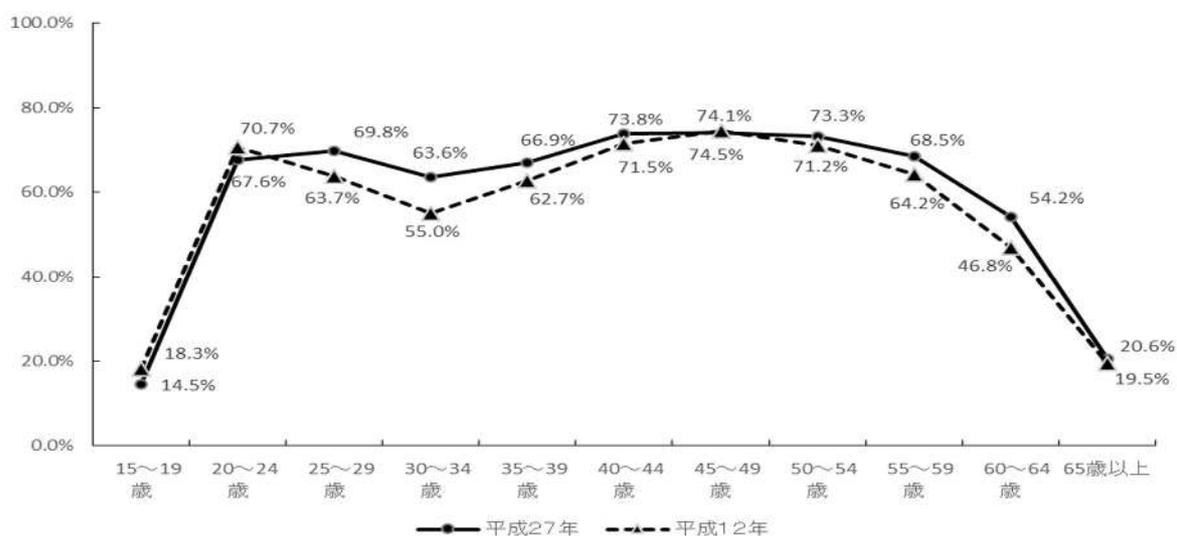
(1) 年齢別就業率の比較

■ライフスタイル・働き方の変化

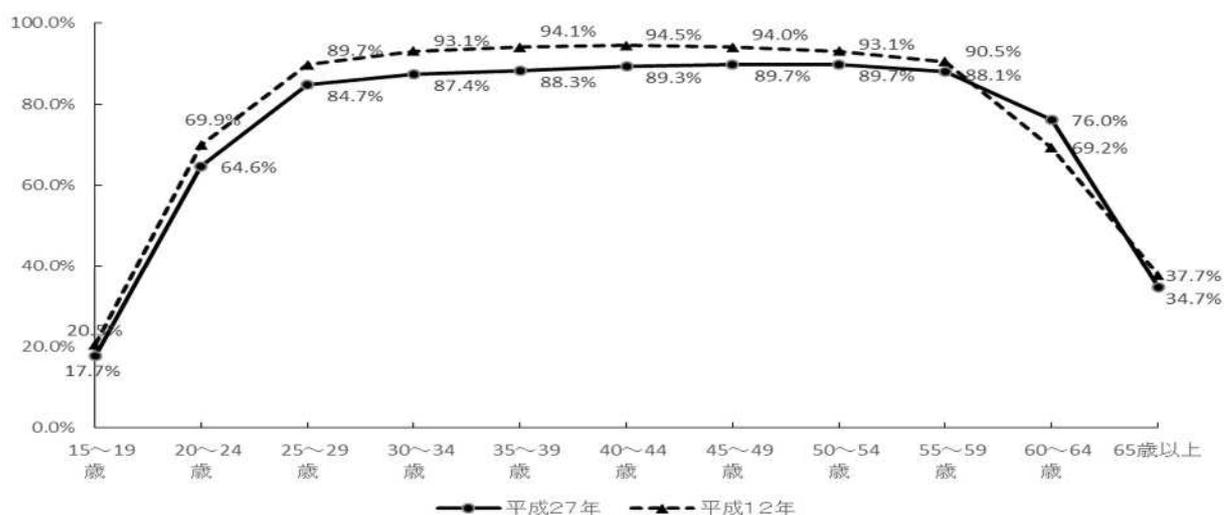
本市の女性の年齢別就業率を見ると、平成 12 年は日本の女性労働力の特徴であるM字カーブが表れています。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を離れて家事や育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという日本のライフスタイルの現れですが、平成 27 年ではそのM字カーブが緩やかになっており、このことから、結婚・出産・育児の期間でも就業する女性が増えていることが分かります。

一方、男性の年齢別就業率の推移を見ると、唯一 60～64 歳で平成 12 年を 6.8 ポイント上回っています。これは定年の延長や健康寿命の増加などにより働き方が変化してきているためと推測できます。

【 女性の年齢別就業率の推移 】



【 男性の年齢別就業率の推移 】



資料：総務省「国勢調査」

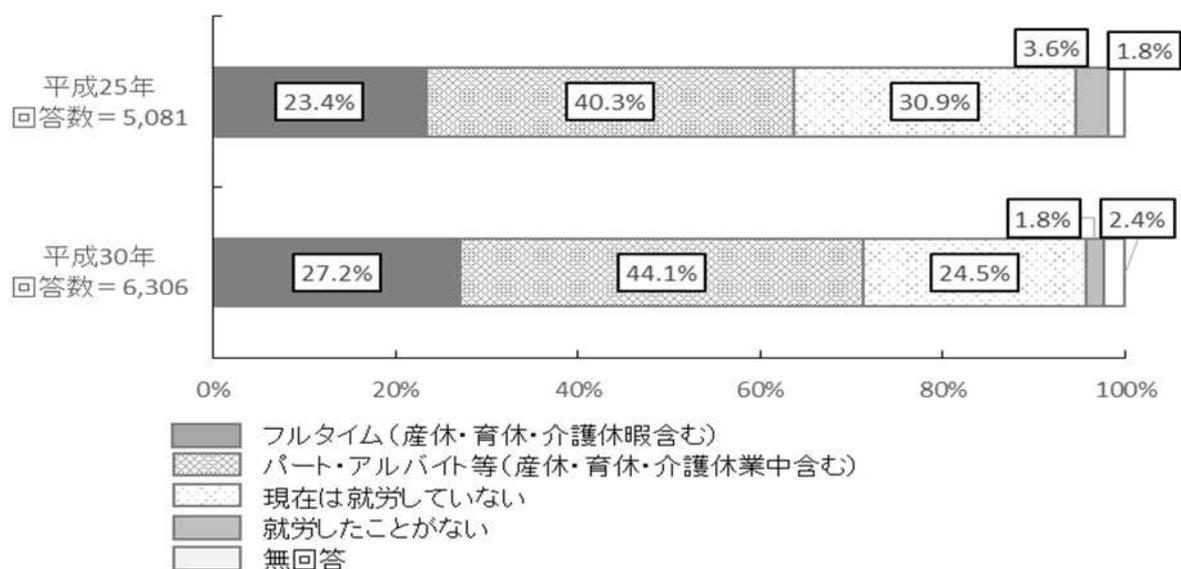
(2) アンケートによる就労状況の比較

■母親の就労形態の変化

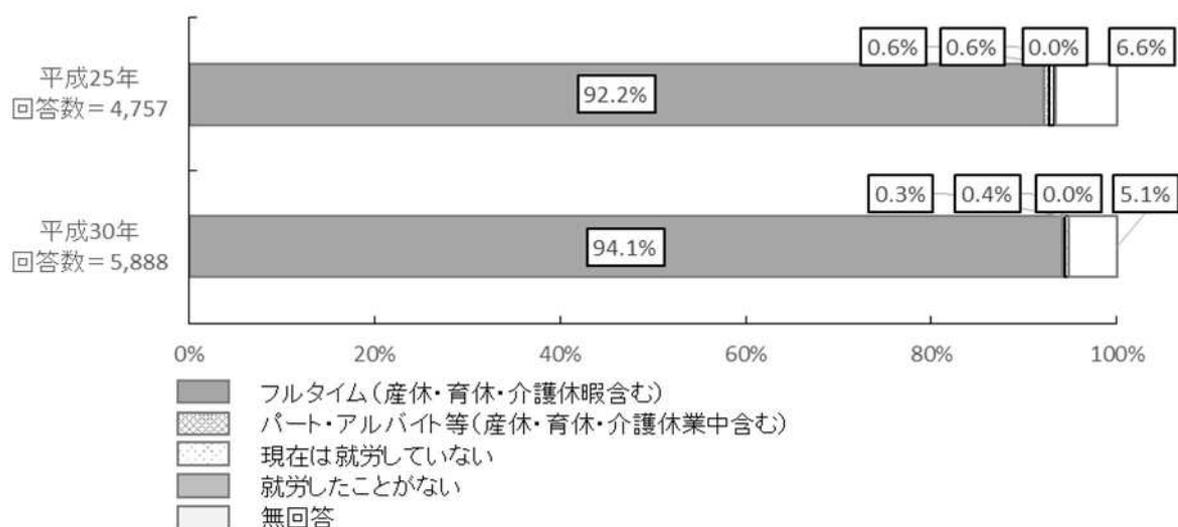
平成25年と平成30年に実施したアンケートをもとに母親の就労状況を比較すると、「現在は就労していない」や「就労したことがない」という回答が大きく減少し、多くの母親がフルタイムやパート・アルバイトをして働くようになったことがわかります。

親の回答を比較すると平成25年と平成30年で大きな差はなく、どちらも父親の90%以上がフルタイムで働いているという結果でした。

【 母親の就労状況 】



【 父親の就労状況 】



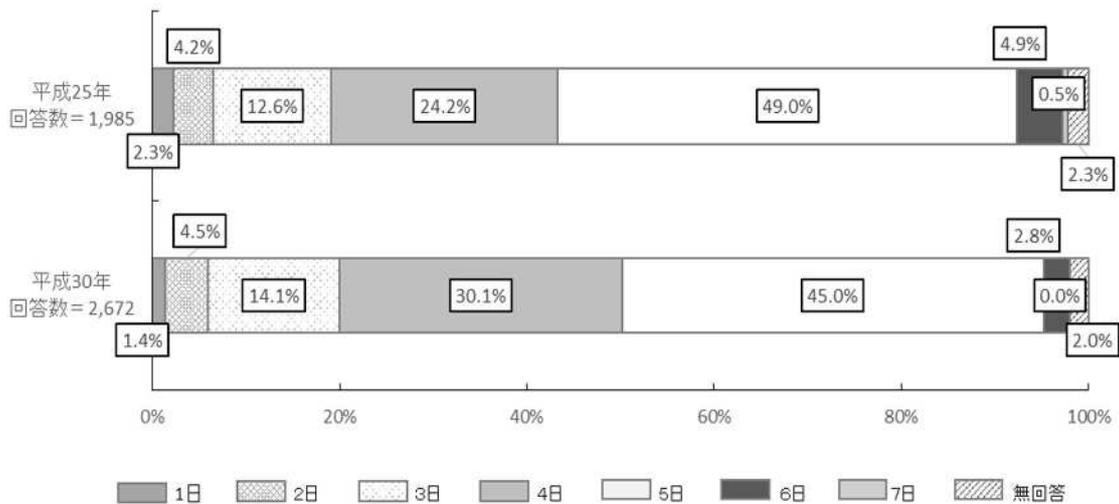
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

■母親の就労時間の変化

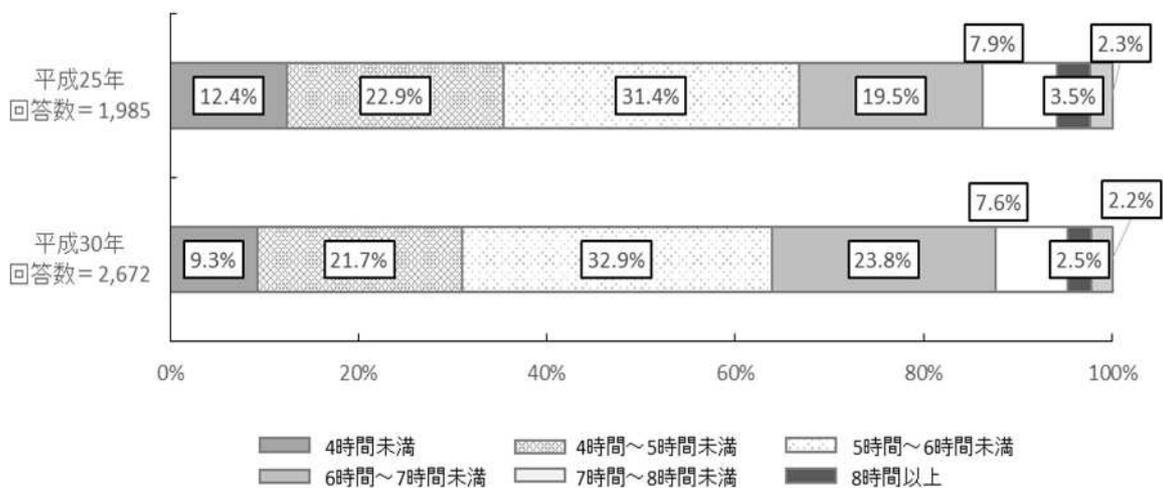
就労する女性が全体的に増えてきている中、増加割合の大きいパート・アルバイト等で働いている母親に対して、就労日数と就労時間を調査した結果、就労日数は、週に5日以上就労する母親が合計6.6ポイント減少し、週に2～4日就労する母親が7.7ポイント増加しています。

就労時間を比較すると、1日5時間未満や7時間以上就労する母親は減少していますが、5時間～7時間未満就労する母親は5.8ポイント増加しています。

【 母親：パート・アルバイト等の1週あたりの就労日数 】



【 母親：パート・アルバイト等の1日あたりの就労時間 】



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

3 仕事と子育ての両立支援の状況

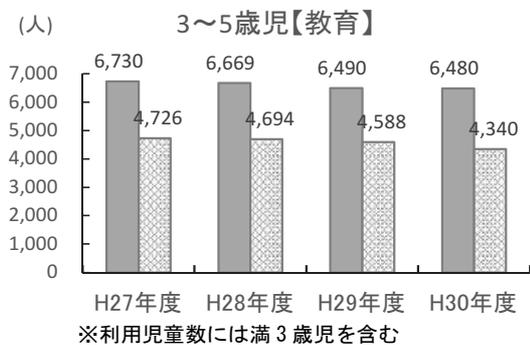
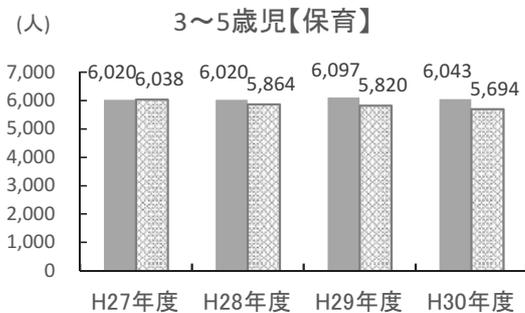
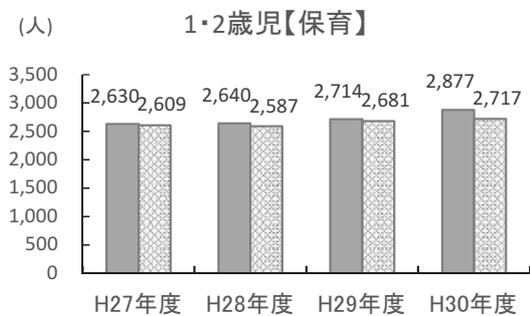
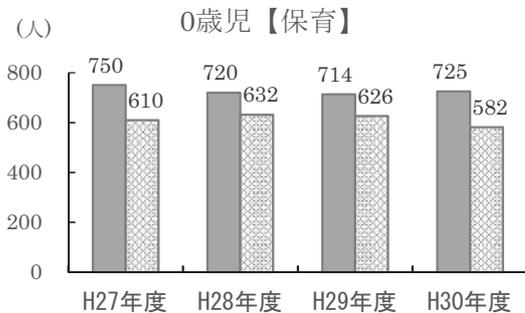
(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の状況

■ライフスタイル・働き方の変化

少子化により、子どもの数が減ってきていることから、保育園・幼稚園・認定こども園の利用児童数は全体では減少傾向にあります。特に、3～5歳児では、子どもの数の減少に伴って利用児童数が減少しています。

一方、0～2歳児については、子どもの数は減っていますが、女性就業率の上昇や育児休業制度の充実を受けて、保育利用希望者が増え、特に1・2歳児については顕著です。その対応として、認定こども園への移行を促進するなどに取り組み、1・2歳児の利用定員を増やしました。

【年齢別教育保育の利用定員・利用者数】



■ 利用定員 ■ 利用児童数（各年度末時点）

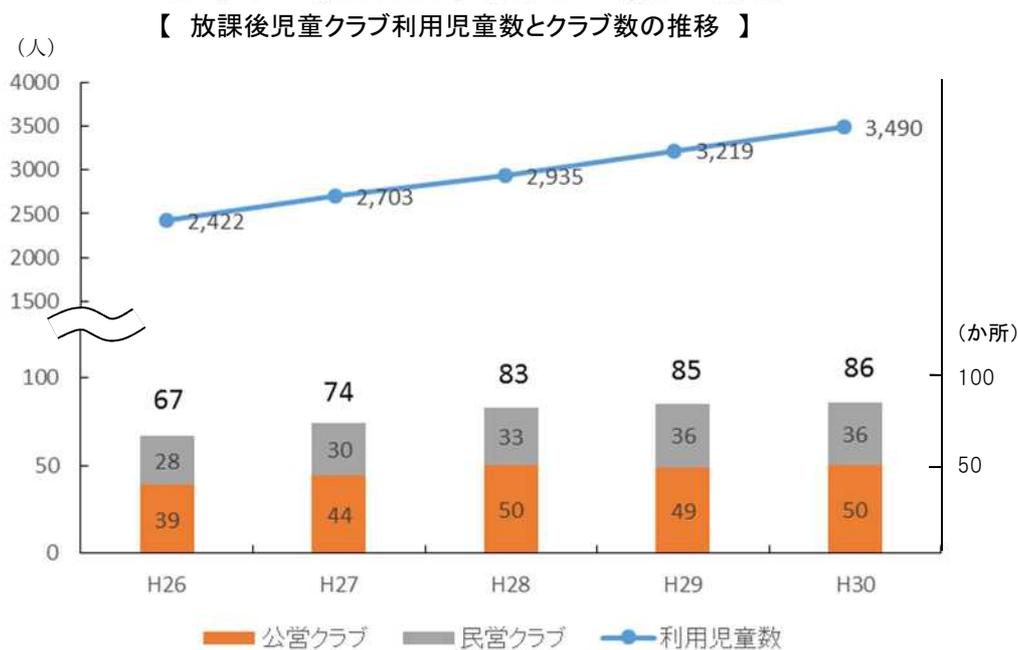
資料：豊橋市

(2) 放課後児童クラブの状況

■ 放課後児童クラブの利用児童は増加傾向にあります

各年4月1日現在における放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年度は2,422人となっていますが、平成30年度は3,490人と増加しています。これは、原則小学3年生までであった対象の学年が、平成27年度から小学6年生までに拡大されたことも影響しています。女性就業率の上昇などにより利用希望児童が増加したことで、一部の放課後児童クラブでは待機児童が発生しています。

放課後児童クラブは、原則、通学している小学校区のクラブを利用することとなりますが、利用児童数の増加に伴い、児童クラブ数自体も公営児童クラブ、民営児童クラブともに増加しています。



資料: 豊橋市

4 困難な環境にある子どもの状況

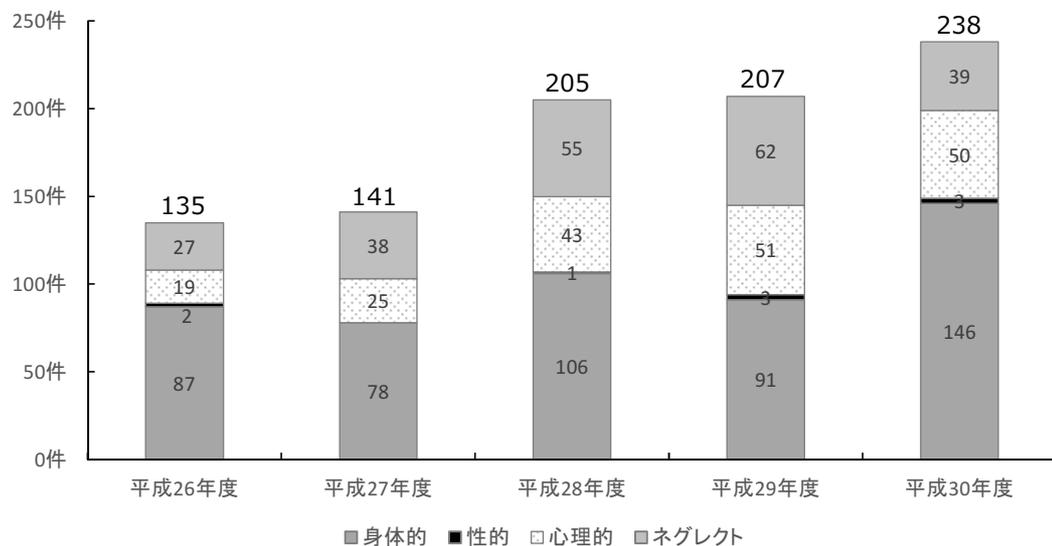
(1) 児童虐待相談の状況

■児童虐待相談件数は増加傾向にあります

本市が受付した児童虐待相談件数は、平成 26 年度は 135 件でしたが、平成 30 年度は 238 件と増加し、約 1.8 倍になっています。特に、保護者がしつけと称して子どもを叩く・殴るなどの暴力によってけがをさせる身体的虐待の割合が高く、過去 5 年間の総数でも 50% 以上は身体的虐待となっています。

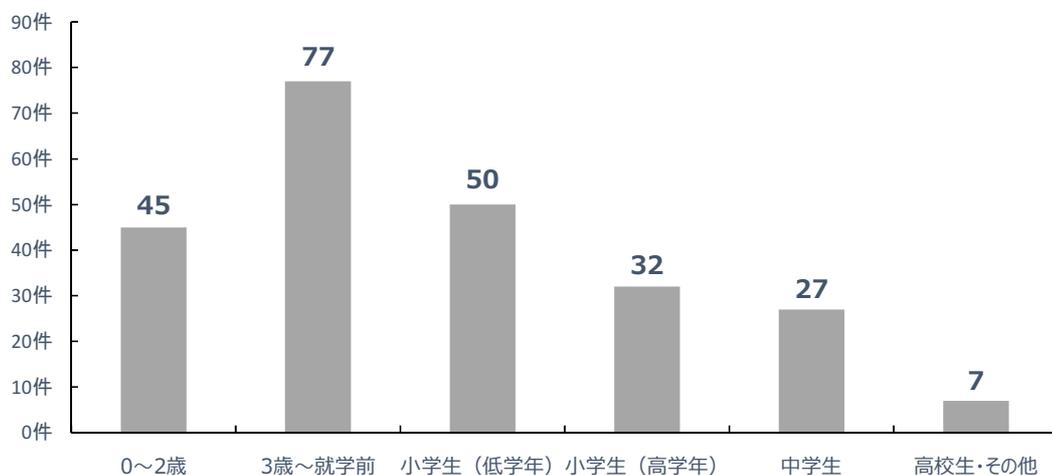
全国の児童相談所が受付した児童虐待相談対応件数は、平成 30 年度に約 16 万件となっています。虐待の被害を受ける子どものなかには、死亡に至るような場合もあり、児童虐待は社会全体で解決すべき問題にもなっています。

【豊橋市が受付した児童虐待相談件数の推移<虐待種別>】



資料:豊橋市

【平成 30 年度 豊橋市が受付した児童虐待相談件数の推移<年代別>】



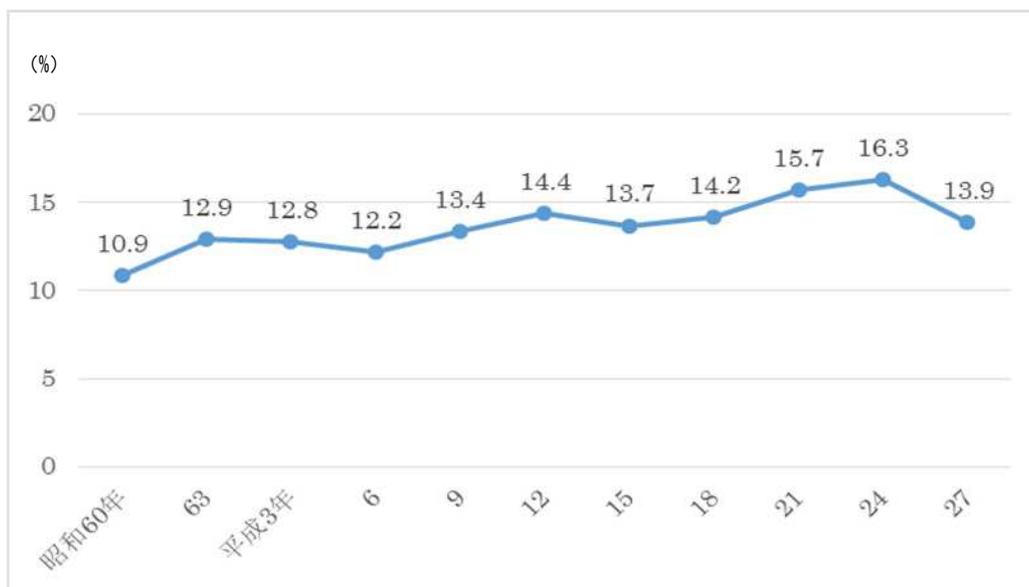
資料:豊橋市

(2)子どもの貧困

■子どもの貧困率は増加傾向にあります

厚生労働省の調査によれば、全国の17歳以下の子どもの貧困率³(平成27年)は、13.9%となっています。本市の貧困率は、平成29年に実施した「豊橋市子ども調査」により、未就学児～中学2年生において5.6%、小学1年生～中学2年生において6.1%となっています。

【貧困率の年次推移】



資料：厚生労働省

³ 「貧困率」は、経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づいて算出し、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合で、平成27年度の中央値は244万円、貧困線は122万円となっています。

■低所得世帯では、自己肯定感が低いなどの傾向が見られます。

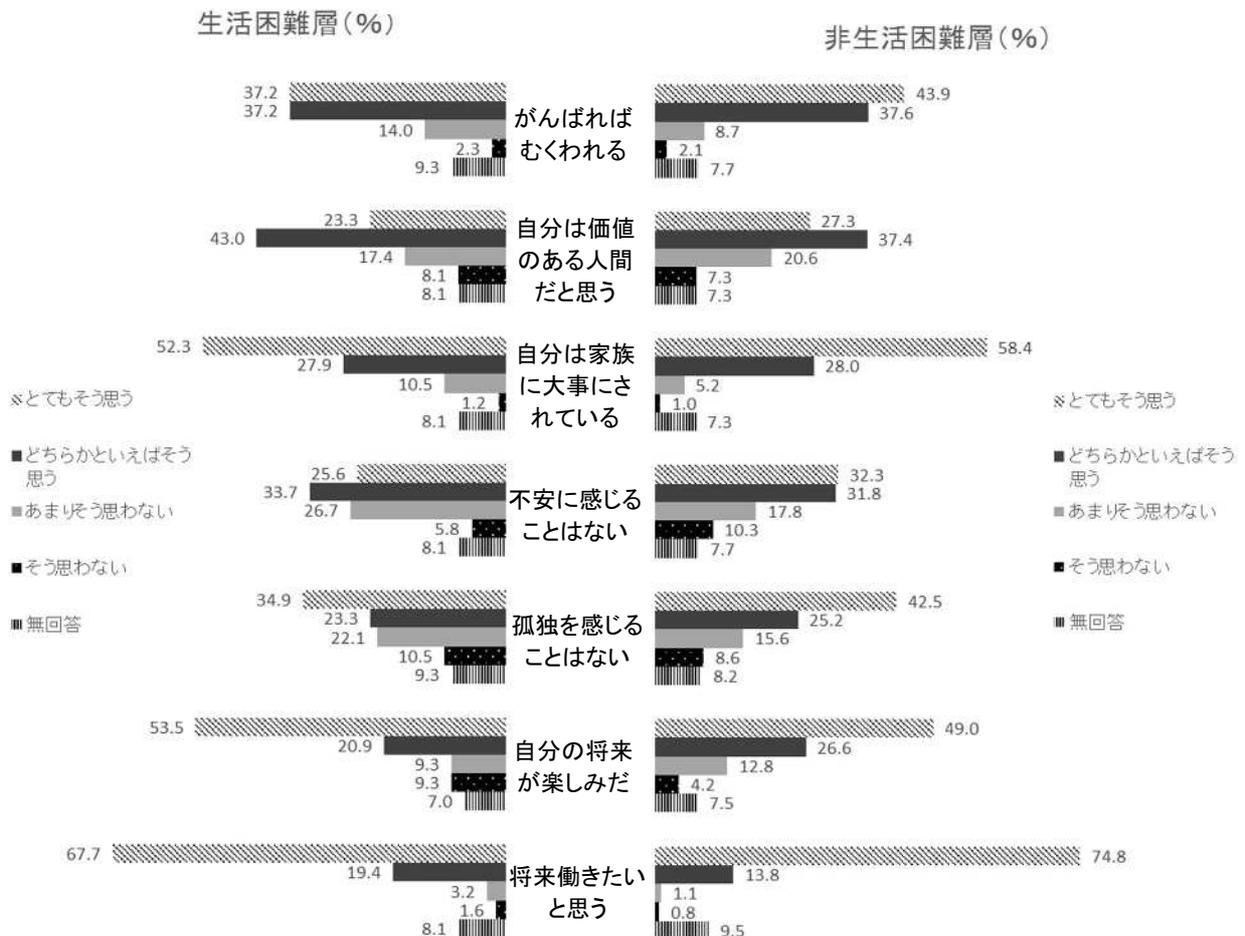
平成29年1～2月に実施した「豊橋市子ども調査」の結果、生活困難層⁴では、子どもの学習意欲や学習習熟度等が低くなることや、人生上の様々な体験や経験が出来る機会が少ないことに加え、子ども自身の自己肯定感も低くなる傾向が見られます。また、支援が必要な家庭にもかかわらず保護者の福祉施策の認知度が低いため支援制度が行き届いておらず、社会や地域から孤立しがちになっていると考えられます。

【低所得世帯に見られる傾向】

子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲、学習理解度が低く、大学への進学希望の割合が低い ・様々な体験・経験ができる機会が少ない ・自己肯定感が低い ・親子で過ごす時間が少なく、家族関係が希薄化している ・生活習慣が身につけていない
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や支援制度等の福祉施策の認知度が低く、支援制度につながっていない家庭がある

思いや気持ちについて

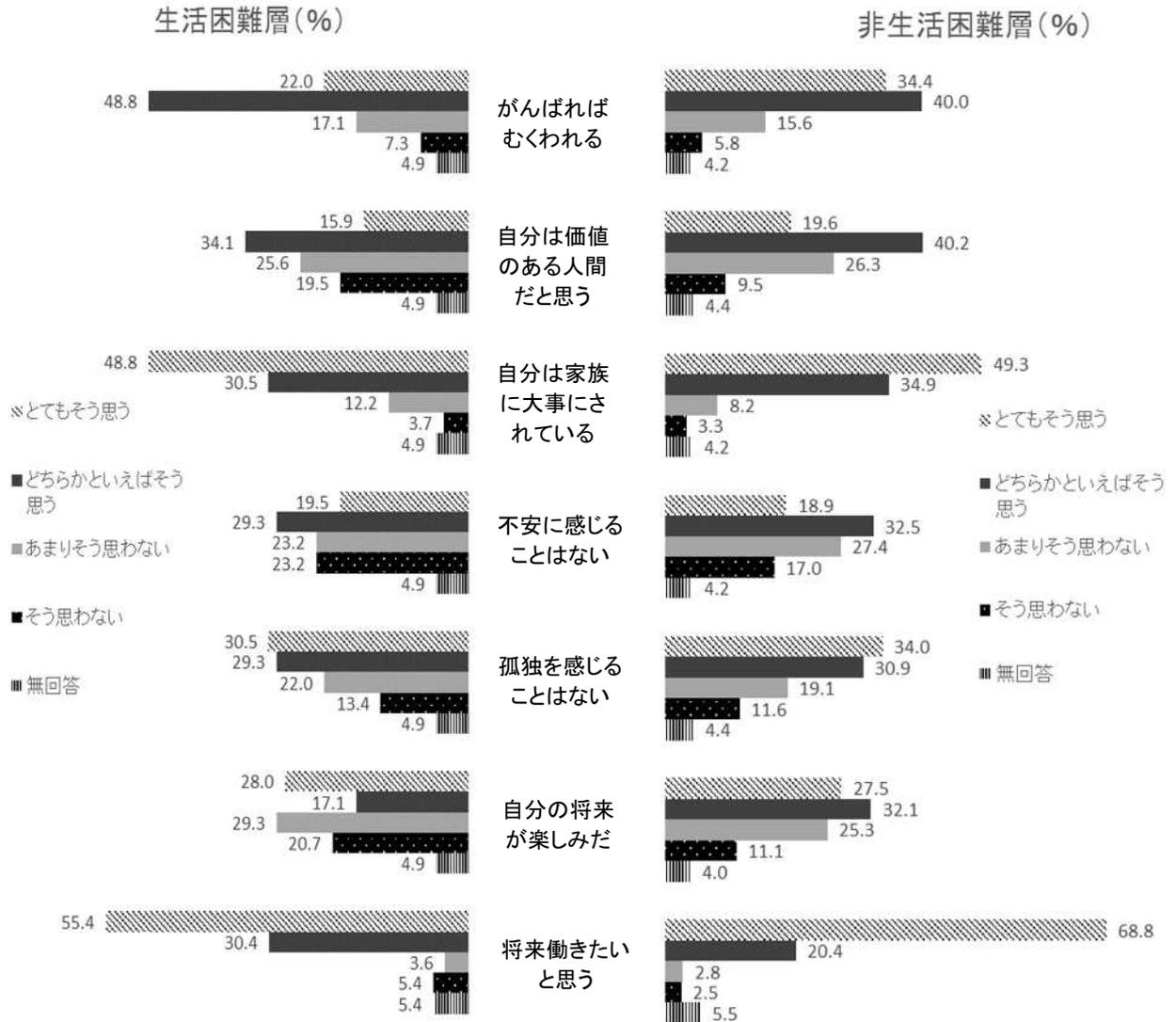
【小学5年生】



⁴ 「生活困難層」とは、一人あたりの等価可処分所得が122万円（貧困線）以下か、公共料金、食料等の支払困難が「よくある」、「ときどきある」のどちらかが該当した世帯のことで、それ以外の世帯を「非生活困難層」としました。

思いや気持ちについて

【中学2年生】



資料：豊橋市「豊橋市子ども調査」

5 子育てに関する保護者の意識

平成30年10月、子育て家庭の状況や子育て支援事業へのニーズ、子育てに関する意識を把握するため、0歳から11歳までの子どもを持つ保護者に対し「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行いました。

【調査の概要】

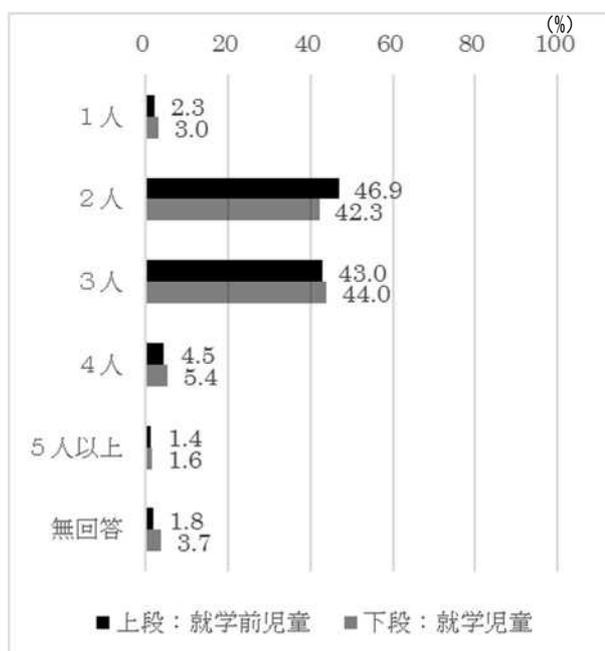
調査対象	有効回収数	有効回収率
0歳から11歳の子どもがいる世帯…10,010世帯 { 就学前児童…5,610世帯 { 就学児童…4,400世帯	6,345票 { 就学前児童…3,104票 { 就学児童…3,241票	63.4%

(1) 子どもの数について

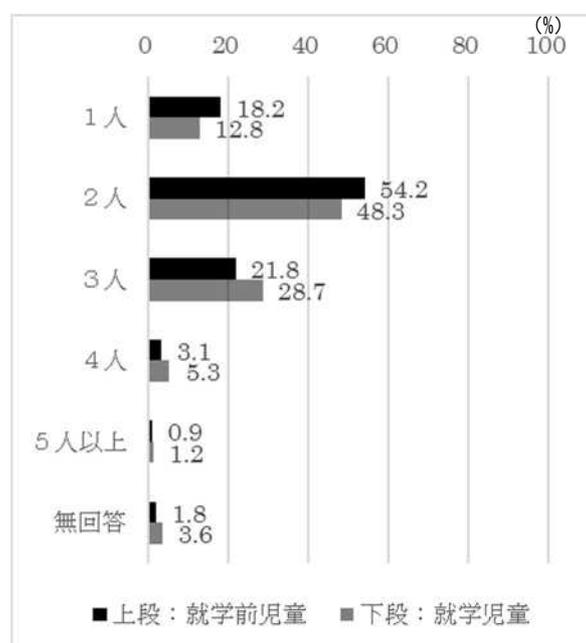
■理想とする子どもの数と実際(予定を含む)の数

出産や子育てに関する意識については、理想とする子どもの数では就学前児童・就学児童を持つ保護者ともに「2人」または「3人」と回答している割合がいずれも45%前後であるのに対し、実際の子どもの数(予定を含む)では、「2人」が就学前児童では54.2%、就学児童では、48.3%で最も多く、次いで就学前児童では「3人」が21.8%、就学児童においても「3人」が28.7%となっています。

【理想とする子どもの数】



【実際(予定)の子どもの数】



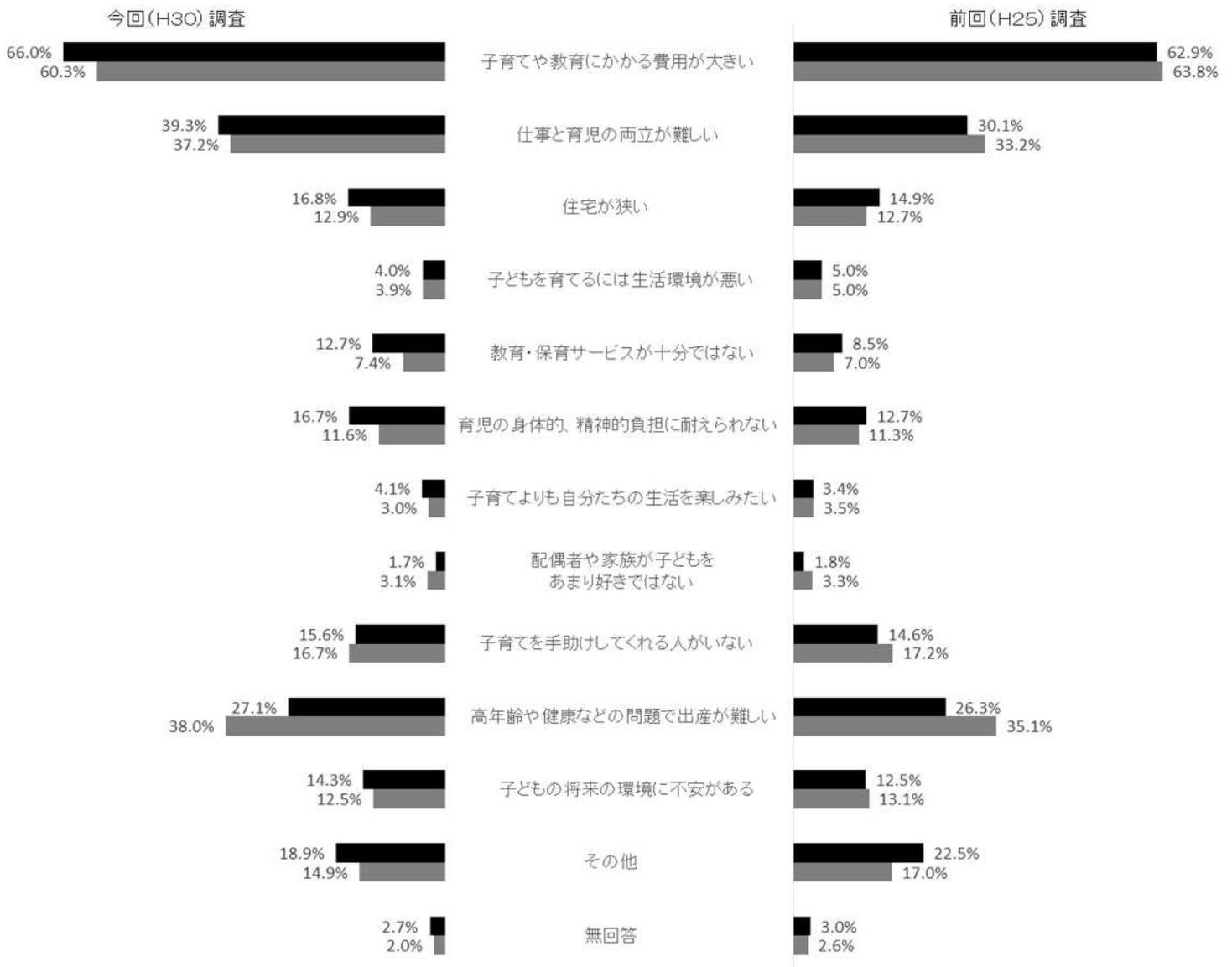
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

■子どもの数が理想よりも少ない理由

実際の子どもの数が理想より少ない理由としては、就学前児童、就学児童ともに「子育てや教育にかかる費用が大きい」が最も多く、経済的な不安から理想より少ない子どもの数になっています。次いで、就学前児童では「仕事と育児の両立が難しい」と答える割合が高く、平成25年度の調査時よりも9.2ポイント上昇して39.3%となり、子育てしながら働く環境の整備が求められていることがわかります。また、就学児童では「高年齢や健康などの問題で出産が難しい」と答える割合が38%となっています。

【子どもの数が理想よりも少ない理由】

上段：就学前児童 下段：就学児童



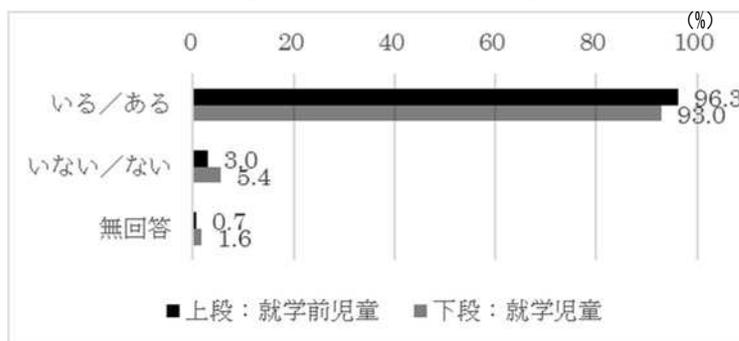
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

(2)子育てに関する相談について

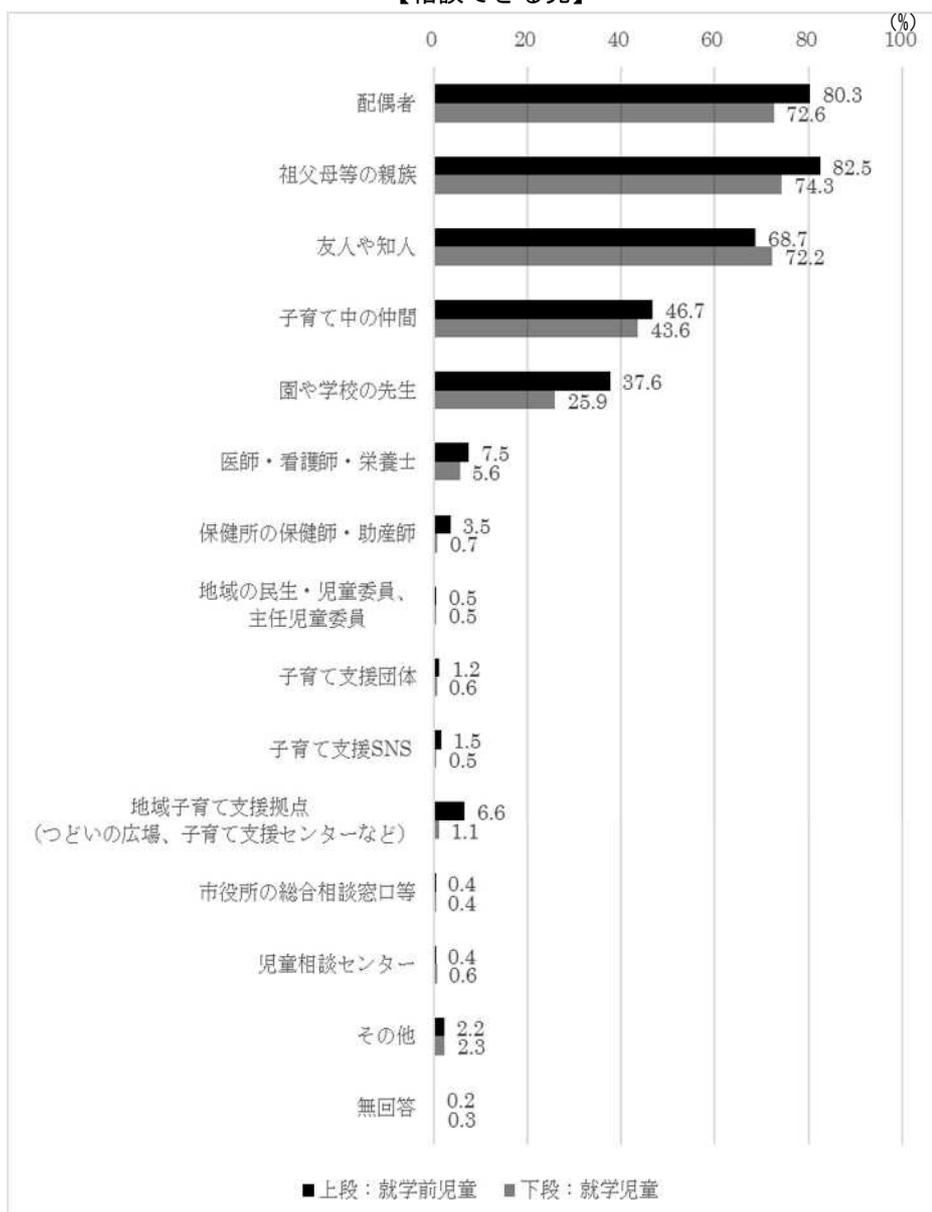
■気軽に相談できる人と、その相談先について

子育てに関して何らかの不安を抱える保護者は多いですが、子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人がいるかどうかについては、就学前児童、就学児童ともに90%以上となっており、その相談先としては、配偶者や祖父母等の親族、友人や知人を挙げる割合が最も高くなっており、身近な所で相談できていることが伺えます。

【相談できる人について】



【相談できる先】



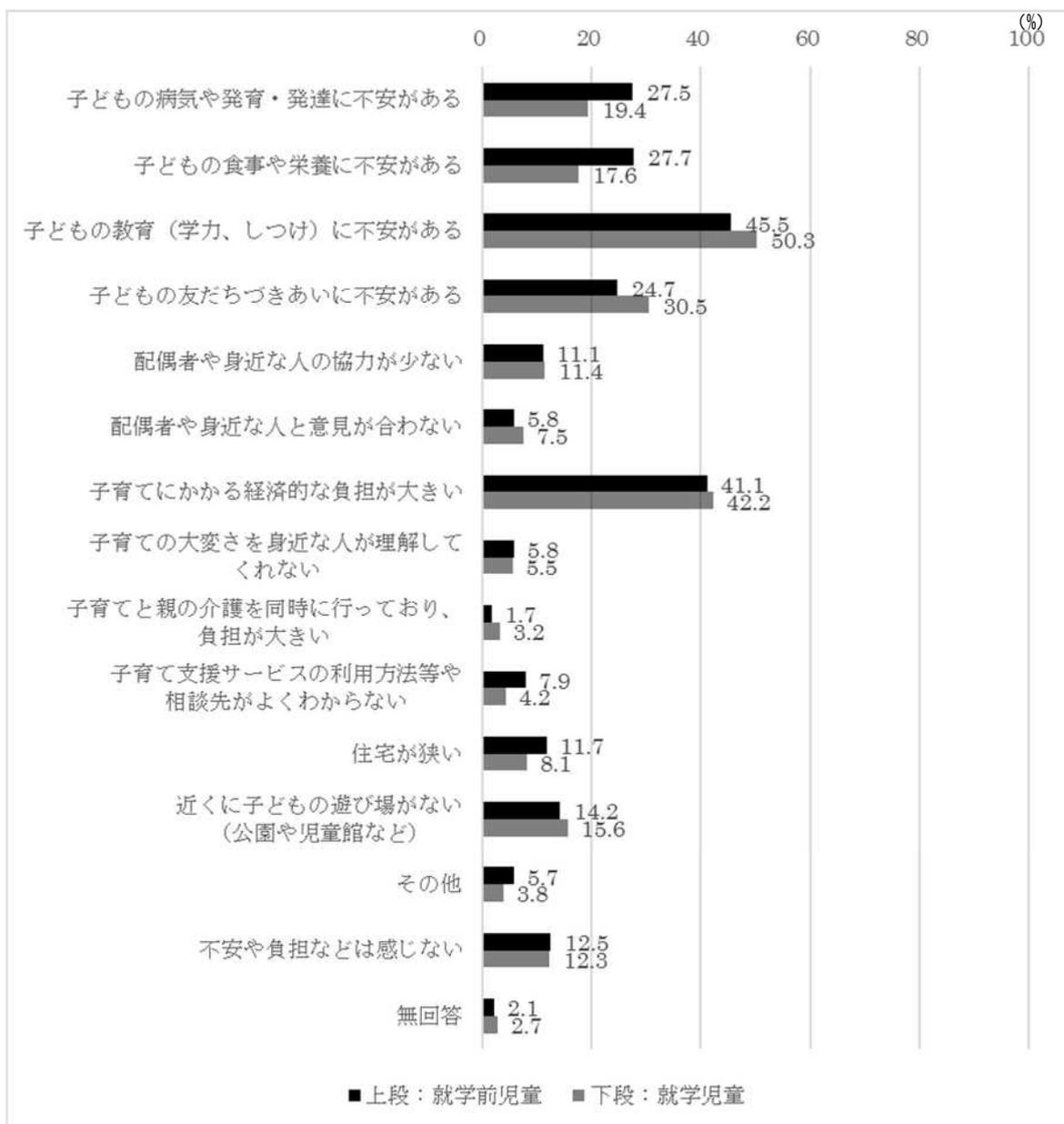
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

(3)子育て全般について

■子育てに関する不安について

子育てに関する不安では、就学前児童、就学児童ともに子どもの教育（学力、しつけ）に不安を感じる保護者や、経済的な負担を感じる保護者の割合が高くなっています。次いで、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に不安がある」、「子どもの食事や栄養に不安がある」と答える割合がいずれも27%台となっており、就学児童では「子どもの友だちづきあいに不安がある」が30.5%となっています。

【子育てに関する不安について】

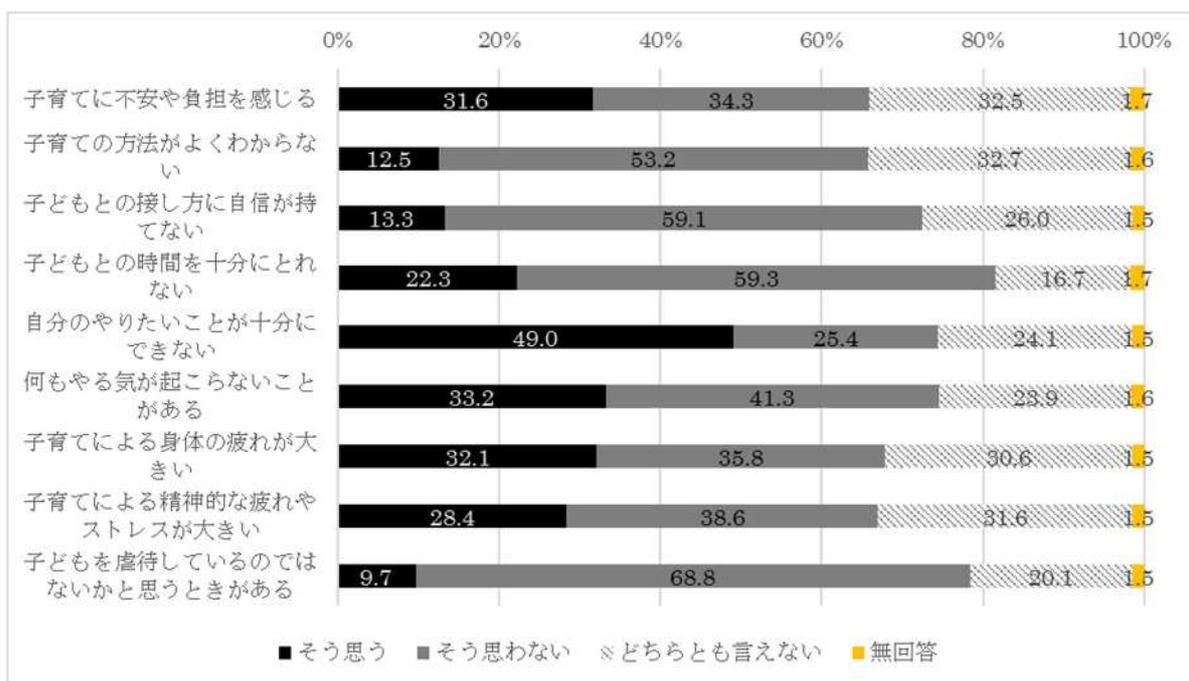


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

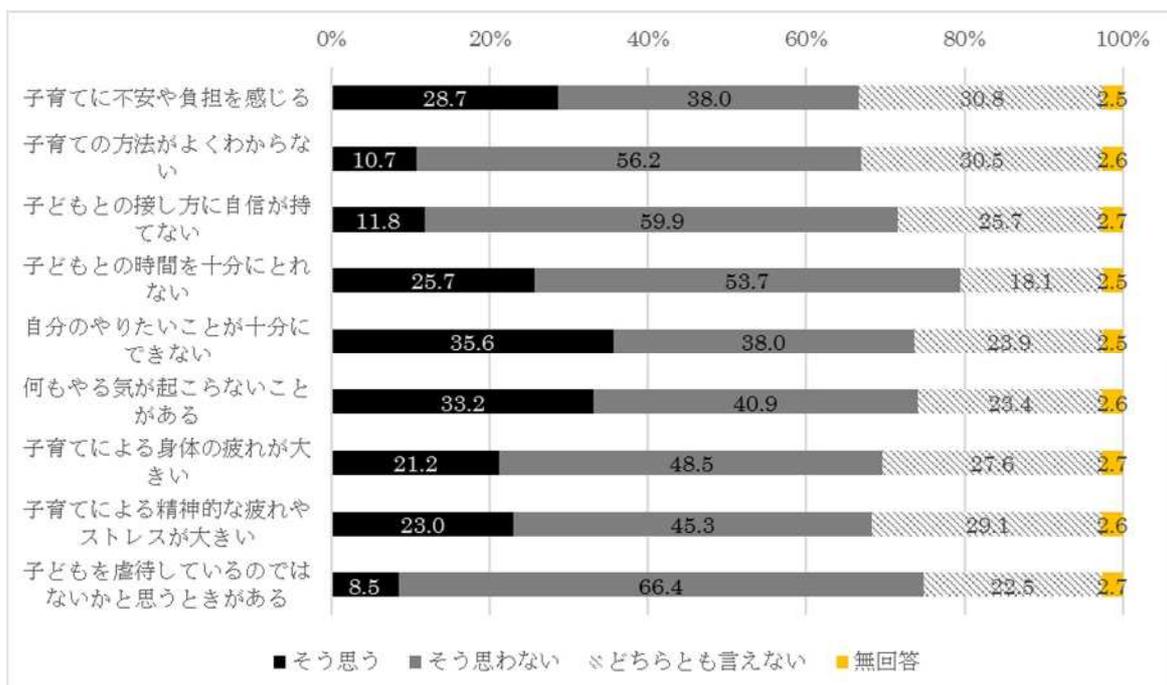
■子育てをする上での母親、父親それぞれの気持ちや体調について

子育てをする上での母親、父親の意識については、父親と母親の間で相違が見られます。母親は、「自分のやりたいことが十分にできない」と答える割合が就学前児童、就学児童ともに最も高くなっています。そして、「子育てに不安や負担を感じる」「何もやる気が起こらないことがある」がいずれも30%前後となっています。また、就学前児童の母親では、約30%が子育てによる身体の疲れや精神的な疲れ・ストレスを訴えています。一方で父親は、「子どもとの時間を十分に取れない」と答えている割合が最も高くなっています。このことから、子育ては主に母親が中心となっており、父親は子育てより仕事を優先せざるを得ない傾向が続いていることが分かります。

【母親（就学前児童）】

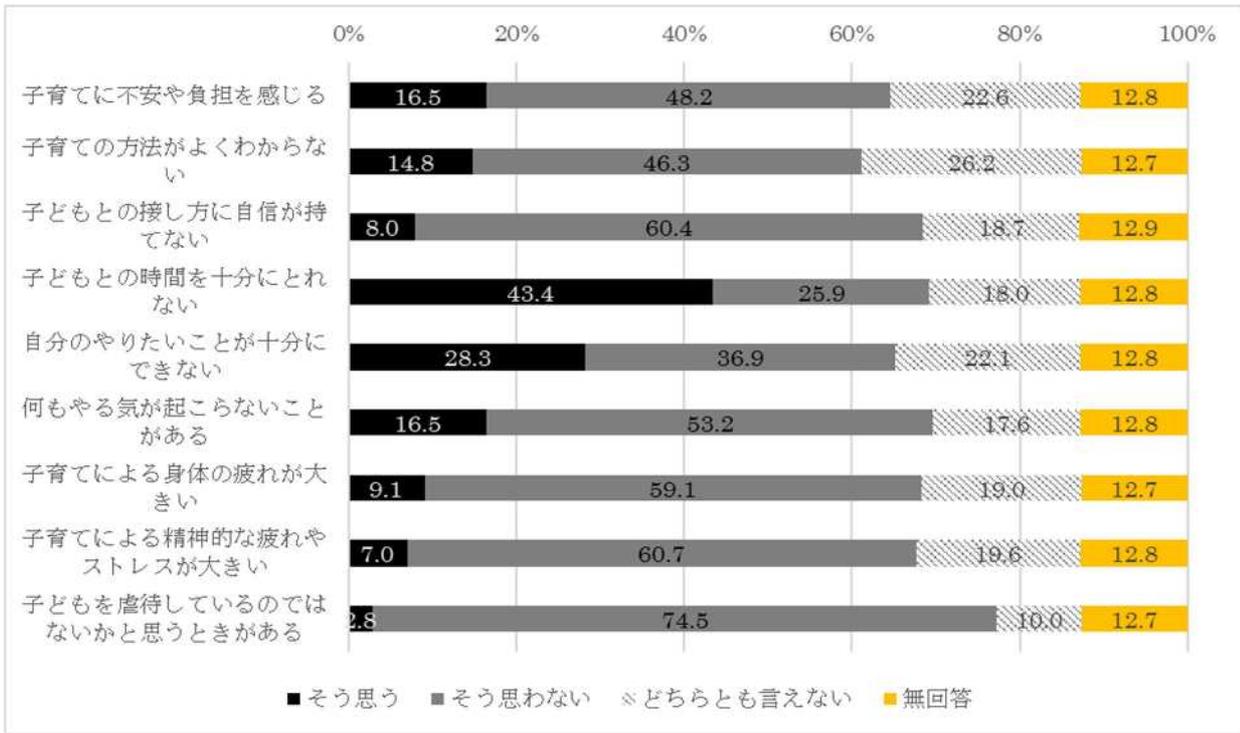


【母親（就学児童）】

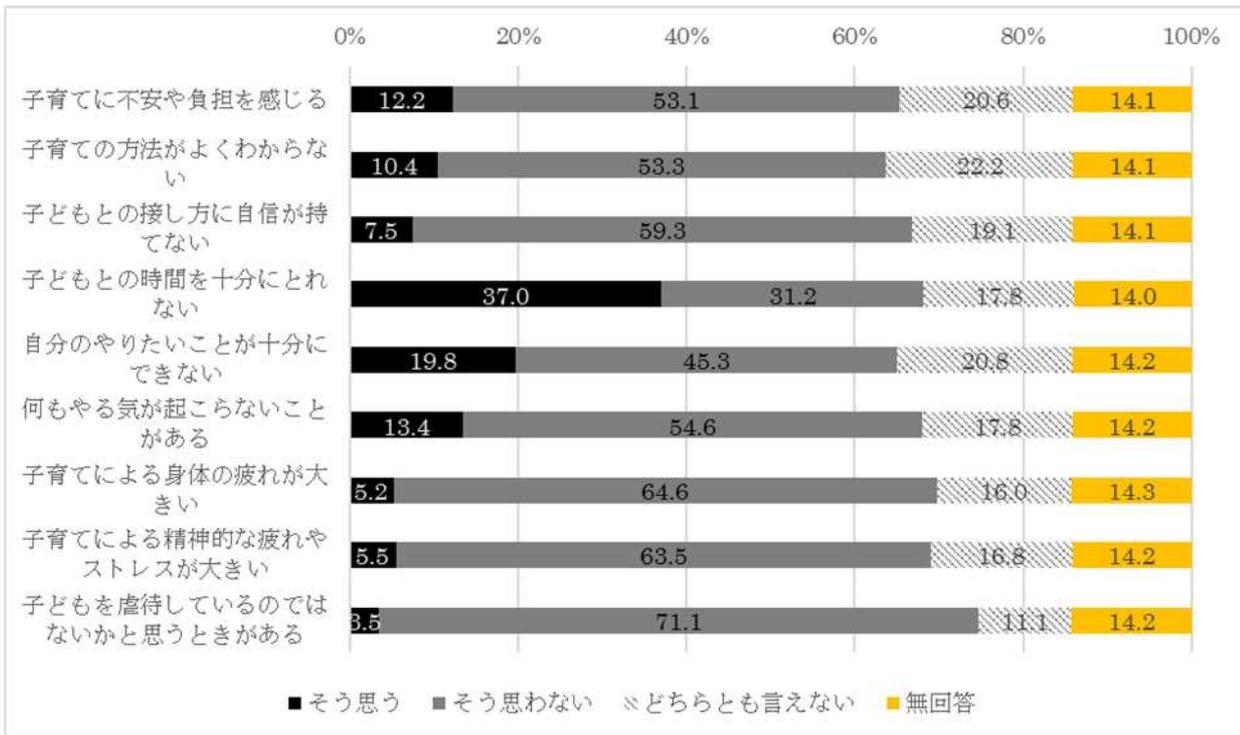


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

【父親（就学前児童）】



【父親（就学児童）】

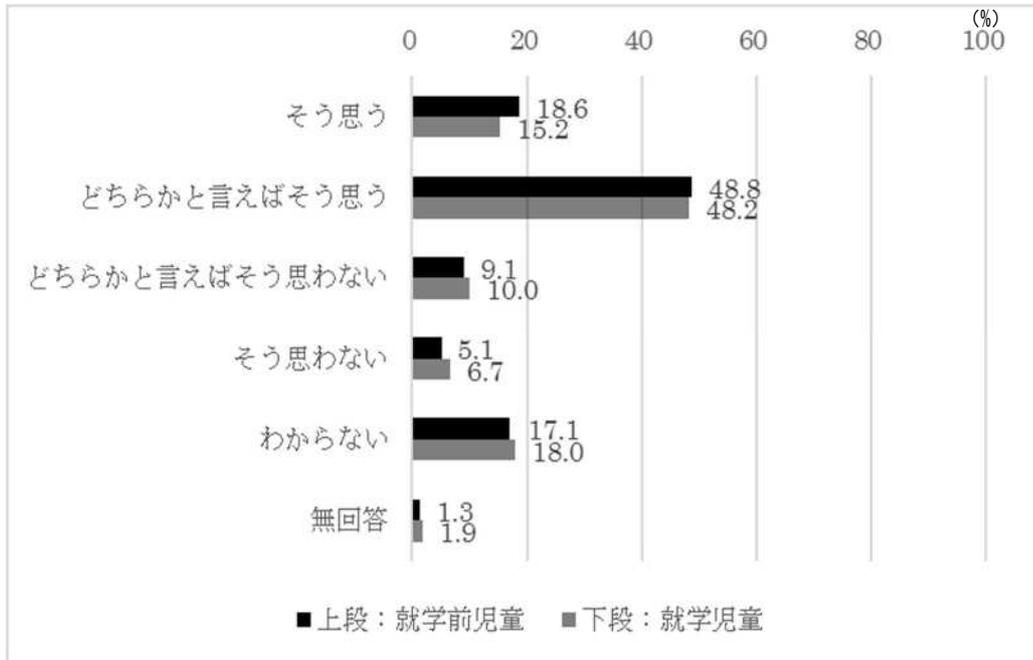


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

■豊橋は子育てをする上で住みよいまちだと思うか

本市の子育て環境をどのように感じているかについて、「子育てをする上で住みよい」と思う割合は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせて就学前児童では67.4%、就学児童では63.4%となっています。

【豊橋は子育てをする上で住みよいまちだと思うか】



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

第3章 第1期 子ども・子育て応援プランの評価

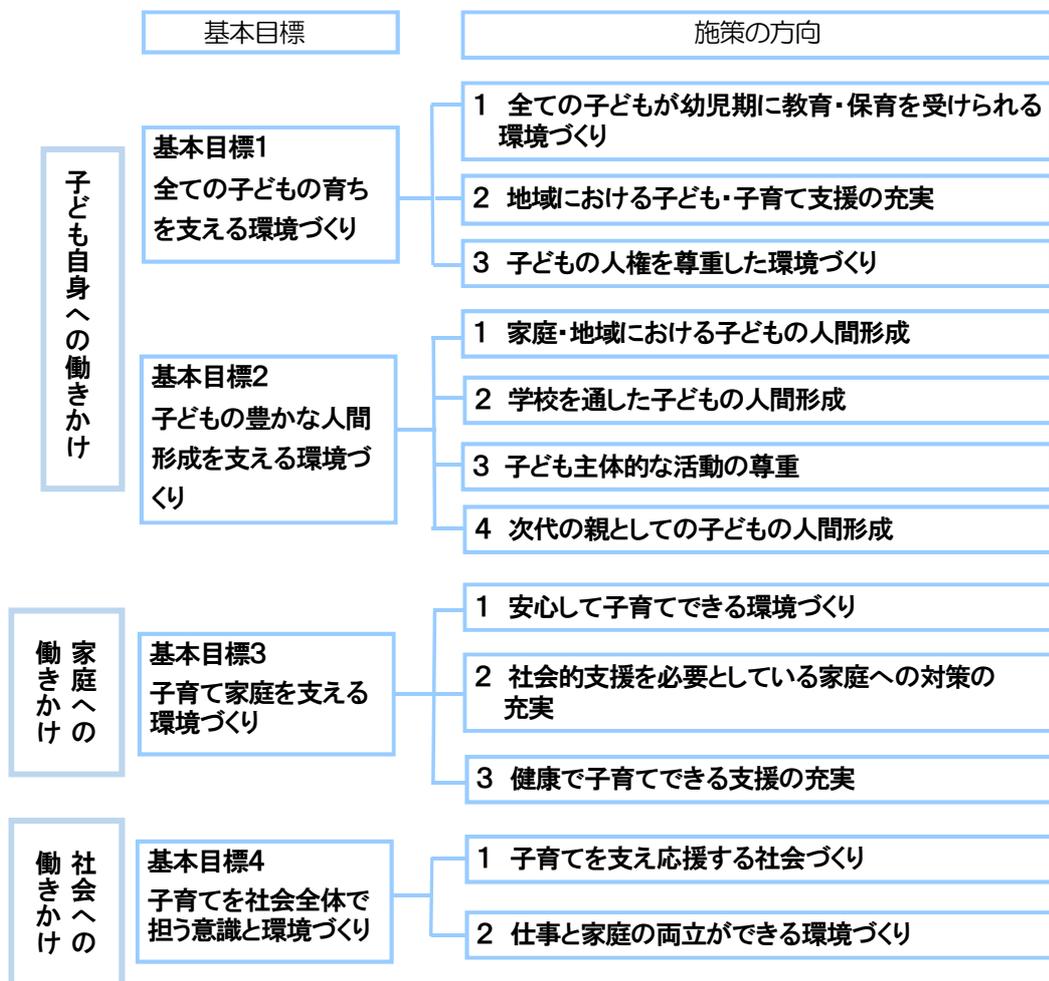
1 ニーズ調査結果等を踏まえた第1期 子ども・子育て応援プランの評価

第1期子ども・子育て応援プラン（平成27年度～令和元年度）においては、4つの基本目標のもとに12の施策の方向に基づく現況と課題を踏まえて評価指標を設け、30の推進施策を掲げて事業を進めてきました。

第2期子ども・子育て応援プランの策定にあたっては、これまでの推進施策について点検・評価を行い、ニーズ調査における評価指標の評価と合わせて、第2期子ども・子育て応援プランに引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野を明確にする必要があります。

そこで、第1期子ども・子育て応援プランにおける施策の方向ごとの評価を行いました。

■ 第1期子ども・子育て応援プランにおける施策の体系



(1) 施策の方向ごとの評価

施策の方向ごとの評価は、豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査での回答結果を基に設定した「評価指標」による評価と、事業を主体的に実施する担当課における進捗評価を基にした「推進施策の進捗状況」の2つを点数化し、それぞれの平均点の合計により総合評価を行いました。また、これらの評価を基に施策の方向ごとの課題を考察しました。

評価項目	評価基準
(ア) 評価指標	◎：目標値を達成（3点） ○：目標を下回るが前回の調査を10ポイント以上上回る（2点） △：前回調査を多少上回る程度（1点） ▼：前回調査を下回る（0点）
(イ) 推進施策の進捗状況	a：前進している（平均点2.5点以上） b：概ね順調に進んでいる（平均点1.5点～2.4点） c：あまり順調に進んでいない（平均点1.4点以下） ※平均点とは、各事業ごとの進捗度を評価（前進している（3点）、おおむね推進した（2点）、一部未実施の事業あり（1点））し、推進施策ごとに算出した数値
(ウ) 総合評価	（ア）の平均点＋（イ）の平均点 A：5.0点以上 成果が上がっている B：2.1点～4.9点 概ね成果が上がっている C：2.0点以下 あまり成果が上がっていない

基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

施策の方向 1-1 すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり

(ア) 評価指標

○保育サービスの利用状況についての現状
「希望した時期に保育サービスを利用
できた」割合(%)

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 90.0	就学前児童 72.2	就学前児童 72.1	▼(0点)

(イ) 推進施策の進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①幼児期の教育・保育事業の充実	6	a (2.5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育事業 ・幼稚園、保育園職員研修 ・幼保連携型認定こども園整備 ・保育園園舎等のリニューアル など

■ 主な事業の成果

- ・教育・保育事業の受け皿の拡大(利用定員 940人分拡大)
- ・幼保連携型認定こども園の整備(2→19園)
- ・保育園園舎等のリニューアル(12園)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (2.5点)

■ 課題

評価指標については、前回調査時とほぼ同じで、目標値には達しておらず、保育ニーズの充実が課題となっています。核家族化や共働き家庭の増加により、0~2歳児の入園希望が増加傾向にあるなか、待機児童を発生させないよう、保育需要の変化に対応した受け皿の確保をしつつ、保育指針等の改訂を受けた幼児教育・保育の質の向上を図る必要があります。また、幼児教育・保育の無償化にともない認可外保育施設が無償化の対象として加えられていることから、指導監督の強化を図る必要があります。

施策の方向 1-2 地域における子ども・子育て支援の充実

(ア) 評価指標

- 子育てをする環境についての現状
「地域において多様な子育て支援が充実していると感じる」割合(%)
- 子育てをする環境についての現状
「子育ての相談窓口が充実していると感じる」割合(%)

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 60.0 就学児童 60.0	就学前児童 40.3 就学児童 32.7	就学前児童 40.1 就学児童 37.6	▼(0点) △(1点)
就学前児童 65.0 就学児童 65.0	就学前児童 44.3 就学児童 34.6	就学前児童 49.1 就学児童 40.1	△(1点) △(1点)

(イ) 推進施策の進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実	19	a (2.8点)	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり ・延長保育事業 ・休日保育事業 ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域子育て支援センター事業 ・病児保育 ・養育支援訪問事業 ・利用者支援事業 など
②子育てに関する相談、情報提供の充実	12	a (2.8点)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援プラットフォーム事業 ・豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の運営 ・家庭児童相談 ・子ども・若者総合相談 ・教育相談 ・教育支援コーディネーターの配置 ・民生委員児童委員、主任児童委員の活動支援 など

■ 主な事業の成果

- ・ファミリー・サポート・センター利用料補助の開始(ひとり親H27～、多子H28～、H30:46件)
- ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口の開設(H28.7月～、相談件数:H30こども未来館 1,201件、こども保健課 3,492件)
- ・一時預かり(未就園児の預かり保育)の充実(指定施設増 3→5施設)
- ・病児保育の充実(実施施設増 1→3施設)
- ・保育コンシェルジュの設置(R1年度～、配置:1名)
- ・地域子育て支援センターの増設(3→5か所)
- ・チャイルドサポートプランの開始(H30.10月～、H30参加者:300人)
- ・放課後児童クラブの充実(増設:公営44→53件 民営30→40件、対象学年の拡大、利用料軽減等)
- ・母子健康手帳アプリの導入、育なびレターの配信開始(H29～)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (3.6点)

■ 課題

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、年齢や環境に合った様々なサービスの充実に取り組んだことにより、「地域において多様な子育て支援が充実していると感じる」割合は就学前児童を除き、評価指標は前回調査時より上回りましたが、目標値には届いていない状況にあります。ニーズ調査では、子どもの病気の際の対応について、父母が仕事を休んだ割合が、就学前・就学児童ともに最も高いことから病児保育へのニーズは高く、急な用事やリフレッシュ等での就園前児童の預かり保育の利用ニーズとあわせ、今後も保育サービスを確保、周知していくことが必要です。

また、近年、保護者の就労が増え、放課後児童クラブのニーズが高まっています。就学前児童では、低学年で60%、高学年では30%の割合で夏休みなどの長期休業期間の利用希望があるため、ニーズに対応した放課後児童クラブの充実を図る必要があります。

施策の方向 1-3 子どもの人権を尊重した環境づくり

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「児童虐待の早期発見や防止等子どもの人権を守る体制が整っていると感じる」割合 (%)

目標 (H31 年度)	H25 年度調査	H30 年度調査	評価指標による評価
就学前児童 60.0	就学前児童 27.5	就学前児童 36.1	△ (1 点)
就学児童 60.0	就学児童 26.9	就学児童 34.3	△ (1 点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①子どもの権利に関する啓発活動の充実	8	b (2.3 点)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが主役の子ども会議の開催 人権に関する学習機会の提供 子どもの権利擁護 オレンジリボンデー(とよはし子どもの人権デー)の周知 など
②児童虐待防止体制の充実	11	a (2.5 点)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談 児童虐待防止に関するネットワークの推進 児童虐待防止に関する啓発活動 など

■ 主な事業の成果

- ・こども若者総合相談支援センターの開設 (H29.10 月～)
- ・ホームスタート事業の実施 (H30～、H30：9 件)
- ・スクールソーシャルワーカーの増員 (H28～：1 名、H30～：3 名)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (3.4 点)

■ 課題

子どもの権利について、ニーズ調査で「子どもの権利に国際的な条約があること」を知らない割合は 7 割と前回調査とほぼ変わらず、目標値を大きく下回っています。今後も、様々な場面で啓発し、親だけでなく、子どもに対して早い段階から広く周知する必要があります。

児童虐待防止については、関係部署、関係機関との連携強化や地域の見守りのほか、相談窓口を設置し、母子健康手帳の交付からの切れ目のない対応を実施してきましたが、評価指標は、前回調査より上がったものの目標値には遠い状況にあります。虐待相談件数が増加傾向にあり、関係機関との連携体制の強化や相談窓口の普及啓発をはじめとした児童虐待防止啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

施策の方向 2-1 家庭・地域における子どもの人間形成

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「親子・子ども同士の交流の場や多様な
体験の場が充実していると感じる」
割合 (%)

目標 (H31 年度)	H25 年度調査	H30 年度調査	評価指標による評価
就学前児童 70.0	就学前児童 57.9	就学前児童 56.1	▼ (0 点)
就学児童 60.0	就学児童 52.7	就学児童 51.7	▼ (0 点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①家庭や地域における 教育力の向上	10	b (2.3 点)	・幼児ふれあい教室 ・パパママ子育て講座 ・初めての絵本との出会い事業 ・家庭教育講座 ・子育て学習講座 など
②多様な体験活動の充 実	8	b (2.4 点)	・地域スポーツ推進事業 ・親子のふれあい、自然とのふれあい事業 ・芸術・文化ふれあい体験 など

■ 主な事業の成果

- ・幼児ふれあい教室を保育園・幼稚園で開催 (H28～)
- ・孫育て講座の実施 (H29～)
- ・ここにこサークルの充実 (実施会場増 36→38 か所)
- ・地域未来塾ステップ (中高生対象学習支援事業) (H29～、H30 参加者：184 人)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (2.4 点)

■ 課題

乳幼児を持つ家庭を対象とした親子のふれあいの機会の充実や、親同士の交流や学びの場となる家庭教育に関する様々な講座を実施するなどしてきましたが、評価指標については前回調査を下回りました。子どもたちが多様な体験活動を通して、仲間や地域の方とふれあう機会を確保するなど、企画内容を充実し、参加しやすい工夫や、効果的な広報活動が課題となっています。

家庭教育講座は連続講座を単発セミナーに変更するとともに、親子のふれあいをメインとした企画を多く実施することで気軽に参加できる内容としたことで、参加者を増やすことができました。今後も、保護者のニーズをよく把握し、家庭教育支援を充実していく必要があります。

地域未来塾ステップは、不登校や家庭の事情により学習習慣が十分に身につけていない中高生を対象に学習支援を実施しており、参加者・保護者へ実施したアンケートでも高評価を得ていますが、引き続き児童生徒が参加しやすい環境を整えていく必要があります。

施策の方向 2-2 学校を通した子どもの人間形成

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「子どもの教育環境が充実していると
感じる」割合(%)

目標 (H31 年度)	H25 年度調査	H30 年度調査	評価指標による評価
就学児童 70.0	就学児童 58.9	就学児童 54.6	▼(0点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①個性と創造性を育む 学校教育の推進	7	b (2.1点)	<ul style="list-style-type: none"> 開かれた学校づくりの推進 わくわく Work in とよはし 特色ある学校づくり推進事業 福祉教育活動の推進 など
②教育体制の充実	9	b (2.4点)	<ul style="list-style-type: none"> 英会話のできる豊橋っ子の育成 外国人児童生徒相談コーナーの運営 幼年期教育の推進 適応指導教室(ほっとプラザ) 外国人児童生徒教育相談 など

■ 主な事業の成果

- ・外国人生徒初期支援校「みらい」の開設 (H30:豊岡中学校、R1:羽田中学校)
- ・イメージ教育コースの実施 (R1~, 八町小学校にて試行 ※R2より実施)
- ・ICTを活用した教育
- ・ほっとプラザの増設 (2→3 か所)
- ・小中学校へのスポーツトレーナーの派遣 (H29~: 2名、4校巡回)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (2.3点)

■ 課題

子どもたちの個性や創造性を伸ばしながら、知識や社会性を学ぶことができる学習機会の充実や、開かれた学校づくりの推進として、家庭や地域を巻き込んだ地域ぐるみの特色ある学校づくりを推進しました。さらに、来日間もない外国人生徒への初期支援を行い、学校生活への適応等にも努め、各教科(国語、道徳除く)の授業を英語で行うイメージ教育を試行するなど、すべての子どもがこれからの多様化社会を豊かに生きていくことを目指した施策を講じています。しかし、評価指標は前回調査を下回り、すべての子どもが安心して教育が受けられるような体制の充実にさらに取り組む必要があります。またニーズ調査では、学校施設の改善や教師の質の向上、自然とのふれあいや体験学習の機会、国際交流の機会への期待が高くなっており、教育環境を一層充実させていく必要があります。

施策の方向 2-3 子どもの主体的な活動の尊重

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「子どもが気軽に利用できる施設や場所
が整っていると感じる」割合（％）

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 70.0	就学前児童 59.6	就学前児童 57.1	▼(0点)
就学児童 60.0	就学児童 49.0	就学児童 42.8	▼(0点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①遊び場、施設等の充実	7	a (2.6点)	・こども未来館の運営 ・交通児童館事業 ・公園等の整備 など
②子どもの年齢に応じた居場所づくり	4	a (2.8点)	・放課後子ども教室 ・放課後児童クラブと一体・連携した放課後子ども教室 ・まちの居場所づくり活性化施策の推進 など
③青少年への活動支援	3	b (2.0点)	・こども未来館の運営参画 ・青少年の活動への支援 など

■主な事業の成果

- ・多世代交流の場としてのまちの居場所を開設（H30～、2か所）
- ・つどいの広場の開設（3→4か所）
- ・地域子育て支援センターの開設（3→5か所）
- ・放課後児童クラブと一体・連携した放課後子ども教室の開催（H29～、H30 参加者：990人、5校区）

(ウ) 総合評価：概ね成果が上がっている B（2.5点）

■課題

こども未来館や交通児童館など、乳幼児だけでなく小学生から高校生まで利用できるイベントやボランティア参加などの取組みを行い、地域子育て支援センターとつどいの広場を増設してきましたが、評価指標は前回調査からポイントを下げ、親子が安心して遊べる場や交流できる場の整備、情報の周知が課題となっています。特に、就学児童については前回調査より6ポイント程度下がっており、身近で安心して過ごせる施設や場所の充実が課題となっています。

土日を主として開催していた放課後子ども教室（地域いきいき子育て促進事業）を、一部校区において放課後児童クラブと一体・連携した放課後子ども教室（トヨッキースクール）として拡充しました。今後も関係部署と地域の方が連携し、すべての児童が参加できる体制づくりを進め、放課後を安心して過ごせる環境づくりに取り組む必要があります。

施策の方向 2-4 次代の親としての子どもの人間形成

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「子どもが生命の大切さや性についての正しい知識を学ぶ機会があると感じる」割合(%)

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 50.0	就学前児童 26.6	就学前児童 27.7	△(1点)
就学児童 50.0	就学児童 30.9	就学児童 35.1	△(1点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①親となるための教育の充実	2	a (2.5点)	・赤ちゃんふれあい体験 ・中学生と幼児とのふれあい体験学習 など
②思春期対策の充実	4	a (2.5点)	・性と命に関する啓発活動 ・思春期精神保健相談 など

■ 主な事業の成果

- ・赤ちゃんふれあい体験の実施 (H30: 10校)
- ・性と命に関する啓発活動 (H30: 3校)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (3.5点)

■ 課題

少子化が進行し、子どもが乳幼児とふれあう機会が減少しているため、子どもが乳幼児とのふれあいやその親の話を聞く体験、命や性の話についての出前講座の実施などを通して、生命の大切さや子育ての素晴らしさ、心と体の健康に対する意識の醸成に取り組むとともに、性に対する正しい知識を理解し、適した時期に妊娠・出産できるように妊よう性に関する内容を充実させました。また、登校しぶりや摂食障害などの思春期にみられる心の問題についての相談の場を設け、親や関係機関と連携しながら子どもの健やかな人間形成が図れるように取り組んできました。子どもが成長していく段階ごとに生命の大切さや性について学ぶことが次代の親としての人間形成に重要となるため、継続して実施していく必要があります。

基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向 3-1 安心して子育てできる環境づくり

(ア) 評価指標

- 子育てをする環境についての現状
「子どもが安心・安全で暮らせる環境が整っていると感じる」割合(%)
- 子どもと外出する時に困ることについての現状「子どもに係る事故や犯罪の被害にあわないか心配であると感じる」割合(%)
- 子育てをする環境についての現状
「子育て家庭への経済的援助が充実していると感じる」割合(%)

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 50.0	就学前児童 41.8	就学前児童 38.9	▼(0点)
就学児童 50.0	就学児童 36.3	就学児童 39.0	△(1点)

就学前児童 35.0	就学前児童 43.6	就学前児童 53.2	▼(0点)
就学児童 45.0	就学児童 56.8	就学児童 56.9	▼(0点)

就学前児童 50.0	就学前児童 33.8	就学前児童 36.2	△(1点)
就学児童 50.0	就学児童 32.9	就学児童 36.3	△(1点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①安全で、安心して生活できる環境づくり	7	b (2.3点)	・交通安全教室 ・防犯教室講座 ・幼児交通安全クラブ連絡協議会への支援 ・通学路等の安全確保 など
②地域ぐるみで子どもを守る環境づくり	4	b (2.0点)	・安全・安心まちづくり地域防犯事業 ・少年愛護センター補導事業 など
③子どもと安心して出かけられるまちの整備	3	b (2.3点)	・人にやさしいまちづくり推進事業 ・ユニバーサルデザイン推進事業 ・赤ちゃんの駅 など
④子育てに伴う経済的負担の軽減	8	b (2.4点)	・子ども医療費助成事業 ・保育料の軽減 ・幼稚園就園奨励費補助 ・就学援助
⑤防災及び災害時の子育て支援の充実	10	a (2.5点)	・安全教育推進事業 ・防災訓練等 ・防災まちづくりモデル校区事業 など

■ 主な事業の成果

- ・赤ちゃんの駅の登録件数の増加とwebアプリの公開(H30～、H31.3月現在 234件)
- ・豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例制定(H30)
- ・子ども医療費助成の拡充(H29.12月～、中学校卒業まで入通院全額助成)
- ・本市独自の保育料減額措置
- ・子育て世帯向け住宅の供給促進(入居戸数 11→25件)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (2.8点)

■ 課題

ニーズ調査で「子育て家庭への経済的援助が充実している」割合については、一定の評価が見られますが、「子どもに係る事故や犯罪の被害にあわないか心配」の割合は前回調査を上回っています。近年、予期せぬ事故や犯罪等が起こるなか、子どもが安全に安心して暮らせる環境を整備するために、子どもが通る道路などでの事故等への対策や、地域での見守り体制の強化が必要です。また、災害時における子育て支援について、乳幼児向けの備蓄品や必需品の確保、災害後の子育て支援施設等の再開に向けた対策、情報の提供について検討していく必要があります。

施策の方向 3-2 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

(ア) 評価指標

- 子育てをする環境についての現状
「ひとり親家庭および障害がある児童への支援が充実していると感じる」割合(%)
- 子育てをする環境についての現状
「外国人家庭への子育て支援が充実していると感じる」割合(%)

目標 (H31年度)	H25年度調査	H30年度調査	評価指標による評価
就学前児童 60.0	就学前児童 42.2	就学前児童 47.0	△(1点)
就学児童 60.0	就学児童 37.9	就学児童 44.3	△(1点)

就学前児童 50.0	就学前児童 43.1	就学前児童 47.8	△(1点)
就学児童 50.0	就学児童 41.9	就学児童 47.8	△(1点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①ひとり親家庭における子育て及び母親等の自立への支援	12	b (2.1点)	・児童扶養手当 ・豊橋市母子父子福祉手当 ・母子家庭等就業支援事業 ・母子父子相談事業 ・ひとり親家庭への学習支援事業 など
②障害がある児童及び発達に心配のある児童の子育てへの支援	17	b (2.2点)	・こども発達センター相談、診療、通園事業 ・児童発達支援センター(高山学園)の運営 ・くすのき特別支援学校の運営 ・障害児保育 ⁵ など
③外国人家庭における子育てへの支援	9	b (2.0点)	・外国人母子保健相談 ・外国人相談事業 ・外国人児童保育円滑化事業 など
④子どもの貧困への支援	6	a (2.5点)	・生活困窮世帯及び生活保護世帯への学習支援事業 ・保育料の免除 など

■ 主な事業の成果

- ・障害児保育の指定園を増園
- ・ひとり親家庭等への学習支援の実施(H27～、H30参加者:718人)
- ・教職員向け貧困対策ハンドブック「子どもの貧困を考える」を作成(H30)
- ・学生服等リユース、フードバンク、子どもの居場所づくりを実施(H30～)
- ・居宅訪問型児童発達支援事業の実施(R1～、R1利用者2人)
- ・外国人生徒の初期支援校「みらい」の開設(H30:豊岡中学校、R1:羽田中学校)
- ・タガログ語通訳者を配置(H28～、1人)

(ウ) 総合評価:概ね成果が上がっている B(3.2点)

■ 課題

障害がある児童や発達に心配のある児童への通園や相談事業、居宅における介護への支援を実施しました。また、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象に、学習環境や社会生活における生活習慣を養う機会のある場として学習支援を行いました。評価指標については、目標値に近づいてはいますが、様々な困難や子育てへの不安を抱える家庭への支援は十分ではなく、より一層充実する必要があります。また、国際化の進展による外国につながる子どもの増加に対応すべく、相談体制の整備をしてきているところですが、そうした支援のさらなる強化についても検討していく必要があります。さらに、子どもの貧困対策のため、経済的な支援を引き続き継続しつつ、子どもが自らに自信を持ち、未来に希望や夢を描けるような支援を実施していく必要があります。

⁵ 令和元年度より「障害児保育」から「特別支援保育」へ名称変更しました。

施策の方向 3-3 健康で子育てできる支援の充実

(ア) 評価指標

○子育てをする環境についての現状
「妊娠から出産、育児まで親子への健康管理が充実していると感じる」割合（％）

目標 (H31 年度)	H25 年度調査	H30 年度調査	評価指標による評価
就学前児童 75.0	就学前児童 67.6	就学前児童 68.6	△（1点）
就学児童 75.0	就学児童 62.7	就学児童 66.1	△（1点）

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①妊娠・出産・育児の支援	12	a (2.6点)	・妊娠期の保健・医療 ・乳幼児健康診査 ・不妊治療費補助 ・未熟児養育医療給付 ・女性の健康支援事業 など
②親子の健康づくりの増進	7	a (2.6点)	・離乳食講習会 ・保育園における食育の推進 ・学校保健連携事業 など

■ 主な事業の成果

- ・女性の健康支援事業（H26～、H30：2,316人）
- ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口の開設（H28.7月～、相談件数：H30 こども未来館 1,201件、こども保健課 3,492件）
- ・産前・産後サポート事業の開設（H29～、H30：634人）
- ・産婦健康診査と産後ケア事業の開始（H30～、産婦健康診査 H30：2,182人、産後ケア事業 H30：165件）
- ・不妊・不育専門相談センターの開設（R1～）
- ・とよはし健康マイレージアプリの導入（H30～、利用者 4,198人（H31.2月末現在））

(ウ) 総合評価：概ね成果が上がっている B（3.6点）

■ 課題

妊娠・出産・子育て総合相談窓口を開設し、妊娠期から保健所と医療機関が早期に連携した妊娠期の支援の充実、乳幼児健診未受診者へのフォロー体制を整えるなど、妊娠から出産、育児までの健康に関する事業は順調に進捗しており、評価指標も前回調査より上回りました。心身ともに健やかな子育てのため、健康診査や予防接種などの機会をとらえた、早い段階での適切な対応と、母子保健施策、障害児施策、医療との緊密な連携の検討、健康マイレージアプリ等を活用した運動機会の提供等が必要です。また、時代の変遷に伴い晩婚化・晩産化が進行する中で、女性の健康ニーズを把握し、女性が望んだ時期に妊娠・出産ができるよう、妊娠に関する正しい知識の普及・啓発や、不妊・不育に関する相談支援体制を充実していく必要があります。

基本目標 4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

施策の方向 4-1 子育てを支え応援する社会づくり

(ア) 評価指標

- 子どもを預かってもらえる現状
「子育てが家族や地域の人に支えられていると感じる」割合(%)
- 子育てに関して不安を感じるものの現状
「子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者」の割合(%)

目標 (H31 年度)	H25 年度調査	H30 年度調査	評価指標による評価
就学前児童 90.0 就学児童 90.0	就学前児童 88.2 就学児童 89.1	就学前児童 90.1 就学児童 87.7	◎ (3 点) ▼ (0 点)
就学前児童 80.0 就学児童 80.0	就学前児童 91.0 就学児童 89.6	就学前児童 87.5 就学児童 87.7	△ (1 点) △ (1 点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①子育てを社会全体で支える意識の啓発	6	b (2.2 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・はぐみんデーの周知 ・家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発 ・子育て応援企業の認定・表彰 など
②地域で子どもを育てる体制の整備	11	a (2.5 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーターの養成 ・読み聞かせボランティアの養成 ・子ども会活動の推進 など
③市民協働による子育て支援の推進	6	b (2.3 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体に関する情報提供 ・子育て支援団体の育成 ・子育て支援団体と連携した児童虐待防止事業や子育て支援事業の推進 など

■ 主な事業の成果

- ・子育て応援企業認定数の増加 (H30 末時点 認定数 277 事業所)
- ・子育て応援企業、子育て支援団体と協働した「とよはし子育て応援フェス」の開催 (H30～)
- ・「とよはし子育て応援宣言」の発表 (H30～)
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員による乳児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) の実施 (H30、訪問対象件数: 2,819 件)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (3.6 点)

■ 課題

評価指標は、「子育てが家族や地域の人に支えられていると感じる」割合が就学前児童においては目標値を達成したにも関わらず、一方で就学児童は前回調査を下回る結果となりました。また、「子育てに関して不安感や負担感をもつ保護者」の割合はわずかに減少しました。地域とのつながりが希薄化するなか、少子化の要因の一つとされている子育てに対する不安を軽減するため平成30年度に宣言した「とよはし子育て応援宣言」の普及を通じ、自治会や企業、子育て支援団体など、地域における様々な組織や団体と連携し、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進していく必要があります。

施策の方向 4-2 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

(ア) 評価指標

- 女性が出産後も就労できている現状
「女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることができている」割合(%)
- 子育てをする環境についての現状
「地域の子育て家庭への支援に積極的な企業が多いと思う」割合(%)
- 子育てする上で子どもと接する現状
「子どもと一緒に時間を十分に取れると考える保護者」の割合(%)

目標 (H31年度)		H25年度調査		H30年度調査		評価指標による評価
全体	35.0	全体	23.6	全体	30.0	△(1点)
就学前児童	35.0	就学前児童	15.1	就学前児童	20.2	△(1点)
就学児童	35.0	就学児童	12.2	就学児童	20.1	△(1点)
就学前児童 父親	50.0	就学前児童 父親	24.0	就学前児童 父親	25.9	△(1点)
母親	80.0	母親	60.6	母親	59.3	▼(0点)
就学児童 父親	50.0	就学児童 父親	28.5	就学児童 父親	31.2	△(1点)
母親	70.0	母親	55.2	母親	53.7	▼(0点)

(イ) 推進施策と進捗状況

推進施策	事業数	進捗状況 (平均点)	主な事業
①仕事と家庭の両立支援	9	b (2.3点)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・子育て中の女性の再就職支援 ・結婚支援事業 など
②企業による子育て支援の推進	5	b (2.4点)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭優待事業(はぐみんカード) ・子育て応援企業の認定・表彰 ・赤ちゃんの駅 など

■ 主な事業の成果

- ・結婚支援事業の充実(婚活サポーター53人、出会いづくり応援企業23社)
- ・働きやすい職場づくりに関する中小企業向けセミナーを実施
(女性雇用支援制度活用普及事業(H29~30)、働きやすい職場づくり啓発事業(H31~))
- ・男女共同参画啓発紙「花づな」(全戸配布)でワークライフバランスを特集(H30)
- ・女性のための再就職支援事業として無料相談と連続講座を実施(H28~)

(ウ) 総合評価: 概ね成果が上がっている B (3.1点)

■ 課題

ニーズ調査で母親の就労状況について尋ねたところ、前回調査に比べてパート・アルバイトも含め就労している割合が高くなっており、働き続けながら子育てをする女性が増えています。また、それに伴い、「子育て家庭への支援に積極的な企業が多いと思う」割合も前回調査に比べて高くなっています。その一方で、「子どもと一緒に時間が十分取れると考える保護者」の割合が下がっているのは、仕事と子育てで多忙なため、家族でゆっくりとした時間が持てないことを表しています。長時間労働の是正などワークライフバランスの推進について企業への啓発を実施するほか、男性の育児休業取得や育児参加を通じて、男性の子育てに対する意識の啓発を図る必要があります。

また、未婚化・晩婚化が進む傾向にあるため、結婚を望む人に対する出会いの機会の提供などにも引き続き取り組む必要があります。

(2) 基本目標ごとの指標の達成状況・進捗状況及び総括

基本目標1 全ての子どもの育ちを支える環境づくり

■評価結果一覧

対象者	対象指標	評価指標				事業数	推進施策の進捗状況		
		◎	○	△	▼		a	b	c
就学前児童	3	0	0	1	2	37	28	9	0
就学児童	2	0	0	2	0				

【評価指標】 ◎：目標値を達成 ○：目標を下回るが前回調査を10ポイント以上上回る

△：前回調査を多少上回る程度 ▼：前回調査を下回る

【推進施策の進捗状況】 a：前進している b：概ね順調に進んでいる c：あまり順調に進んでいない

■評価

就学前児童については、幼保連携型認定こども園を拡大したほか、病児保育や一時預かりを増設するなど、多様な保育サービスを充実してきましたが、保護者の就労が増加しており、ニーズに対応した教育、保育の受け皿確保と質の確保が必要となっています。

就学児童については、放課後児童クラブの増設、受入学年の引き上げ、時間延長などを実施しましたが、ニーズの高まりは大きく、さらなる充実が必要となっています。

また、妊娠・出産・子育て総合相談窓口の開設、養育支援訪問など切れ目ない子育て支援や、こども若者総合相談支援センターを中心とした関係機関との連携による要保護児童対策などを実施してきましたが、児童虐待相談件数は増加しており、さらなる充実が必要となっています。

基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

■評価結果一覧

対象者	対象指標	評価指標				事業数	推進施策の進捗状況		
		◎	○	△	▼		a	b	c
就学前児童	3	0	0	1	2	54	21	33	0
就学児童	4	0	0	1	3				

■評価

子どもが健やかに育つために様々な体験ができる機会づくりとして、幼児ふれあい教室の開催場所を保育園、幼稚園等にも拡大しました。また、地域で様々な遊びや学習を経験ができるよう、地域いきいき子育て促進事業として地域人材による子育て講座を実施しました。また、学校ではICTを活用した教育の推進や、イメージ教育の試行実施、外国人生徒への初期支援など、さまざまな教育も行ってきましたが、評価指標は前回調査を下回り、ニーズが多様化しています。

子どもの年齢、多様化するニーズを踏まえ、様々な体験や学習の機会を設けるとともに、子どもの安全、安心な居場所を充実する必要があります。

基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

■評価結果一覧

対象者	対象指標	評価指標				事業数	推進施策の進捗状況		
		◎	○	△	▼		a	b	c
就学前児童	6	0	0	4	2	95	29	66	0
就学児童	6	0	0	5	1				

■評価

子育てに対するさまざまな不安が、希望する数の子どもを持たない大きな要因となっています。生活環境の安全対策のほか、子育てにかかる経済的負担の軽減、健康で子育てできる支援などに取り組みました。調査では、経済的支援や親子の健康管理に関しては前回調査を上回ったものの、子どもが被害にあう事件、事故が絶えない状況の中、子どもが安全に、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

また、ひとり親家庭や、障害がある子ども、発達に心配のある子ども、外国人家庭への支援について、評価指標は前回調査よりも向上しています。外国につながる家庭は増加し、子どもの貧困対策も求められる中、さらなる支援の充実が必要となっています。

基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

■評価結果一覧

対象者	対象指標	評価指標				事業数	推進施策の進捗状況		
		◎	○	△	▼		a	b	c
就学前児童	5	1	0	3	1	37	14	23	0
就学児童	5	0	0	3	2				
全体	1	0	0	1	0				

■評価

家庭において、母親と父親が子育てを担うだけでなく、社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるため、地域や企業への働きかけを進め、子育て応援企業の認定・表彰制度では、認定企業が大きく増加しました。このような取り組みを実施した結果、子育てが家族や地域の人に支えられていると感じる割合が前回調査を上回るなど、徐々にではありますが、子育てを応援する意識は広がりを見せています。

保護者の就労が増加しており、仕事と子育ての両立が進むよう、企業や家庭への働きかけを継続して実施するとともに、社会全体で子育てを応援する意識がさらに広がるよう、平成30年11月に発表した「とよはし子育て応援宣言」の考えをさらに広めていけるよう啓発を進める必要があります。

『とよはし子育て応援宣言』

子どもの声は未来を創る声である、と私たちは考えます。

小さな子どもが泣いたり、騒いだりしても、まわりにいる人たちが優しく見守り、子ども連れの人に寄り添うことができれば、子育てする人の気持ちが楽になり、子育てがもっと楽しくなる、と私たちは考えます。

子ども連れの方は、まわりの方の心遣いを感じたら、子どもたちが様々な経験を積み、健やかに育つような機会としてください。

子育てする人を社会全体で応援するまちにするため、次のとおり宣言します。

とよはしを子どもが幸せで、誰もが子育てを楽しめるまちにするため
わたしたちは

- ・未来を創る子どもの声を、笑顔を、優しく見守ります。
- ・子育てするすべての人に寄り添い、応援します。
- ・お互いさまの気持ちで、子どもの健やかな成長を支えます。

総括

第1期子ども・子育て応援プランでは、「社会の宝、次代を担う希望、現在と未来をつなぐ架け橋」である子どもたち一人ひとりが、健やかに育つことができ、「笑顔と子どもたちの元気な声があふれる子育てしやすいまち」の実現を目指し、「子ども自身への働きかけ」「家庭への働きかけ」「社会への働きかけ」という3つの視点を持ち、4つの基本目標を定め、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ総合的な子育て支援の政策を推進し、多様化するニーズに対応してきました。

本市の出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率においても平成28年は低下し、平成29、30年はともに1.53と伸び悩む状況にあります。一方で、第2子、第3子の出生率についてはやや上昇傾向にあり、子育てに伴う経済的支援や、妊娠・出産・子育て総合相談窓口の開設など、子育てを切れ目なく支援してきた一定の成果と考えられます。本市の少子化に歯止めをかけるため、未婚化・晩婚化対策はもとより、安心して子どもを産み育てられる「子育て応援のまちとよはし」を目指し、子育てと仕事の両立支援のさらなる充実や、困難を抱える子ども・家庭への支援、社会全体で子育てを見守り、支援する意識の醸成を図るとともに、早い段階から妊娠・出産の知識の啓発を行うなど、結婚から妊娠・出産・子育てにわたる切れ目ない支援により一層取り組む必要があります。

第4章 基本理念と基本目標

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本計画は、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までのすべての子ども自身の「育ち」と、妊娠前から妊娠期、子育て中の保護者（子育て家庭）を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、社会のあらゆる構成員が一体となって子ども・子育て支援を推進するため、基本的な考え方、施策の方向及び具体的な取組みを明らかにするものです。

平成 28 年の児童福祉法の改正において、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が法の基本理念として盛り込まれました。子ども・子育て支援の推進にあたっては、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、子どもの権利条約の4つの柱を踏まえ、「子どもにとっての最善の利益」を念頭に、「切れ目のない育ちの支援」をすることを基本的考え方とします。

「子どもの権利条約」 4つの柱

生きる権利
守られる権利
育つ権利
参加する権利

(2) 基本理念

豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし

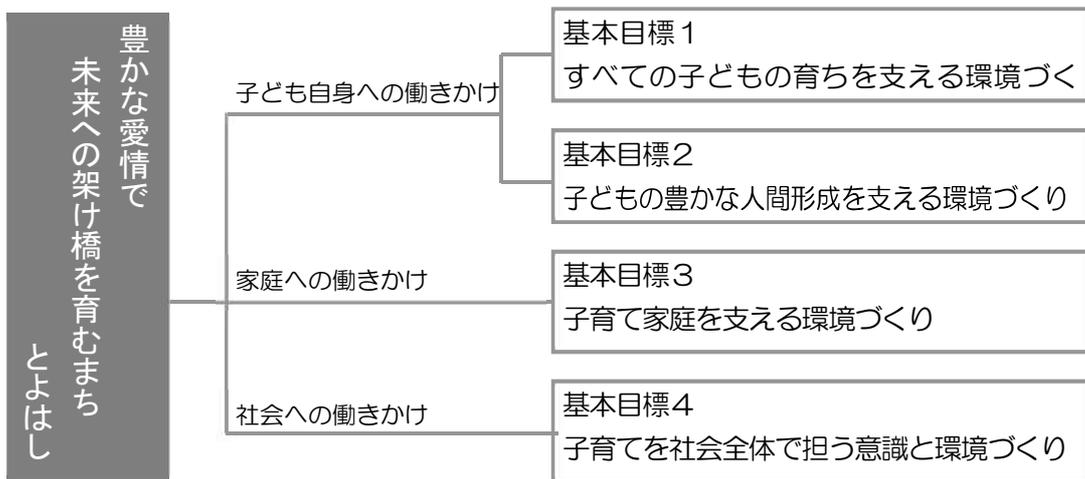
子どもは社会の宝、次代を担う希望であり、現在と未来をつなぐ架け橋です。子どもたち一人ひとりが健やかに育つことができるよう、地域や社会が愛情を持って家庭に寄り添い、子育てに夢と誇りが持てる環境づくりを目指し、子どもたちの笑顔と子どもたちの元気な声があふれるまちの実現に向け、この基本理念を掲げます。

(3) 基本目標

この基本理念に基づき、本市における子ども・子育て支援の柱として次の4つを基本目標とします。4つの基本目標は、「子ども自身への働きかけ」「家庭への働きかけ」「社会への働きかけ」という3つの視点を持って設けます。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちの人権が等しく守られることを前提として、すべての子どもが発達段階に応じた質の高い教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を受けられる環境を整備するとともに、こうした環境が保障されて初めて、子どもの豊かな人間形成へと導くことが可能となります。

そのため、本計画では、「子ども自身への働きかけ」において、「すべての子どもの育ちを支える環境づくり」と「子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり」の2つを基本目標として設定します。



基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

幼児期の教育・保育や地域における子育て支援を推進するとともに、子どもの人権を尊重した環境づくりを進め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

すべての子どもが、家庭で愛情深く育てられ、地域の人々に支えられながら様々な経験を通して自信をつけ成長することができる環境を整え、一人ひとりの子どもの心豊かな育ちを等しく保障することを目指します。

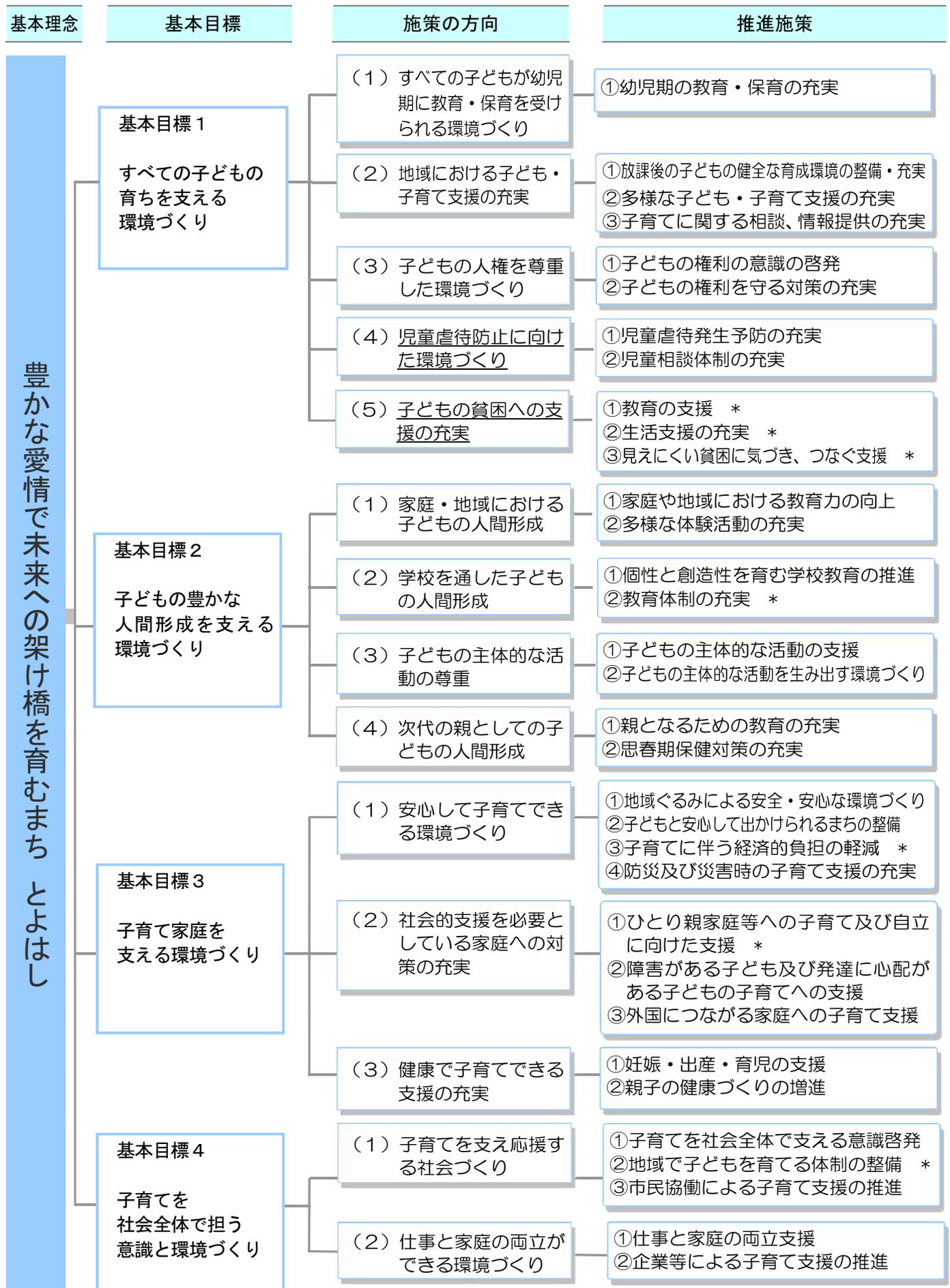
基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、社会的支援を必要とする家庭への支援を充実し、健康で安心して子育てできる地域社会の実現を目指します。

基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

出産・子育てと仕事の両立が実現できる環境づくりなど、社会のすべての構成員が子育てを支え応援する意識を持ち、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる地域社会の実現を目指します。

2 計画の体系



下線は第2期子ども・子育て応援プランの施策の方向に新たに位置付け
* 豊橋市子どもの貧困対策推進計画に位置付ける推進施策

第5章 施策の展開

4つの基本目標の実現に向けて、14の施策の方向に基づく現況と課題を踏まえて評価指標を定め、個々の事業を展開し、計画を推進していきます。

(推進施策の太字は、第1期子ども・子育て応援プラン策定後に開始された事業(今後開始予定を含む))

基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

幼児期の教育・保育や地域における子育て支援を推進するとともに、子どもの人権を尊重した環境づくりを進め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【施策の方向】

- (1) すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり
- (2) 地域における子ども・子育て支援の充実
- (3) 子どもの人権を尊重した環境づくり
- (4) 児童虐待防止に向けた環境づくり
- (5) 子どもの貧困への支援の充実

施策の方向(1) すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり

取組み方針

○すべての子どもが希望する時期に幼児教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズに応じた、多様で質の高い教育・保育環境の整備に努めます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「希望した時期に保育サービスを利用できた」割合 ¹	就学前児童 72.1%	就学前児童 80.0%
2	保育所・認定こども園における待機児童数	0人	0人
3	認可外保育施設指導監督基準を満たす施設数	1施設	35施設
4	幼児教育・保育従事者に対する研修の延受講者数	3,010人	3,300人
5	保育士と求人園のマッチング件数	85件	120件

推進施策①：幼児期の教育・保育の充実

No	事業名	事業内容
1	幼児教育・保育	幼児期の教育を行う幼稚園、保護者の就労などによって家庭で保育できない保護者に代わり乳幼児の保育を行う保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う幼保連携型認定こども園で教育・保育を行います。
2	幼児教育・保育従事者の研修	幼児教育・保育従事者に対し研修会や講演会を開催し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
3	幼保連携型認定こども園の整備	幼保連携型認定こども園を、地域的なバランス等を考慮し整備します。
4	保育園園舎等のリニューアル	老朽化した保育園園舎等の整備を行い、幼児教育・保育の機能や環境の向上を図ります。
5	保育施設の指導監督	認可外保育施設を含めた保育施設に指導監査等を行い、保育サービスの質の確保を図ります。
6	保育士・保育所支援窓口	保育士不足を解消するため、専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置して、潜在保育士の掘り起こし、求職保育士と求人園のマッチングのほか、保育士再就職研修や相談支援を実施します。

¹ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

施策の方向(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

取組み方針

- 児童が放課後を安全で安心して過ごすことができるよう、利用者ニーズに応じた健全な育成環境の整備に努めます。
- 子どもの発達段階や家庭の状況に応じて、必要な時に必要な支援が受けられるよう、多様な保育サービスや子育て支援サービスを提供します。
- 子育て家庭が、ニーズに合わせて多様な保育サービスや子育て支援サービスから必要な支援を選択し利用できるよう、適切な情報を提供するとともに、保護者に寄り添いながら相談体制を充実します。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「地域において多様な子育て支援が充実している」と感じる割合 ²	就学前児童 40.1% 就学児童 37.6%	就学前児童 60.0% 就学児童 60.0%
2	「子育ての相談窓口が充実している」と感じる割合 ²	就学前児童 49.1% 就学児童 40.1%	就学前児童 65.0% 就学児童 65.0%
3	希望する児童が放課後児童クラブを利用できた割合	98.5%	100%
4	子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の月平均ページビュー数	17,123件	40,000件

² 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

推進施策①：放課後の子どもの健全な育成環境の整備・充実

No	事業名	事業内容
1	放課後児童クラブ	昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。
2	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

関連事業（掲載箇所）

- ・地域いきいき子育て促進事業（p.66、2-(1)-①）
- ・放課後子ども教室（p.66、2-(1)-①）
- ・トヨッキースクール（p.66、2-(1)-①）

推進施策②：多様な子ども・子育て支援の充実

No	事業名	事業内容
1	多様な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり（未就園児対象³、幼稚園型Ⅰ⁴、<u>幼稚園型Ⅱ</u>⁵） ・延長保育 ・休日保育 ・病児保育
2	多様な子育て支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ショートステイ、トワイライトステイ⁶ ・ファミリー・サポート・センター⁷ ・地域子育て支援拠点（こども未来館子育てプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場、ここにこサークル）⁸ ・三人乗り自転車の貸し出し ・<u>シルバー人材センターによる子育て支援サービス</u>
3	子育て家庭への訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）⁹ ・養育支援訪問¹⁰

³ 未就園児を対象として、保育園等において、保護者の就労などで一時的に家庭で保育ができない場合や、育児疲れの解消などを目的とした一時的な保育を実施します。

⁴ 幼稚園在園児、認定こども園1号認定子どもを対象として、通常教育時間前後や夏休みなど長期休業期間中に、園児を預かります。

⁵ 幼稚園において、保育認定を受けた満2歳から3歳の誕生日を迎えた年度末までの児童を定期的に預かります。

⁶ 保護者が病気・出産・冠婚葬祭等や、夜間・休日の仕事等の場合、児童を乳児院や児童養護施設で一時的に預かります。

⁷ 子どもの預かりや送迎について、子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人のネットワークをつくり、育児の相互援助を実施します。

⁸ 0～3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくり、子育てに関する相談対応、講習会を開催します。

⁹ 乳児家庭の孤立化を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員児童委員、主任児童委員が家庭訪問します。

¹⁰ 育児不安などを持つ養育者を対象に、保健師、助産師、保育士が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援を行います。また、不適切な養育状態にある家庭を訪問し、養育環境の改善や子の発達保障等のための相談、支援を行います。

推進施策③：子育てに関する相談、情報提供の充実

No	事業名	事業内容
1	子ども・子育てに関する多様な相談体制の提供	<ul style="list-style-type: none"> • <u>妊娠・出産・子育て総合相談窓口</u> 保健所・保健センターとこども未来館において、母子健康手帳の交付及び面接相談・情報提供・支援計画の作成を行うとともに、地域の子育て支援事業に関する情報提供や相談・助言、就学前の子どもを持つ家庭向けの教育・保育事業の紹介等を行います。 • <u>保育コンシェルジュ</u> 保育園等に入園する前から入園に至るまで、教育・保育事業や保育サービスを必要とする保護者への継続的な支援を実施します。 • <u>子どもから若者までの総合相談支援</u> 育児やしつけといった育成相談などについての指導・助言、養育困難や虐待通告などの子ども等に関する相談全般から継続的なソーシャルワーク業務までを行うとともに、民間支援団体による不登校やひきこもりなどの社会的困難を抱えた子ども・若者に関する相談支援を行います。 • <u>教育相談</u> 専任の相談員が、子どもや保護者、教員からのいじめや不登校、軽度発達障害など様々な悩みや問題の相談に対応します。心理カウンセラーが児童生徒の問題行動等についてカウンセリングを実施します。
2	子育て支援に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て情報紙やインターネット等を活用した情報発信¹¹
3	教育支援コーディネーターの配置	教育支援コーディネーターを教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、子どもの置かれた環境への働きかけや、関係機関との連携・調整、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供などを行います。
4	<u>子ども相談連絡会</u>	子育て支援の拠点としてこども未来館が中心となり、地域の子育て事業の充実と関係機関のネットワーク化を進めるために定期的に情報交換を行います。

¹¹ 子育て情報紙を作成し、こんにちは赤ちゃん訪問事業や健康診査、子ども関連の窓口などで配布します。また、ボランティアレポーターの育成やアプリ等の活用により、子育て家庭が必要とする情報を効果的に発信するとともに、子育て支援情報ポータルサイト「育なび」により情報を一元的に集約するなど、子育て家庭に分かりやすく情報提供を行います。

施策の方向(3) 子どもの人権を尊重した環境づくり

取組み方針

○子どもの最善の利益を考え、子どもの視点に立った環境づくりを進めるために、「児童の権利に関する条約」にうたわれた子どもの4つの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されるよう、一層の啓発に取り組みます。

○子どもと関わる機関や学校・地域との連携強化を図るとともに、子どもを対象とした相談体制の整備や学習機会の提供など、子どもの権利を守る対策の充実に取り組みます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子どもの権利に関する国際的な条約がある（日本も加わっている）ことを知っている」割合 ¹²	就学前児童 28.6% 就学児童 27.1%	就学前児童 50.0% 就学児童 50.0%
2	こども専用相談ダイヤルへの相談件数	50件	150件

推進施策①：子どもの権利の意識の啓発

No	事業名	事業内容
1	人権に関する学習機会の提供	道徳や総合的な学習、学級活動等の様々な場面で命や人権の尊さを学ぶ機会を積極的に設け、人権を尊重する意識を高めます。併せて、教職員の資質向上、人材育成のための研修会を提供します。
2	子どもの人権に関する啓発活動	「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、すべての子どもたちの権利が尊重されるよう、小・中学校等への訪問授業や、イベントでの啓発活動など、人権擁護委員と連携し、様々な場面で啓発をします。

¹² 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

推進施策②：子どもの権利を守る対策の充実

No	事業名	事業内容
1	<u>SOSの出し方教育</u>	児童生徒が自己肯定感を持てるように支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対して適切な行動が取れるように教育します。
2	<u>いじめ対策</u>	児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域住民その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組みます。
3	<u>こども専用相談ダイヤル</u>	悩みなどを抱える子どもから直接相談を受けられるよう、無料の専用相談ダイヤルを設けます。
4	<u>ゲートキーパー研修</u>	教職員、市職員等、子ども・若者に関わる支援者等へ、自殺予防につなげるために必要な知識と専門機関へのつなぎ方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。
5	<u>LGBT 等性的少数者の理解促進・支援</u>	LGBT（性的少数者）について基礎的な知識を学び、性の多様性について考える研修等を開催し、啓発を行います。また、LGBTに関連する生きづらさの悩みなどの相談・支援を行います。

関連事業（掲載箇所）

- ・子ども・子育てに関する多様な相談体制の提供（p.56、1-(2)-③）
- ・教育支援コーディネーターの配置（p.56、1-(2)-③）

施策の方向(4) 児童虐待防止に向けた環境づくり

取組み方針

○児童虐待から子どもを守るため、妊娠期からの切れ目のない支援により、保護者の不安感・負担感を軽減するほか、体罰によらない子育ての啓発を行うなど、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

○子ども家庭総合支援拠点である「こども若者総合相談支援センター」を中心として、子どもに関わる関係機関との連携を強化するとともに、児童相談所設置の検討を含め児童相談体制を充実していきます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「児童虐待の早期発見や防止等子どもの人権を守る体制が整っている」と感じる割合 ¹³	就学前児童 36.1% 就学児童 34.3%	就学前児童 60.0% 就学児童 60.0%
2	所在不明児童数	0人	0人

推進施策①：児童虐待発生予防の充実

No	事業名	事業内容
1	児童相談	家庭や関係機関から、家庭養育が困難な児童についての相談を受け、子どもや家庭にとって最も効果的な相談援助活動を行います。また、児童虐待の通告窓口としての対応も行います。
2	児童虐待防止に関する啓発活動	11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童や保護者へオレンジリボン（児童虐待予防）の啓発リーフレットを配布するとともに、市民向けに様々なイベントやキャンペーンを実施するなど啓発活動を行います。
3	ハイリスク家庭の把握と対応	望まない妊娠等で妊娠届出が遅い場合や乳幼児健診未受診などの子育て困難が予測される家庭の支援充実のため、ハイリスク専任保健師を配置し、相談や訪問等を行います。
4	所在不明児童の対応	家庭訪問をしても会えないなど所在不明が疑われるケースについては、対象児童の福祉、保健、教育に関する子ども関連情報を集約し、関係課と情報共有、連携して対応します。
5	心理検査に基づく相談	資格を有する心理担当職員が心理検査を実施し、検査結果を保護者や子どもに伝え、子育ての悩みや問題となる行動への対応について助言をします。

¹³ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

No	事業名	事業内容
6	<u>民間団体による家庭訪問型子育て支援</u>	研修を受けた子育て経験のあるボランティアが家庭訪問し、家事・育児支援や外出の同行を行い、子育てを支援します。
7	親支援プログラムの実施	子育てに不安を持つ保護者の不安感・負担感の軽減を図るため、また、体罰によらない子育てを推進するため、親支援プログラムを実施します。
8	<u>要支援児童ショートステイ事業</u>	保護者が育児疲れや育児不安が高まり、育児が難しい時、児童を乳児院や児童養護施設で一時的に預かります。

関連事業（掲載箇所）

- 子育て支援ショートステイ（p.55、1-(2)-②）
- 子育て家庭への訪問（p.55、1-(2)-②）
- 妊娠・出産・子育て総合相談窓口（p.56、1-(2)-③）
- 教育支援コーディネーターの配置（p.56、1-(2)-③）

推進施策②：児童相談体制の充実

No	事業名	事業内容
1	児童虐待防止に関するネットワークの推進	関係機関と連携強化を図り、関係者との調整会議や必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、要保護児童等を継続的に支援するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応及び再発防止に取り組みます。
2	<u>児童虐待対応に関する連携強化のための研修会の実施</u>	関係機関や担当者の専門性強化・対応力向上を図るとともに、関係機関との連携を強化するため、児童虐待対応に関する研修を実施します。
3	<u>児童相談体制の検討</u>	中核市としての児童相談所設置を含めた児童相談体制について、本市に相応しい在り方を具体的に検討します。

施策の方向(5) 子どもの貧困への支援の充実

取組み方針

- すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、自らの能力を伸ばし、子ども自身が生きる力を身につけられるよう、子どもの教育を支援します。
- 就学や進学に伴う経済的な支援をはじめ、生活の基本となる食にかかわる支援など生活の支援を充実します。
- 貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を醸成し、福祉、教育の関係機関をはじめ地域との連携をさらに深めながら情報を共有し、適切な支援へつなげます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子育て家庭への経済的援助が充実している」と感じる割合 ¹⁴	就学前児童 36.2% 就学児童 36.3%	就学前児童 60.0% 就学児童 60.0%
2	子ども食堂等の子どもの居場所 ¹⁵ 数	7か所	20か所

推進施策①：教育の支援

No	事業名	事業内容
1	学習・生活支援事業	生活に困窮する世帯及び生活保護世帯、ひとり親家庭の小学校4～6年生、中学生、高校生を対象に無料の学習教室を開催し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。また、参加者の保護者を対象に、学習支援コーディネーターが勉強、学校生活、親子関係等に関する相談を行います。
2	学習支援を行う団体への支援	学習支援を行っている団体へ関係する補助金や講演会等の情報を提供するなど、伴走支援を実施します。
3	自立応援事業（保育士資格取得支援）	保育士資格取得を希望しながら経済的な理由で進学が困難な学生に対して支援をします。

関連事業（掲載箇所）

- ・地域未来塾ステップ（p.66、2-(1)-①）
- ・定時制・通信制高等学校合同説明会（p.68、2-(2)-②）
- ・初期支援校「みらい」による外国籍生徒の支援（p.68、2-(2)-②）

¹⁴ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

¹⁵ 子ども食堂及び地域が主体となり実施している学習支援の場のことです。

推進施策②：生活支援の充実

No	事業名	事業内容
1	就学援助	経済的支援を必要とする市立小・中学校に通う児童生徒のいる家庭の給食や学用品費などを補助します。
2	私立高等学校及び私立専修学校高等課程等授業料補助	私立高校や私立専修学校等に就学させている家庭に対し、所得に応じて授業料の一部を補助します。
3	豊橋市未来応援奨学金	経済的な理由により進学が困難な状況においても、優れた得意分野を持ち、夢の実現に向けて頑張る学生を後押しするため、大学等の在学中に奨学金を給付します。
4	フードバンク	家庭や企業などにある食品を集め、必要とする家庭や子どもに配布する事業を実施します。
5	学生服等をリユースする取り組みへの支援	子どもの成長や卒業等で使用しなくなった学生服等を回収し、必要とする子どもに配布する事業への支援をします。
6	生活困窮家庭の親の自立支援	生活困窮者に対する自立相談などの支援をします。

関連事業（掲載箇所）

- ・保育料の軽減（p.75、3-(1)-③）
- ・幼児教育・保育の給食費（副食費）負担軽減（p.75、3-(1)-③）
- ・児童クラブ利用料の負担軽減（p.75、3-(1)-③）
- ・ファミリー・サポート・センター利用料補助（p.75、3-(1)-③）
- ・就労自立促進事業（p.78、3-(2)-①）
- ・母子家庭等就業支援センター事業（p.78、3-(2)-①）
- ・母子・父子相談（p.78、3-(2)-①）
- ・ひとり親家庭等日常生活支援（p.78、3-(2)-①）
- ・母子生活支援施設入所事業（p.78、3-(2)-①）
- ・児童扶養手当、母子父子福祉手当（p.78、3-(2)-①）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付（p.78、3-(2)-①）
- ・母子父子家庭等医療費助成（p.78、3-(2)-①）
- ・市営住宅の家賃減免（p.78、3-(2)-①）

推進施策③：見えにくい貧困に気づき、つなぐ支援

No	事業名	事業内容
1	<u>地域における子どもの居場所づくり</u>	子ども食堂など子どもの居場所となる取組みを実施している団体間のネットワーク構築をはじめ、新たに開設を検討している団体へのマニュアルを活用した相談支援等を行います。
2	<u>子どもの貧困対策プロジェクトチームの設置</u>	子どもの貧困に関する課題を共有し、今後必要となる新たな政策を立案するためのプロジェクトチームを設置します。
3	<u>子ども・若者支援地域協議会による連携</u>	多様な困難を抱える子ども・若者を支援する関係機関で構成する子ども・若者支援地域協議会で情報を共有し、若者の社会的な自立に向けた支援を行うために連携を図ります。
4	<u>子どもの貧困問題の周知</u>	保育園、小中学校等を訪問し、子どもの貧困問題について周知啓発活動を行います。

関連事業（掲載箇所）

- 児童虐待防止に関するネットワークの推進（p.60、1-(4)-②）
- 児童虐待対応に関する連携強化のための研修会の実施（p.60、1-(4)-②）
- 児童相談体制の検討（p.60、1-(4)-②）
- SSW と SC による子どもの支援（p.68、2-(2)-②）
- お互いさまのまちづくり（p.85、4-(1)-②）

基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

すべての子どもが、家庭で愛情深く育てられ、地域の人々に支えられながら様々な経験を通して自信をつけ成長することができる環境を整え、一人ひとりの子どもの心豊かな育ちを等しく保障することを目指します。

【施策の方向】

(1) 家庭・地域における子どもの人間形成

(2) 学校を通じた子どもの人間形成

(3) 子どもの主体的な活動の尊重

(4) 次代の親としての子どもの人間形成

施策の方向(1) 家庭・地域における子どもの人間形成

取組み方針

○乳幼児や小学生をもつ家庭を対象とした親子のふれあいの機会の充実や、家庭教育に関する様々な講座など子育てに関する学びの場を充実するとともに、放課後や週末等における体験活動や地域住民との交流活動などを充実します。

○子どもの感性や社会性を育み、豊かな人間性を培うため、多様な体験や交流の機会を提供します。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「親子・子ども同士の交流の場や自然の中での多様な体験の場が充実している」と感じる割合 ¹	就学前児童 56.1% 就学児童 51.7%	就学前児童 70.0% 就学児童 60.0%
2	トヨッキースクール（放課後児童クラブと一体連携した放課後子ども教室）の実施校区数	10校区	25校区

推進施策①：家庭や地域における教育力の向上

No	事業名	事業内容
1	幼児ふれあい教室	様々な遊びを通して、乳幼児期の子を持つ親に、親子のふれあいや、家庭教育を学習する場を提供するとともに、同じ年頃の親子の仲間づくりや子育て不安の解消に取り組みます。
2	初めての絵本との出会い	4か月児健康診査時に、ボランティアによる絵本の紹介や読み聞かせ活動を行い、あわせて絵本1冊と絵本袋のプレゼントをすることで絵本を介して親子がふれあうひとときを持つきっかけをつくります。
3	家庭教育セミナー	地区市民館等で、家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭における教育力の向上を図ります。
4	パパママ子育て講座	家族全員での子育て、特に男性の育児参加を支援するため、親子の様々なふれあい遊び等を通じた家庭教育やワークライフバランス（仕事と生活の調和）等に関する学習機会を提供します。
5	子育て学習講座・思春期家庭教育講座	小中学校の行事等にあわせて、保護者に子育てやしつけなどの家庭教育についての講話や意見交換会などを開催し、学習の機会や情報を提供します。

¹ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

No	事業名	事業内容
6	明るい家庭づくりの推進	明るい家庭づくりに関する作文と壁新聞を募り、優秀作品の表彰を行う大会の開催や、「青少年だより」を発行し、明るい家庭づくりの啓発活動を行います。
7	地域いきいき子育て促進事業	小学生を対象に、地域の大人が講師となり、様々な体験活動を行い、地域での子育てを実践します。
8	放課後子ども教室	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組みます。
9	<u>トヨッキースクール</u>	放課後児童クラブ及び学校と連携した、放課後児童クラブ一体連携型の放課後子ども教室として、地域で子どもを育てる風土を養い、子どもの体験活動機会を増やします。
10	<u>地域未来塾ステップ</u>	不登校や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、学習習慣の定着及び地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。
11	<u>親の学びサポート講座</u>	小中学生の保護者を対象として、家庭における子育ての方法、子どもとの接し方など具体的な例を挙げて単発講座、講演会形式で実施。また、保護者向けの講座に合わせて主に小学生向けのワークショップを同時開催します。

推進施策②：多様な体験活動の充実

No	事業名	事業内容
1	親子のふれあい、自然とのふれあい事業	少年自然の家や野外教育センターで「自然体験プログラム」を実施します。
2	ほの国こどもパスポート	東三河の小中学校児童生徒を対象に、東三河にある公共施設の入場料等が無料になる「ほの国こどもパスポート」を配布します。
3	ボランティア等による絵本の読み聞かせ	赤ちゃんから小学生と保護者を対象に、ボランティア等による絵本の紹介や読み聞かせ、手遊び、わらべうたなどを行い、絵本に親しみ、親子がふれあう場を提供します。

関連事業（掲載箇所）

- ・こども未来館（体験・発見プラザ、集いプラザ）の運営（p.70、2-(3)-②）
- ・交通児童館の運営（p.70、2-(3)-②）

施策の方向(2) 学校を通した子どもの人間形成

取組み方針

○学校教育において、一人ひとりの児童生徒の個性や創造性を大切にし、児童生徒の優れた個性を伸ばし、「学び続ける子（知）」、「いのちを大切に作る子（徳）」、「たくましく生きる子（体）」の調和のとれた人間形成を図ります。

○子どもに関わる様々な機関との連携を進め、不登校、障害や疾病、発達遅れ、言葉や文化の違いなど様々な状況にあるすべての児童生徒が安心して教育を受けられるような体制の充実に取り組みます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子どもの教育環境が充実している」と感じる割合 ²	就学児童 54.6%	就学児童 70.0%
2	地域教育ボランティアの活動人数	13,167人	18,000人

推進施策①：個性と創造性を育む学校教育の推進

No	事業名	事業内容
1	開かれた学校づくりの推進	学校評価システムの有効活用と、情報の受信や発信体制の充実に図ります。さらに、学校の教育活動を保護者や地域に積極的に公開したり、地域教育ボランティア制度を活用したりして、家庭や地域とともに歩む学校づくりを目指します。
2	新入学児童学級対応等支援事業	新入学児童学級対応等支援員を配置し、小学1年生と発達障害のある児童生徒へきめ細かな指導を進めます。
3	児童生徒に対する男女共同参画教育の推進	小・中・高等学校への出前講座を開催したり、男女共同参画について正しい知識を身につけるためのパンフレットを児童生徒向けに配布したりするなどの啓発を行います。
4	わくわく Work in とよはし	小中一貫したキャリア教育カリキュラム「わくわく Work in とよはし」に基づいて子どもの勤労観・職業観を育成します。その中核として、小学校3年生ではこども未来館での仕事体験やまちなかの商店見学を行い、中学2年生では、地域の商店・企業・公共施設などで職場体験を行います。
5	特色ある学校づくり推進事業	地域の人に学ぶ活動、環境保護活動、勤労・福祉体験活動など、「生きる力」を育む特色ある学校づくりを推進し、豊かな心と実践力のある児童生徒を育成します。

² 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

No	事業名	事業内容
6	福祉教育活動の推進	福祉に対する意識の向上や、ボランティア活動の普及、啓発のため、いきいきフェスタなどボランティア活動の場を提供します。
7	英会話のできる豊橋っ子の育成	英語でのコミュニケーション能力の育成のため、小学3・4年生ではスクールアシスタント、小学5・6年生及び中学生ではALT（外国人英語指導員）を活用して、生きた英語を学ぶ授業支援を行います。また、夏休みに開催する英語活動「12ブロック de 英語っこ」や「English Camp」など、発展的な活動を企画、開催します。
8	<u>イマージョン教育の実施</u>	公立小学校では全国初となる国語と道徳以外を英語で行う選択コースを八町小学校の全学年に設けます。

推進施策②：教育体制の充実

No	事業名	事業内容
1	幼保小連携の推進	職員連絡会や園児と生徒の交流事業等を実施し、幼稚園、保育園及び認定こども園と小学校の交流・連携を深めることにより、幼年期の子ども達の発達や学びの連続性を踏まえた幼年期教育の充実を図ります。
2	適応指導教室 (ほっとプラザ)	様々な理由によって登校できない子どもたちが、体験活動や学習支援を充実することで早期に学校復帰できるよう支援します。
3	学校図書館活動推進事業	学校図書館司書や図書館ボランティアの配置など人的支援を図るとともに、図書館機能の充実と学びの環境づくりを進めます。
4	小・中学校不登校対策支援事業	生活サポート主任の授業軽減のために非常勤講師を配置し、校内適応指導教室での支援を充実させるとともに、組織的な不登校対策を進めます。
5	定時制・通信制高等学校合同説明会	不登校やひきこもりなどの理由から進路に悩む中高生への進路選択の支援を行います。
6	<u>分身ロボット「OriHime」による支援</u>	分身ロボット「OriHime」により、入院や不登校などで学校に通えない小中学生の学習支援や心のサポートをします。
7	<u>SSW³とSC⁴による子どもの支援</u>	SSW（スクールソーシャルワーカー） ³ とSC（スクールカウンセラー） ⁴ が保護者や教員と連携しながら児童生徒の問題の解決や心のケアを行います。
8	<u>初期支援校「みらい」による外国籍生徒の支援</u>	日本語指導を集中的に行う初期支援校「みらい」により、来日間もない外国籍生徒が日本の学校にスムーズに適應し、いち早く教科学習へ移行することを支援します。

³ 「SSW」とは、教育機関において、問題を抱える児童生徒やその保護者に対して、社会福祉の視点から関係機関や学校との連絡・調整を進め、問題の解決に向けた支援を行う者のことです。

⁴ 「SC」とは、教育機関において、児童生徒やその保護者に対して、カウンセリング等を通して心のケアを行う心理相談業務に従事する心理職専門家のことです。

施策の方向(3) 子どもの主体的な活動の尊重

取組み方針

○子どもの健やかな成長を支えるため、年齢に応じ様々な体験や交流の機会を設け、子どもの主体的な活動を支援します。

○地域、学校、行政が連携し、子どもの主体的な活動を生み出す環境づくりに取り組みます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子どもが気軽に利用できる施設や場所が整っている」と感じる割合 ⁵	就学前児童 57.1% 就学児童 42.8%	就学前児童 70.0% 就学児童 60.0%
2	こども未来館（体験・発見プラザ、集いプラザ）利用者数	530,790人	540,000人

推進施策①：子どもの主体的な活動の支援

No	事業名	事業内容
1	青少年健全育成表彰	顕著な活躍をした青少年個人および青少年団体の行為を称え、青少年賞として青少年健全育成のつどいにて表彰を行います。
2	中学生まちづくり委員会の開催	次代を担う中学生に、本市の未来について話し合うことで、市の行政について理解と興味を持ってもらうとともに、中学生の視点で出されたアイデアからまちづくりのヒントを探ります。
3	若者政策提案事業	中学卒業から25歳までの若者を公募し、若者ならではの発想から事業の提案を行い、実現を図ります。
4	若者の就労意欲の醸成	企業見学バスツアーや合同企業説明会を開催し、若者の働く意欲を高め、就労へのきっかけづくりを行います。
5	高校生技術アイデア賞の表彰	高校生のものづくりへの関心を高めるとともに、探求心や創造性に富んだ人材を育成することを目的として、個人・グループなどで考えたものづくり・科学・理科・農業・林業などに関するアイデアや作品を募集し表彰します。

⁵ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

推進施策②：子どもの主体的な活動を生み出す環境づくり

No	事業名	事業内容
1	こども未来館（体験・発見プラザ、集いプラザ）の運営	子どもたちの好奇心や創造性を育むため、学べるおもちゃで自由に遊べる空間を提供するほか、職人や技術者を招いた体験プログラムや、多彩なイベントなどを開催します。
2	交通児童館の運営	児童の健康を増進し、情操をゆたかにするため、健全な遊び場を提供するとともに、交通安全ルールとマナーを身につけさせるため、さまざまな教室の開催や交通安全教室等を行います。
3	地域スポーツ推進事業	心身ともに健全な状態を保持していくために、スポーツ少年団の活動を支援し、総合型地域スポーツクラブの育成や新クラブの設立を進めていきます。
4	文化芸術体験推進事業	アーティストとの交流ができるワークショップや、作品の鑑賞体験、資料を使った体験活動を実施するとともに、本物の芸術・文化、歴史や考古学、文化財などに直接触れ、体験する機会を提供します。
5	SDGs 推進事業	SDGs の周知啓発を図るため、小中学校で SDGs の理解を深める出前講座を開催します。
6	公園等の整備	公園の新設や遊具の更新等により、安全・安心で夢のある子どもの遊び場を創出します。
7	青少年活動への支援	青少年に交流の場と研鑽の機会を提供するため、スポーツやレクリエーションなどの講座の開催や青少年団体の活動を支援します。
8	豊橋青少年オーケストラキャンプ事業	東三河地域の中学生・高校生等を対象に、一流の音楽家による指導と音楽を志す青少年の交流を促すことで、自己の向上・研鑽の場を提供します。
9	高校生と創る演劇	公募による高校生出演者とスタッフが、劇場やプロのスタッフと共に上演を経験することで、本物の芸術を体験する機会の提供を支援します。

施策の方向(4) 次代の親としての子どもの人間形成

取組み方針

○子どもが、生命の大切さや子育ての素晴らしさを認識し、男女がともに子育てを担う意識を醸成するなど、子どもが親となるための教育を充実します。

○思春期の子どもたちが、心と体の健康に対する意識を高め、性についての正しい知識を身につけられるよう、思春期保健対策の充実に取り組みます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子どもが生命の大切さや性についての正しい知識を学ぶ機会がある」と感じる割合 ⁶	就学前児童 27.7% 就学児童 35.1%	就学前児童 50.0% 就学児童 50.0%
2	赤ちゃんふれあい体験の実施回数及び受講者数	実施回数 10回 受講者数 743人	実施回数 16回 受講者数 1,100人

推進施策①：親となるための教育の充実

No	事業名	事業内容
1	赤ちゃんふれあい体験	乳児とのふれあい体験や乳児の親の話を通して、命の大切さや将来親になるための意識を育みます。
2	中学生と幼児とのふれあい体験などの学習	思春期にある子どもが、幼稚園や保育園との交流を通して、自分を見つめ、親や周りの愛情を再確認する機会として体験学習を進めます。
3	女性の健康支援事業（青年期）	性や妊よう性 ⁷ 等に関して正しく理解するために、中・高等学校・大学等を訪問する出前講座などを実施します。

推進施策②：思春期保健対策の充実

No	事業名	事業内容
1	思春期精神保健相談	登校しぶりや摂食障害などの思春期に多くみられるところの問題についての相談に応じます。
2	生徒指導教員向け研修会の実施	生徒指導に関わる教員に対し、生徒をサポートするための研修会を開催します。

⁶ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

⁷ 「妊よう性」とは、「妊娠しやすさ」を示す言葉です。妊よう性は、年齢や健康状態に大きく左右されるため、妊娠するためには、あらかじめ十分な知識をもつことが重要です。

基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、社会的支援を必要とする家庭への支援を充実し、健康で安心して子育てできる地域社会の実現を目指します。

【施策の方向】

(1) 安心して子育てできる環境づくり

(2) 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

(3) 健康で子育てできる支援の充実

施策の方向(1) 安心して子育てできる環境づくり

取組み方針

- 地域の団体や関係機関と連携し、子どもを交通事故や犯罪、有害環境から守る取組みを進めます。
- 妊娠中や子どもとの外出に伴う不便さを軽減し、安心して外出できるよう環境を整えます。
- 手当の支給、助成や補助制度などにより子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 子どもや子育て家庭を対象にした学習機会の提供や、災害後を想定した体制整備等に取り組み、防災対策や災害後における支援を充実します。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子どもが安心・安全で暮らせる環境が整っている」と感じる割合 ¹	就学前児童 38.9% 就学児童 39.0%	就学前児童 50.0% 就学児童 50.0%
2	「子どもに係る事故や犯罪の被害に遭わないか心配である」と感じる割合 ¹	就学前児童 53.2% 就学児童 56.9%	就学前児童 35.0% 就学児童 45.0%
3	「子育て家庭への経済的援助が充実している」と感じる割合 ¹	就学前児童 36.2% 就学児童 36.3%	就学前児童 50.0% 就学児童 50.0%
4	自転車損害賠償保険等の加入率 ²	40.4%	80.0%
5	赤ちゃんの駅の登録施設数	234か所	350か所

¹ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

² 現状値は、令和元年度の実績です。

推進施策①：地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり

No	事業名	事業内容
1	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室³ 幼児交通安全クラブ連絡協議会への支援⁴ 通学路等の安全の確保⁵ 自転車安全利用の推進⁶
2	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯教育講座⁷ 安全・安心まちづくり地域防犯事業⁸ 安全・安心情報配信事業⁹
3	少年愛護センター補導事業	子どもの非行・犯罪防止や被害防止のため、関係機関と連携して街頭での合同補導活動を行い、子どもの安全を確保します。

推進施策②：子どもと安心して出かけられるまちの整備

No	事業名	事業内容
1	人にやさしいまちづくり推進事業	誰もが暮らしやすいと感じる「人にやさしいまち」の実現を目指し、人のやさしさによるバリア克服の啓発に努めます。また、愛知県条例に基づき、不特定多数の人が利用する施設などのバリアフリー化を進めます。
2	ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する一環として、総合学習などの授業で活用できるユニバーサルデザイン教材セットを市内小中学校へ貸し出します。
3	赤ちゃんの駅	親子が安心して外出できるよう、おむつ交換や授乳のできる施設や店舗を赤ちゃんの駅「Baby ほっ」として登録し、施設や店舗の情報をwebマップ等により発信します。

³ 園児、児童生徒、学生などに対し、それぞれの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナーを指導して交通事故防止を図ります。

⁴ 市内園児の保護者による各園の幼児交通安全クラブが構成員となる幼児交通安全クラブ連絡協議会への支援を行い、交通安全意識の高揚、子どもの交通事故防止を図ります。

⁵ 小中学校、保護者、自治会が連携して通学路を点検し抽出された危険箇所に対し、教育委員会、警察、道路管理者、学識経験者が多角的な視点で対策を検討し、歩道設置や路面のカラー標示、通学路表示板の設置などを行うことで子どもを交通事故から守ります。

⁶ 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」に盛り込まれている自転車損害賠償保険等の加入や自転車ヘルメットの着用の促進などの安全利用に関する項目を推進するため、啓発等を行うとともに、自転車ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

⁷ 園児、児童生徒、学生などに対し、それぞれの発達段階に応じた防犯教育講座を開催し、犯罪から自らを守り、危険を回避する方法を学ぶことにより犯罪被害の防止を図ります。

⁸ 地域における「子ども見まもり隊」、「自主防犯団体」、「青パト隊」へ活動資材を配布・貸与し、住民による活動を支援するとともに、自治会などが設置する防犯灯や防犯カメラの費用の一部を補助します。

⁹ 不審者情報など、市民の安全安心に役立つ緊急情報を携帯電話等にメールで配信します。

推進施策③：子育てに伴う経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容
1	児童手当	児童を養育している親又は養育者に児童手当を支給します。
2	医療・出産に係る負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の支給¹⁰ ・子ども医療費助成事業 中学生までの子どもが診療を受けたときに、自己負担分の医療費を助成します。 ・高額療養費の支給¹¹
3	子ども・子育て支援サービスに係る負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の軽減 0～2歳児について、保育園、認定こども園の保育料について、国の定める徴収基準より低い保育料を設定します。 ・<u>子育てのための施設等利用給付</u> 「子どものための教育・保育給付」の対象外である幼稚園を利用する世帯と、保育の必要性がありながら教育・保育事業を利用せずに預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する世帯に対して「子育てのための施設等利用給付」を行います。 【給付方法等】 幼稚園・・・法定代理受領（現物給付）・月1回概算払い 預かり保育事業、認可外保育施設等・・・償還払い・年4回実績払い（給付申請は主に利用している施設において取りまとめ） ・<u>幼児教育・保育の給食費（副食費）負担軽減</u> 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、給食費は実費徴収となったことに伴い、国の負担軽減策だけでなく、市独自の軽減策を実施します。 ・<u>児童クラブ利用料の負担軽減</u>¹² ・<u>ファミリー・サポート・センター利用料補助</u>¹³
4	住居に係る負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向け住宅の供給¹⁴ ・子育て世帯の優先入居¹⁵ ・<u>歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金</u>¹⁶ ・<u>空家利活用改修費補助金</u>¹⁷
5	<u>奨学金返還支援補助金</u>	大学などを卒業後、地元の中小企業に就職し、市内に居住した若者を対象に、市と企業が奨学金返還費用の一部を助成します。

¹⁰ 国民健康保険に加入している方が出産した時、出生児1人毎に一時金を支給します。

¹¹ 国民健康保険により病気やけがで医療機関にかかり、1カ月の自己負担限度額を超過した際に支給を行います。

¹² 児童クラブに加入している児童の保護者で、一定の要件を満たしている方に対しクラブの利用料の負担を軽減します。

¹³ 一定の要件を満たすファミリー・サポート・センターの会員に対し、利用料の補助を行います。

¹⁴ 小学校就学前の子どもを持つ世帯に対し、入居期間を子の義務教育期間に限定した子育て世帯向け市営住宅を提供します。

¹⁵ ひとり親世帯や5人以上の大家族世帯及び小学校就学前の子どもを扶養している世帯に対して、市営住宅へ優先して入居できるよう配慮します。

¹⁶ 対象区域で新たに家屋を取得し、居住する世帯の中学生以下の子どもに対して、子育て奨励金を交付します。

¹⁷ 一般世帯や子育て世帯向けの空家の利活用の際に補助金を交付することで、中古物件の売買を促し、購入者の経済的負担を支援します。

推進施策④：防災及び災害時の子育て支援の充実

No	事業名	事業内容
1	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 小中学校等で、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことを気付かせるため、防災講話や起震車体験等、実技訓練等を行います。 ・防災訓練 災害に備え、小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園等において防災訓練を実施するとともに、災害発生時から再開に至るまでの体制づくりに努めます。また、校区防災訓練への子どもたちの積極的な参加を促します。
2	安全教育の推進	小中学校の日常的な安全管理の充実を図るとともに、児童生徒の「危険を予測し、回避する能力」や「安全確保に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣」を育むため、「生活安全・交通安全・災害安全（防災）」の3領域にわたる安全教育を実施します。
3	防災まちづくりモデル校区事業	モデル校区（小学校区）を選定し、学校（児童・PTA）と地域自治会（自主防災会）が、「タウンウォッチング」に基づく「防災コミュニティマップ」の作成、「防災学習会の開催」や地域が一体となった校区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。
4	防災備蓄品等整備事業	災害発生時に避難者となった市民のため、粉ミルク（アレルギー対応含む）や哺乳瓶を含めた防災備蓄品を整備します。
5	災害時の子どものケア	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身のケア 災害発生後、ストレス症状を抱える子どもに対するケアについて、学校や保育園等への支援や助言を行います。また、保健師が避難所や地域の家庭において心身のケアを行い、必要な支援につなげます。 ・安心して過ごせる場所の提供 大規模災害などが発生した後、子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、避難所等となった学校や公園において遊びのスペースの提供や、こども未来館等の施設の早期復旧に努めます。
6	<u>女性による防災検討会の設置</u>	災害時における多様性に配慮した支援の取組みとして、女性の防災意識の醸成を図るとともに、子育てをはじめ災害時に発生が想定される問題とその対策などを、女性の視点から検討します。
7	<u>児童福祉施設における避難確保計画の作成</u>	河川浸水想定域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に所在する児童福祉施設等の避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。

施策の方向(2) 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

取組み方針

- ひとり親家庭に対し、就業支援をはじめ、手当や養育費に関する情報提供など、生活の安定と自立につながる相談支援の充実に努めます。
- 障害がある子どもや発達に心配がある子どもに対する保健・医療・福祉機関による総合的な支援をし、一人ひとりの多様なニーズと年齢に応じた切れ目のない相談・支援が受けられる環境を整えます。
- 外国人家庭の多国籍化傾向や定住化による複雑な生活問題を抱えるケースへ対応するほか、行政サービス等に関する情報提供や相談体制を充実させ、外国につながる家庭の生活を支える環境づくりに努めます。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「外国人家庭への子育て支援が充実している」と感じる割合 ¹⁸	就学前児童 47.8% 就学児童 47.8%	就学前児童 50.0% 就学児童 50.0%
2	就労自立促進事業により就職に結びついたひとり親の割合	69.7%	80.0%

¹⁸ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

推進施策①：ひとり親家庭等への子育て及び自立に向けた支援

No	事業名	事業内容
1	就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労自立促進事業¹⁹ 母子家庭等就業支援センター事業
2	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子相談 ひとり親家庭等日常生活支援²⁰ 豊橋市母子福祉会との連携²¹ 母子生活支援施設入所事業
3	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当、母子父子福祉手当 母子父子寡婦福祉資金貸付 母子父子家庭等医療費助成 市営住宅の家賃減免 <p>20歳未満の子どもを扶養している母子、父子世帯を対象に、所得に応じて市営住宅の家賃を10%減免します。</p>

関連事業（掲載箇所）

- ・保育料の軽減（p.75、3-(1)-③）
- ・児童クラブ利用料の負担軽減（p.75、3-(1)-③）
- ・子育て世帯の優先入居（p.75、3-(1)-③）

推進施策②：障害がある子ども及び発達に心配がある子どもの子育てへの支援

No	事業名	事業内容
1	こども発達センターによる支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達についての相談 保護者や保育園、幼稚園、認定こども園、学校等から子どもの発達等の相談を受け付けます。また、他機関と連携しながら巡回相談や施設支援なども行います。 子どもの発達についての診療 ことばや発達の遅れ等、発達に関する全般的なことを医師が診察し、医師の指示のもとリハビリテーションを行います。 通園事業 概ね3歳までの発達に心配のある児童を対象に親子通園事業を、在宅の重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を実施するほか、自宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業等を行います。

¹⁹ ハローワークと福祉事務所とが連携してひとり親の求職活動を支援し、自立を促します。

²⁰ ひとり親家庭で一時的に日常生活に支障が生じた場合に、支援員を派遣し生活の安定を図ります。

²¹ 親子交流事業等を通して、母子家庭の母と子や母子家庭同士がコミュニケーションを深める機会を提供します。

No	事業名	事業内容
2	子どもの通園・通学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育²² ・児童発達支援センターによる支援²³ ・小・中学校における特別支援教育²⁴ ・くすのき特別支援学校の運営²⁵ ・介護給付事業 身体・知的・精神障害児（者）、発達障害児（者）等に対し、居宅において身体的な介護等を行う居宅介護、行動障害のある障害児に対し外出時に移動その他の支援を行う行動援護、短期入所等の支援を行います。 ・重症心身障害児（者）短期入所利用支援事業²⁶ ・障害児通所支援事業 未就学の児童に対し集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援、就学している児童に対し生活能力向上に必要な支援等を提供する放課後等デイサービス、施設職員へ専門的な支援を行う保育所等訪問支援等を実施します。 ・医療的ケアが必要な児童の看護支援 医療的ケアを必要とする児童生徒が、保育園、学校等に通っている時に看護師が医療的ケアを実施し、保護者等の負担の軽減を図ります。
3	子どもについての相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）相談支援²⁷ ・発達障害児への支援²⁸
4	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等への手当 心身に障害のある児童や養育している保護者へ所得等に応じて、障害児福祉手当や特別児童扶養手当、心身障害高校生奨学金や入学準備金を支給し、経済的な負担軽減を図ります。 ・障害児自立支援医療（育成）給付 身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療等を給付します。

²² 保育園、認定こども園において、就労などによって家庭で保育できない、軽度から中度程度の障害児と障害のない子どもとの統合保育を実施します。

²³ 障害のある就学前児童を対象に、日常生活の基本的動作、集団生活への適応等への訓練や指導を行い、自立した生活に必要な知識や技能の習得を支援します。

²⁴ 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて保護者の理解を得ながら適切な教育的支援を行う「特別支援教育」を実施します。

²⁵ 知的障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、個に応じた指導・支援を行います。

²⁶ 愛知県の指定を受けた施設において重症心身障害児（者）が短期入所を利用した場合に施設に対して補助を行うことで、短期入所の利用を援助します。

²⁷ 障害のある方やその家族が地域で安心して生活を送るために、委託を受けた事業所が、生活全般に関わる相談や必要な情報の提供を行います。

²⁸ 自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害児の早期発見と相談、指導、専門機関への紹介など、適切な対応に努めるとともに、専門スタッフの養成や親への理解も進めます。

推進施策③：外国につながる家庭への子育て支援

No	事業名	事業内容
1	外国につながる家庭に対する相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人総合相談窓口「インフォピア」等による相談体制の充実²⁹ ・児童生徒相談コーナーの運営³⁰ ・児童生徒教育相談³¹ ・母子保健相談³² ・外国人児童の保育等への円滑な適応 外国人児童・保護者を対象に、適切な保育に関する情報の提供や相談、指導を行い、保育園、認定こども園への円滑な適応とコミュニケーション機会を提供します。 ・<u>ブラジル人向けメンタルヘルス相談事業</u> メンタルヘルス不調者等からの相談にポルトガル語で応じ、ケアアドバイスの提供や医療機関等の受診へつなげます。また、学校、託児所などの教育機関等を巡回し、潜在的なメンタルヘルス不調者の掘り起こしを行い、相談につなげます。
2	外国人児童への学習等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクール事業 ブラジル人託児所や外国人集住地域に在住する就学前幼児に対して、定期的な日本語教室や日本の小学校の習慣を学ぶ機会を提供することで円滑な学校生活を支援します。また幼児の親に対する子育て情報の提供も併せて行います。 ・外国人児童サマースクール 外国人集住地域の外国人児童を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携して夏休みに、日本語や学習の習得が進むよう支援を行います。
3	海外協力交流研修員の受け入れ	ブラジルの教職員を研修生として受け入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知します。
4	子育て支援情報の外国語での提供	子育て支援情報を発信する際に翻訳ツールを活用するなど、外国人の保護者が理解しやすいような情報発信に取り組みます。
5	子育て支援通訳の配置	外国人への窓口対応等を円滑に実施するため、ポルトガル語や英語の通訳を配置します。

関連事業（掲載箇所）

- ・初期支援校「みらい」による外国籍生徒の支援（p.68、2-(2)-②）

²⁹ ポルトガル語、英語、タガログ語などにより、子育て支援を始めとした市政全般、日常生活での問題などの相談事業を実施し、生活を支援します。

³⁰ 外国人児童生徒相談コーディネーターが、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築・連携・調整を行います。また、外国人児童生徒及び保護者を対象とした教育相談活動や、学校における外国人児童生徒への指導を支援するための教材を整備します。

³¹ 外国人児童生徒が多く在籍する学校に、教育相談員を配置したり巡回したりすることで、初期適応指導及び日本語指導の補助を行い、外国人児童生徒や保護者が生活しやすいよう支援します。

³² 妊産婦や乳幼児期の育児に関する悩みについて、言葉の壁がないよう、通訳を配置し、個々に応じた支援を実施します。

施策の方向(3) 健康で子育てできる支援の充実

取組み方針

○妊娠、出産、育児に関する相談窓口の機能を充実するとともに、妊産婦・乳幼児の健康診査、家庭訪問や産前・産後サポート、産後ケアなどの母子保健サービスを行います。

○親子がともに健康的に過ごせるよう、食育の推進や受動喫煙の防止、親子で健康づくりに取り組む環境を整えるなど、子どもや保護者の健康づくりを支援します。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「妊娠から出産、育児まで親子への健康管理が充実している」と感じる割合 ³³	就学前児童 68.6% 就学児童 66.1%	就学前児童 75.0% 就学児童 75.0%
2	乳幼児健康診査受診率	4か月児健康診査 97.5% 1歳6か月児健康診査 96.4% 3歳児健康診査 95.9%	4か月児健康診査 99.0% 1歳6か月児健康診査 98.0% 3歳児健康診査 97.0%
3	生後2か月未満の家庭訪問実施率	87.9%	91.0%

推進施策①：妊娠・出産・育児の支援

No	事業名	事業内容
1	産前・産後サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 参加型 同じ悩みを持つ妊産婦に対し、集団形式で意見交換や相談支援を行うほか、仲間づくりを目的とした交流会を行います。 パートナー型 妊産婦の自宅へ赴き、「寄り添い支援」を中心とした個別相談を行います。
2	産後ケア事業	家族等から支援が得られない概ね産後4か月未満の母子に対し、産科医療機関等で宿泊や日帰りで、産婦の心身のケアや授乳指導を行います。
3	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	保健師・助産師・看護師が妊娠中の方や乳幼児のいる家庭に訪問し、妊娠・出産・子育ての不安の軽減や子どもの健全な発育・発達のために相談支援を行います。
4	妊産婦・乳幼児健康診査	妊産婦や乳幼児の健康管理のため妊産婦健康診査、乳児健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を行います。

³³ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

No	事業名	事業内容
5	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付事業 未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・自立支援（育成医療）の医療給付を行います。 ・不妊治療費補助 特定不妊治療及び一般不妊治療に要する費用の一部を補助します。 ・医療機関で行う妊産婦・乳児健康診査補助 ・新生児聴覚検査補助
6	<u>不妊・不育専門相談センター</u>	不妊に悩む方への常時相談できる体制の整備、ピアサポート体制の樹立、講演会の開催、企業等への普及啓発、妊娠・出産包括支援への継続支援等を行います。
7	風しん抗体検査・風しん予防接種費用の助成	風しんから赤ちゃんを守るため、妊娠を予定又は希望する女性と配偶者及び同居者、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者及び同居者を対象に、抗体検査費用の全額助成や、予防接種費用の一部を助成します。

関連事業（掲載箇所）

- ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口（p.56、1-(2)-③）

推進施策②：親子の健康づくりの増進

No	事業名	事業内容
1	離乳食講習会	乳児を持つ保護者等を対象に、基本的な離乳食の作り方、与え方について講習会を実施することで、生活習慣の基盤をつくることのできるよう支援します。
2	予防接種の実施	学校保健、医療機関などと連携し、保護者に正確な情報の提供や積極的な接種を働きかけながら、予防接種関係法令及び予防接種ガイドラインに沿い、安全に予防接種を実施します。
3	食育の推進	保育園・小学校等の給食を通して、地産地消など食育の大切さを普及していきます。乳幼児期から学校教育活動全般において、栄養教諭をはじめとした様々な食に携わる人々との積極的なかかわりを意識した活動を展開し、食の重要性を知り、食を通じた健康的な心身の育成ができるよう啓発に努めていきます。
4	学校保健連携事業	出前講座や学校保健委員会などの機会を捉え、学校と協働での健康づくりを進めます。
5	フッ素洗口事業	年長児と小学生を対象に継続的にフッ素洗口を実施し、子どもをむし歯から守るとともに、むし歯予防意識の向上を図ります。
6	健康づくりの推進	とよはし健康マイレージを実施し、親子で健康づくりに取り組む環境の整備や健康に対する意識の向上を図ります。
7	禁煙・受動喫煙防止の推進	タバコによる影響を啓発することで、生涯タバコを吸わない意識を育て、父母の喫煙を減らすことにより、子どもの健康を守ります。

基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

出産・子育てと仕事の両立が実現できる環境づくりなど、社会のすべての構成員が子育てを支え応援する意識を持ち、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる地域社会の実現を目指します。

【施策の方向】

- (1) 子育てを支え応援する社会づくり
- (2) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

施策の方向（１） 子育てを支え応援する社会づくり

取組み方針

- 社会の希望であり、まちの未来をつくる存在である子どもの健やかな育ちと子育てを、社会全体で支えていくことの必要性を啓発し、市民意識の醸成を図ります。
- 地域における様々な団体の活動を通じ、子育て家庭の支援に関わる人のつながりを深め、地域で子育てを支援する体制づくりに取り組みます。
- 子どもや子育てに関わる各種団体やボランティア等の活動の支援、ボランティアの養成講座などを開催し、地域の子育て力の向上と市民協働による子育て支援の推進を図ります。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「子育てが家族や地域の人に支えられている」割合 ¹	就学前児童 90.1% 就学児童 87.7%	就学前児童 95.0% 就学児童 95.0%
2	「子育てに関する不安や負担」を感じる割合 ¹	就学前児童 87.5% 就学児童 87.7%	就学前児童 80.0% 就学児童 80.0%
3	子育てサポーター養成講座の延受講者数	218人	250人

推進施策①：子育てを社会全体で支える意識啓発

No	事業名	事業内容
1	子育て応援宣言の推進	子育て応援企業参加による子育て応援フェスの開催や、様々な機会を捉えて周知を図り、「子育て応援のまち、とよはし」を推進します。
2	家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発	市民向け講座等の実施や啓発紙の発行等情報提供を行うことで、市民一人ひとりの家庭生活における男女共同参画意識を高めます。

関連事業（掲載箇所）

- ・子育て応援企業の認定・表彰（p.87、4-(2)-②）

¹ 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

推進施策②：地域で子どもを育てる体制の整備

No	事業名	事業内容
1	民生委員児童委員、主任児童委員の活動支援	地域において子育ての支援を行う民生委員児童委員、主任児童委員を対象に、情報交換を図りながら、協働した取組みを通じて、活動を支援します。
2	子育てサポーターの養成	こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し各種養成講座を開催します。また、新たな参加者を募集するためPRを進めます。
3	読み聞かせボランティアの養成	中央図書館、市民館などで子どもたちを対象に絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを通して本への興味を起こさせるためのボランティアを養成します。
4	PTA 活動の支援	児童生徒の健全な育成を図るため、市内小中学校のPTA 活動が活発に行えるよう、豊橋市小中学校PTA 連絡協議会の運営を支援し、相互の連絡、提携、協調を図ります。
5	子ども会活動の支援	異年齢の子どもたちが集団活動を通じて主体性や協調性を養うことができるよう、地域の育成者が行う子ども会活動を支援します。
6	お互いさまのまちづくり	まちの居場所の運営や、助け合い活動などの取組みにより地域のつながりを深め、子どもから高齢者まで皆が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

推進施策③：市民協働による子育て支援の推進

No	事業名	事業内容
1	子育て支援団体に関する情報提供	市内の子育て支援団体の情報を集約し、子育て家庭に情報提供を行います。
2	子育て支援団体の育成	地域の子育て支援の担い手となる人材や団体を育成するための研修会や相談等を行います。
3	校区市民館の地域コミュニティ拠点施設機能の強化	校区市民館を地域のまちづくりの拠点とし、自治会、ボランティア等地域で活動している人が地域ぐるみで子どもを育てるための活動をしやすい環境を整えます。

施策の方向(2) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

取組み方針

○仕事と家庭が両立できる職場を広めるため、セミナーや啓発活動等を行うとともに、企業における働き方改革や、女性のキャリアアップの支援に取り組みます。

○子育て支援に対する企業の意識や理解を深める働きかけを行うとともに、市民や従業員を対象とした企業による子育て支援の取組みを促進します。

【指標・目標値】

今後5年間の目標

No	評価指標	現状値（平成30年度）	令和6年度
1	「女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることができる」と感じる割合 ²	全体 30.0%	全体 35.0%
2	「子育て支援に積極的な企業が多い」と感じる割合 ²	就学前児童 20.2% 就学児童 20.1%	就学前児童 35.0% 就学児童 35.0%
3	「子どもとの時間をとれる」と考える保護者 ²	就学前児童 父親：25.9% 母親：59.3% 就学児童 父親：31.2% 母親：53.7%	就学前児童 父親：50.0% 母親：80.0% 就学児童 父親：50.0% 母親：70.0%
4	子育て応援企業の認定事業所数	277 事業所	460 事業所
5	子育て家庭優待事業（はぐみんカード）協賛店舗等の件数	300 件	400 件

推進施策①：仕事と家庭の両立支援

No	事業名	事業内容
1	はぐみんデーの周知	毎月19日の子育て応援の日「はぐみんデー」をPRし、家庭、地域、職場で子育てについて考えるきっかけづくりを行います。
2	子育てしやすい職場づくりの支援と普及	関係機関との連携により、ワークライフバランスの推進に取り組む企業の働き方改革を支援し、モデルとなる取組みの普及を図ります。
3	誰もが働きやすい職場づくりの啓発	誰もが働きやすい職場づくりのため、セミナーや出前講座等を実施します。

² 現状値は、平成30年度「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によります。

No	事業名	事業内容
4	<u>女性の雇用・キャリアアップの支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>女性のキャリアアップ支援</u> 事業所に勤める女性従業員や再就職を目指す女性を対象に、資格取得に要する経費の一部を補助し、キャリアアップを支援します。 ・ <u>女性の再就職支援</u> 結婚や出産でブランクのある方等を対象に、再就職支援セミナーや相談事業を実施します。 ・ <u>女性の雇用環境整備</u> 女性の雇用環境を整備するため事業所の施設整備を支援します。 ・ <u>女性応援プロジェクト</u> 女性の生き方や働き方をテーマにした講座の実施や情報提供を行い、異業種交流により女性の活躍を推進します。
5	男性の家事・育児講座	家事や育児に積極的に取り組む男性を増やすための講座を実施します。
6	結婚支援	結婚を希望する未婚者を対象に、セミナーの開催や相談対応、出会いの機会づくり等に取り組みます。また、結婚支援ボランティアの育成や親向けのセミナーの開催など、総合的な結婚支援を推進します。
7	<u>ライフキャリアプランセミナー</u>	自身が望むワークライフバランスを実現できるよう、就職活動を始める前の大学生等を対象に、ライフキャリアプランについて考える機会をつくります。

推進施策②：企業等による子育て支援の推進

No	事業名	事業内容
1	子育て応援企業の認定・表彰	市民や従業員に対する子育て支援の取組みを積極的に進めている企業を「子育て応援企業」として認定・公表することにより、企業の子育て支援施策を推進します。また、認定企業のうち、特に優れた活動をしている企業を表彰します。
2	子育て家庭優待事業（はぐみんカード）	子育て世帯が協賛店舗で様々なサービスが受けられる子育て家庭優待事業を愛知県と協働で行います。
3	<u>企業との協働による子育て支援の充実</u>	企業のCSR ³ 活動等と連携し、子育て支援施策の充実に取り組みます。

³ 「CSR」とは、corporate social responsibility の略称で、一般に「企業の社会的責任」と訳されます。企業が社会とともに発展していくために、倫理的観点から、事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のことです。

第6章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として、本市の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとの量の見込みと確保方策を設定しました。

1 区域ごとの推計児童数と事業の状況

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、法に基づき地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育等の施設の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定め、量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行います。

区域の設定にあたっては、生活圈や歴史的なつながり、また共通の文化、自然環境、そして地域としての一体性などを考慮し、概ね中学校区を構成単位とした9つの区域としました。

なお、この区域は、保護者が居住する区域外の教育・保育施設等を選択することを妨げるものではありません。

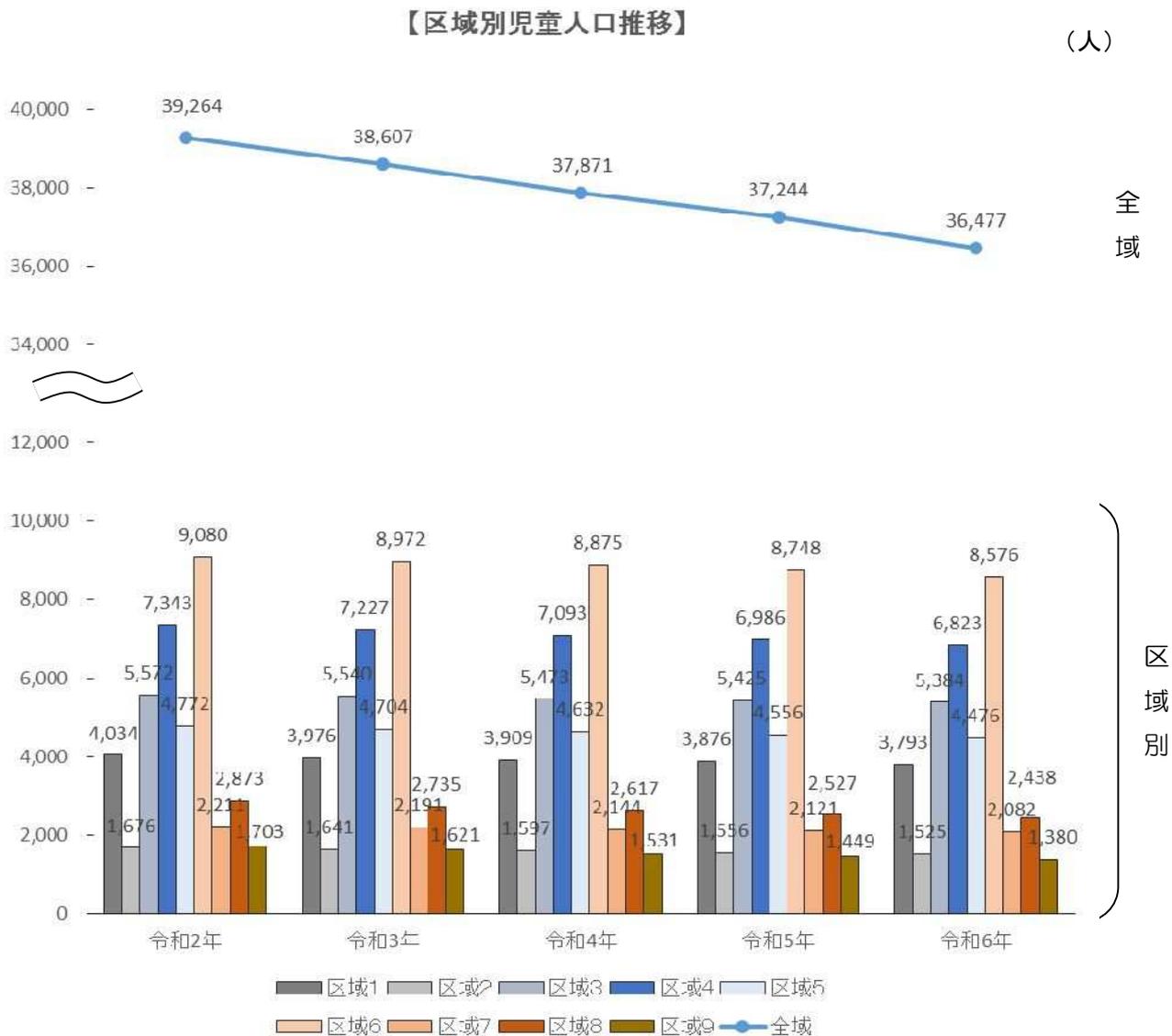
また、地域子ども・子育て支援事業において、事業の利用意向が比較的少ないものや、事業の性格が拠点的でないものについては、区域を分けることなく市全域を区域として目標を設定しました。



旭小学校区・東田小学校区は第3区域、つつじが丘小学校区は第4区域に含む

(2) 計画期間内の推計児童数

計画期間内の児童数（0歳～小学校6年生）を過去の児童数などを基にコーホート変化率法¹により推計しました。この推計が、教育・保育施設等の利用者数を見込むための基礎となっています。



¹ 「コーホート変化率法」とは、ある年（期間）に生まれた集団の、ある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法です。

(3)各区域における事業の状況(令和元年度)

区 分	教育・保育施設			地域子ども・子育て支援事業実施施設										
	保育園	幼稚園	認定こども園	延長保育事業	放課後児童クラブ	子育て支援ショートステイ事業 ²	子育て支援トワイライトステイ事業	地域子育て支援拠点事業			一時預かり事業		病児保育事業	
								子育てプラザ	地域子育て支援センター	つどいの広場	ここにこサークル	幼稚園在園児・認定こども園 ¹		未就園児を対象
区域設定	9			1	9	1	1	1	9			1	1	1
市全域(か所)	43	21	19	30	92	3	3	1	5	4	38	40	44	3
第1区域: 石巻・青陵・東陵	8	1	2		9				1	0	4			
第2区域: 北部・前芝	2	0	2		5				0	0	3			
第3区域: 中部・豊城・羽田	9	5	5		14				0	2	6			
第4区域: 豊岡・東陽・東部	5	5	1		14				1	0	6			
第5区域: 吉田方・牟呂	3	3	1		10				1	1	3			
第6区域: 南部・南陽・本郷・高師台	8	4	2		18				0	1	8			
第7区域: 二川	2	0	2		8				1	0	2			
第8区域: 南稜・章南	3	1	3		9				1	0	3			
第9区域: 五並・高豊	3	2	1		5				0	0	3			

² 本事業の実施設数は、母子生活支援施設を除きます。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

幼稚園や保育園、認定こども園などを希望に応じて利用できるよう、ニーズ調査結果やこれまでの実績及び推計児童数を踏まえ、今後5年間に必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保方策及び実施時期を設定しました。

(1)教育・保育事業

【事業の概要】

幼児期の教育を行う幼稚園、保護者の就労などによって家庭で保育できない保護者に代わり保育する保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う幼保連携型認定こども園で教育・保育を行います。

【区域設定】

9区域

【利用者数等の推移】

< 保育園（認定こども園含む） >

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
か所数		57	57	59	61	62
入所児童数(人)	年度当初	9,153	9,093	9,492	9,582	9,554
	年度末	9,840	9,728	10,140	10,142	—
利用定員(人)		9,980	9,990	10,555	10,825	10,920

区 分			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保 育	0歳児 (人)	年度当初	175	194	198	204	167
		年度末	610	632	626	582	—
	1・2歳児 (人)	年度当初	2,466	2,473	2,584	2,685	2,637
		年度末	2,609	2,587	2,681	2,717	—
	3～5歳児 (人)	年度当初	6,032	5,871	5,824	5,659	5,664
		年度末	6,038	5,864	5,820	5,694	—
教育 3～5歳児 《満3舎》(人)	年度当初	480	555	886	1,034	1,086	
	年度末	583	645	1,013	1,149	—	
合 計	年度当初	9,153	9,093	9,492	9,582	9,554	
	年度末	9,840	9,728	10,140	10,142	—	

<幼稚園>

※年度当初は各年5月1日時点の児童数

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
か所数		26	26	24	22	21
教育 3～5歳児 《満3舎》(人)	年度当初	3,795	3,683	3,275	2,948	2,745
	年度末	4,143	4,049	3,575	3,191	—
定員(人)		6,150	6,059	5,460	5,300	5,130

【量の見込み及び確保方策】

全市的にみると、幼稚園、保育園、認定こども園の受入可能な人数が量の見込みを上回っており、確保は可能であると考えられます。

区域別でみると、一部に不足が生じる区域がありますが、需要の動向により適宜利用定員を見直すとともに、近隣区域において受入れるべく体制の整備を進めます。

また、施設の選択肢を広げるため、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育園が円滑に移行できるよう支援し、令和2年度に3か所、令和3年度1か所の移行を計画しており、その後においても必要に応じて移行を促進します。

<市全域>

区分		令和2年度				令和3年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	4,080 (1,220)	5,630	3,000	730	3,960 (1,180)	5,560	3,000	730	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	6,070	6,011	2,982	737	5,907	6,047	3,009	743
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ ³	0	0	38	0	0	0	38	0
②-①		1,990	381	20	7	1,947	487	47	13	

区分		令和4年度				令和5年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	3,790 (1,110)	5,310	3,000	730	3,650 (1,070)	5,110	3,000	730	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	5,907	6,047	3,009	743	5,907	6,047	3,009	743
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ ³	0	0	38	0	0	0	38	0
②-①		2,117	737	47	13	2,257	937	47	13	

区分		令和6年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	3,550 (1,030)	4,970	3,000	730	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	5,907	6,047	3,009	743
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ ³	0	0	38	0
②-①		2,357	1,077	47	13	

※ 1号～3号は、子ども・子育て支援法第19条における支給認定区分を示す。ただし、1号には保育の必要性もあるが学校教育の利用希望が強いものを含み、()で再掲。

※ 確保方策における幼稚園は、特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法第31条)の確認を受けない幼稚園を含む。

³ 保育を必要とする満2歳から3歳の誕生日を迎えた年度末までの児童を対象として、定期的な預かりを行います。

<区域別> 【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区 分		令和2年度				令和3年度				
		3～5歳		1・2歳		3～5歳		1・2歳		0歳
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	380 (20)	650	300	75	360 (20)	640	300	75	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	565	656	311	83	565	656	311	83
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		185	6	11	8	205	16	11	8	

区 分		令和4年度				令和5年度				
		3～5歳		1・2歳		3～5歳		1・2歳		0歳
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	340 (10)	600	300	75	320 (10)	560	300	75	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	565	656	311	83	565	656	311	83
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		225	56	11	8	245	96	11	8	

区 分		令和6年度				
		3～5歳		1・2歳		0歳
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	保育の 必要性 あり	
		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	310 (10)	540	300	75	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	565	656	311	83
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0
②-①		255	116	11	8	

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和2年度				令和3年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	100 (10)	310	160	40	100 (10)	300	160	40	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	30	365	182	53	30	365	182	53
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		▲70	55	22	13	▲70	65	22	13	

区 分		令和4年度				令和5年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	100 (10)	300	160	40	100 (10)	300	160	40	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	30	365	182	53	30	365	182	53
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		▲70	65	22	13	▲70	65	22	13	

区 分		令和6年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	110 (10)	320	160	40	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	30	365	182	53
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0
②-①		▲80	45	22	13	

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区分			令和2年度				令和3年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		790 (20)	650	390	100	790 (20)	640	390	100
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,325	1,055	634	151	1,325	1,055	634	151
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			535	405	250	51	535	415	250	51

区分			令和4年度				令和5年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		770 (20)	630	390	100	770 (20)	630	390	100
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,325	1,055	634	151	1,325	1,055	634	151
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			555	425	250	51	555	425	250	51

区分			令和6年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		750 (20)	610	390	100
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,325	1,055	634	151
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0
②-①			575	445	250	51

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区 分		令和2年度				令和3年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	850 (250)	880	520	130	830 (240)	880	520	130	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,444	782	402	101	1,444	782	402	101
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①		594	▲98	▲112	▲29	614	▲98	▲112	▲29	

区 分		令和4年度				令和5年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	800 (230)	850	520	130	780 (230)	830	520	130	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,444	782	402	101	1,444	782	402	101
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①		644	▲68	▲112	▲29	664	▲48	▲112	▲29	

区 分		令和6年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	760 (220)	800	520	130	
②確保方策	利 用 定 員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,444	782	402	101
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0
②-①		684	▲18	▲112	▲29	

【第5区域：吉田方・牟呂】

区分		令和2年度				令和3年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	370 (200)	750	400	90	350 (190)	740	400	90	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	704	607	309	84	704	607	309	84
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①		334	▲143	▲85	▲6	354	▲133	▲85	▲6	

区分		令和4年度				令和5年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	330 (180)	690	400	90	310 (170)	650	400	90	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	704	607	309	84	704	607	309	84
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①		374	▲83	▲85	▲6	394	▲43	▲85	▲6	

区分		令和6年度				
		3～5歳		1・2歳	0歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
		1号	2号	3号		
①量の見込み	利用者数(人)	290 (160)	610	400	90	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	704	607	309	84
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0
②-①		414	▲3	▲85	▲6	

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区分			令和2年度				令和3年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		960 (430)	1,330	690	165	930 (420)	1,330	690	165
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	918	1,345	567	108	755	1,381	594	114
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	8	0	0	0	8	0
②-①			▲42	15	▲115	▲57	▲175	51	▲88	▲51

区分			令和4年度				令和5年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		880 (390)	1,260	690	165	840 (380)	1,210	690	165
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	755	1,381	594	114	755	1,381	594	114
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	8	0	0	0	8	0
②-①			▲125	121	▲88	▲51	▲85	171	▲88	▲51

区分			令和6年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		800 (360)	1,160	690	165
②確保方策	利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	755	1,381	594	114
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	8	0
②-①			▲45	221	▲88	▲51

【第7区域：二川】

区分			令和2年度				令和3年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		260 (0)	310	180	50	240 (0)	300	180	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	375	334	168	33	375	334	168	33
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①			115	24	▲12	▲17	135	34	▲12	▲17

区分			令和4年度				令和5年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		230 (0)	290	180	50	210 (0)	270	180	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	375	334	168	33	375	334	168	33
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①			145	44	▲12	▲17	165	64	▲12	▲17

区分			令和6年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		210 (0)	270	180	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	375	334	168	33
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0
②-①			165	64	▲12	▲17

【第8区域：南稜・章南】

区分			令和2年度				令和3年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		210 (180)	510	220	50	210 (180)	500	220	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	254	594	262	84	254	594	262	84
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			44	84	48	34	44	94	48	34

区分			令和4年度				令和5年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		200 (170)	470	220	50	190 (160)	460	220	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	254	594	262	84	254	594	262	84
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			54	124	48	34	64	134	48	34

区分			令和6年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		190 (160)	460	220	50
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	254	594	262	84
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0
②-①			64	134	48	34

【第9区域：五並・高豊】

区分			令和2年度				令和3年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		160 (110)	240	140	30	150 (100)	230	140	30
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	455	273	147	40	455	273	147	40
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			295	33	13	10	305	43	13	10

区分			令和4年度				令和5年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳	3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		140 (100)	220	140	30	130 (90)	200	140	30
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	455	273	147	40	455	273	147	40
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0	0	0	6	0
②-①			315	53	13	10	325	73	13	10

区分			令和6年度			
			3～5歳		1・2歳	0歳
			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
			1号	2号	3号	
①量の見込み	利用者数(人)		130 (90)	200	140	30
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	455	273	147	40
		地域型保育事業	0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	6	0
②-①			325	73	13	10

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子ども・子育て支援事業として次の事業を実施します。ニーズ調査結果や、これまでの実績及び推計児童数を踏まえ今後5年間の量の見込みを算出し、その提供体制の確保方策及び実施時期を設定しました。

(1) 延長保育事業

【事業概要】

保護者の勤務形態や通勤等のため、通常保育時間を超えて保育を必要とする児童に対して、保育時間を延長して預かります。

【区域設定】

児童が通園している保育園、認定こども園で実施する事業であり、拠点的なものではないため、区域設定は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
か所数	30	31	32	31	30
利用者数(人)	1,293	1,208	1,225	1,157	—

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果、過去の実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。今後も30か所の保育園、認定こども園で事業を実施していきます。

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	利用者数(人)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	か所数	30	30	30	30	30
②確保方策	利用者数(人)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(2)放課後児童クラブ

【事業概要】

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供します。

【区域設定】

9区域

【利用者数等の推移】

各年5月1日現在

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
第1区域： 石巻・青陵・東陵	か所数	7	8	8	8	9	
	利用者 数(人)	低学年	204	198	206	240	256
		高学年	45	61	69	88	93
		小 計	249	259	275	328	349
第2区域： 北部・前芝	か所数	5	5	5	5	5	
	利用者 数(人)	低学年	122	113	126	138	143
		高学年	16	14	11	17	14
		小 計	138	127	137	155	157
第3区域： 中部・豊城・羽田	か所数	10	13	13	13	14	
	利用者 数(人)	低学年	299	318	350	379	390
		高学年	69	92	118	135	120
		小 計	368	410	468	514	510
第4区域： 豊岡・東陽・東部	か所数	12	12	13	13	14	
	利用者 数(人)	低学年	364	398	448	495	492
		高学年	121	115	157	154	152
		小 計	485	513	605	649	644
第5区域： 吉田方・牟呂	か所数	7	8	8	8	10	
	利用者 数(人)	低学年	256	268	284	307	337
		高学年	60	78	100	121	108
		小 計	316	346	384	428	445

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
第6区域： 南部・南陽・本郷・高 師台	か所数	15	17	17	17	18	
	利用者 数(人)	低学年	492	535	508	520	585
		高学年	86	134	138	143	111
		小 計	578	669	646	663	696
第7区域： 二川	か所数	5	6	7	8	8	
	利用者 数(人)	低学年	139	142	198	206	216
		高学年	14	33	38	69	53
		小 計	153	175	236	275	269
第8区域： 南稜・章南	か所数	8	9	9	9	9	
	利用者 数(人)	低学年	235	257	264	258	249
		高学年	44	40	57	68	77
		小 計	279	297	321	326	326
第9区域： 五並・高豊	か所数	5	5	5	5	5	
	利用者 数(人)	低学年	125	127	131	121	115
		高学年	12	12	16	31	16
		小 計	137	139	147	152	131
合 計	か所数	74	83	85	86	92	
	利用者 数(人)	低学年	2,236	2,356	2,515	2,664	2,783
		高学年	467	579	704	826	744
		合 計	2,703	2,935	3,219	3,490	3,527

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果、過去の実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。今後、さらに高まる見込みの利用者ニーズに対応するため、計画的な整備を行います。

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	3,900	4,000	4,030	3,980	3,870
②確保方策	利用定員(人)	3,930	4,030	4,090	4,090	4,090
②-①		30	30	60	110	220

<区域別>

【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	370	380	390	390	370
②確保方策	利用定員(人)	370	390	390	390	390
②-①		0	10	0	0	20

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	200	220	210	210	200
②確保方策	利用定員(人)	200	220	220	220	220
②-①		0	0	10	10	20

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	550	550	540	520	500
②確保方策	利用定員(人)	550	550	550	550	550
②-①		0	0	10	30	50

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	700	690	680	660	640
②確保方策	利用定員(人)	700	700	700	700	700
②-①		0	10	20	40	60

【第5区域：吉田方・牟呂】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	460	470	490	500	500
②確保方策	利用定員(人)	470	470	500	500	500
②-①		10	0	10	0	0

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	820	860	890	890	890
②確保方策	利用定員(人)	820	860	890	890	890
②-①		0	0	0	0	0

【第7区域：二川】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	310	320	320	320	300
②確保方策	利用定員(人)	320	320	320	320	320
②-①		10	0	0	0	20

【第8区域：南稜・章南】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	340	350	340	330	310
②確保方策	利用定員(人)	350	350	350	350	350
②-①		10	0	10	20	40

【第9区域：五並・高豊】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数(人)	150	160	170	160	160
②確保方策	利用定員(人)	150	170	170	170	170
②-①		0	10	0	10	10

(3) 子育て支援ショートステイ事業

【事業概要】

保護者が病気・出産・冠婚葬祭等の場合、児童を乳児院や児童養護施設で一時的に預かります。

【区域設定】

乳児院や児童養護施設で実施し、拠点的なものではないため、区域は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
か所数		3	3	3	3	3
延利用者数(人)	未就学児	60	14	40	6	—
	就学児	12	79	20	10	—
	合 計	72	93	60	16	—

【量の見込みと確保方策】

過去の実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。今後も現在の3か所の乳児院や児童養護施設で受け入れていきます。

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	か所数	3	3	3	3	3	
	延利用者数 (人)	未就学児	50	50	50	50	50
		就学児	50	50	50	50	50
		合 計	100	100	100	100	100
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3	
	延利用者数 (人)	未就学児	50	50	50	50	50
		就学児	50	50	50	50	50
		合 計	100	100	100	100	100

(4) 子育て支援トワイライトステイ事業

【事業概要】

保護者が夜間・休日の仕事等の場合、児童を乳児院や児童養護施設で一時的に預かります。

【区域設定】

乳児院や児童養護施設で実施し、拠点的なものではないため、区域は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
か所数		3	3	3	3	3
延利用者数(人)	未就学児	101	55	58	34	-
	就学児	0	0	11	0	-
	合 計	101	55	69	34	-

【量の見込みと確保方策】

過去の実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。今後も現在の3か所の乳児院や児童養護施設で受け入れていきます。

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	か所数	3	3	3	3	3	
	延利用 者数 (人)	未就学児	50	50	50	50	50
		就学児	50	50	50	50	50
		合 計	100	100	100	100	100
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3	
	延利用 者数 (人)	未就学 児	50	50	50	50	50
		就学児	50	50	50	50	50
		合 計	100	100	100	100	100

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

事業名	事業内容
こども未来館 「子育てプラザ」	0～3歳児とその保護者を対象に、親子が自由に遊び、ふれあい、交流できる場です。子育ての相談や情報提供も行っています。
地域子育て支援センター	未就学児とその保護者を対象に、育児相談や遊びの広場、親同士の交流の場の提供、広報紙の発行、育児サークルの活動支援等を行っています。
つどいの広場	0～3歳児とその保護者を対象に、親子が自由に遊び、情報交換ができる交流の場です。
ここにこサークル	本市独自の事業であるここにこサークルは、0～3歳児とその保護者を対象に、親子が集い、遊びや育児情報の交換や、仲間づくりができる場です。地域のボランティアが運営しています。

【区域設定】

子育てプラザは全市域的な施設のため、市全域を区域とし、その他の事業については、9区域とします。

【利用者数等の推移】

<事業別>

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
子育てプラザ	か所数	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	83,663	83,787	79,735	79,479	—
地域子育て支援センター	か所数	3	4	5	5	5
	延利用者数(人)	6,217	10,933	17,286	16,830	—
つどいの広場	か所数	4	4	4	4	4
	延利用者数(人)	16,735	18,131	16,929	16,187	—
ここにこサークル	か所数	36	37	37	38	38
	延利用者数(人)	6,559	6,193	5,716	5,405	—
合 計	か所数	44	46	47	48	48
	延利用者数(人)	113,174	119,044	119,666	117,901	—

<区域別>

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
第1区域： 石巻・青陵・東陵	か所数	4	4	4	5	5
	延利用者数(人)	1,445	2,052	1,864	2,020	-
第2区域： 北部・前芝	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	343	361	486	357	-
第3区域： 中部・豊城・羽田	か所数	9	9	9	9	9
	延利用者数(人)	94,585	94,936	89,415	89,279	-
第4区域： 豊岡・東陽・東部	か所数	7	7	7	7	7
	延利用者数(人)	5,788	5,601	4,777	4,480	-
第5区域： 吉田方・牟呂	か所数	5	5	5	5	5
	延利用者数(人)	6,319	5,546	5,953	5,097	-
第6区域： 南部・南陽・本郷・高師 台	か所数	9	9	9	9	9
	延利用者数(人)	3,552	5,192	5,336	5,526	-
第7区域： 二川	か所数	2	3	3	3	3
	延利用者数(人)	378	4,595	7,014	6,195	-
第8区域： 南稜・章南	か所数	3	3	4	4	4
	延利用者数(人)	430	416	4,384	4,568	-
第9区域： 五並・高豊	か所数	2	3	3	3	3
	延利用者数(人)	334	345	437	379	-
合 計	か所数	44	46	47	48	48
	延利用者数(人)	113,174	119,044	119,666	117,901	-

※ 第3区域は子育てプラザを含む。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果、過去の実績及び推計児童数により量の見込みを算出しました（本市独自事業のここにこサークル含む）。子育てプラザ及びその他事業については、今後も継続して事業を実施していきます。

① 子育てプラザ

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
②確保方策	か所数	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

② その他の事業

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	40,000	39,500	39,800	39,300	38,800
②確保方策	か所数	48	48	48	48	48
	延利用者数(人)	40,000	39,500	39,800	39,300	38,800

<区域別>

【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900
②確保方策	か所数	5	5	5	5	5
	延利用者数(人)	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	400	400	400	400	400
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	400	400	400	400	400

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	9,800	9,700	9,700	9,600	9,500
②確保方策	か所数	8	8	8	8	8
	延利用者数(人)	9,800	9,700	9,700	9,600	9,500

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200
②確保方策	か所数	7	7	7	7	7
	延利用者数(人)	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200

【第5区域：吉田方・牟呂】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	5,100	4,900	5,000	5,000	5,000
②確保方策	か所数	5	5	5	5	5
	延利用者数(人)	5,100	4,900	5,000	5,000	5,000

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	7,000	6,800	6,800	6,800	6,700
②確保方策	か所数	10	10	10	10	10
	延利用者数(人)	7,000	6,800	6,800	6,800	6,700

【第7区域：二川】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	6,200	6,300	6,500	6,400	6,400
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	6,200	6,300	6,500	6,400	6,400

【第8区域：南稜・章南】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400
②確保方策	か所数	4	4	4	4	4
	延利用者数(人)	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400

【第9区域：五並・高豊】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	400	400	400	400	300
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	400	400	400	400	300

(6)一時預かり

① 幼稚園在園児、認定こども園 1 号認定子どもを対象とした一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園在園児、認定こども園 1 号認定子どもを対象として、通常教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中に預かり保育を実施しています。

【区域設定】

児童が通園している幼稚園、認定こども園で実施する事業であり、拠点的なものではないため、区域設定は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
か所数	24	28	36	39	40
延利用者数(人)	47,200	53,235	63,303	65,716	—

【量の見込みと確保方策】

過去の実績及び推計児童数により量の見込みを算出しました。今後も教育利用の児童を受け入れる施設で実施していきます。

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	73,080	73,080	73,080	73,080	73,080
②確保方策	か所数	42	42	42	42	42
	延利用者数(人)	73,080	73,080	73,080	73,080	73,080

② 保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業

【事業概要】

未就園児を対象として、保育園等において、保護者の就労などで一時的に家庭で保育ができない場合に保育を実施します。また、育児疲れの解消などを目的とした一時的な保育も実施します。

【区域設定】

指定施設及び実施施設で実施し、拠点的なものではないため、区域設定は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
か所数	指定施設※1	4	4	4	4	5
	実施施設※2	42	40	41	43	39
	合 計	46	44	45	47	44
延利用者数(人)	指定施設	2,305	2,914	2,667	2,804	-
	実施施設	2,621	2,009	1,578	1,949	-
	合 計	4,926	4,923	4,245	4,753	-

※1 市民に周知され、専任の保育士を配置している保育園等。

※2 上記以外で事業を実施している保育園等。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果及び過去の実績を考慮し、量の見込みとしました。今後も指定施設、実施施設で園児を受け入れていきます。

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延利用者数(人)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②確保方策	か所数	44	44	44	44	44
	延利用者数(人)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(7) 病児保育事業

【事業概要】

概ね生後 6 か月から小学校に就学している児童について、病氣中や回復期のために保育園や小学校等での集団保育等が困難でありながら、保護者の就労等のために家庭での保育が難しい場合に、一時的に保育します。

【区域設定】

病院などで実施し、拠点的なものではないため、区域設定は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
か所数	1	2	3	3	3
延利用者数(人)	484	407	560	558	—

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果及び過去の実績により量の見込みを算出しました。対応する確保方策として、3施設で需要を満たす受入れを行っていきます。

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用者数(人)	600	600	600	600	600
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	600	600	600	600	600

(8)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助のできる人（援助会員）のネットワークを作り、育児の相互援助を実施します。

【区域設定】

施設は存在せず、援助会員は各区域にいるため、区域は市全域とします。

【利用者数等の推移】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
会員数(人)	依頼会員	1,255	1,307	1,347	1,431	—
	援助会員	330	347	337	333	—
	両方会員	185	190	178	173	—
	合 計	1,770	1,884	1,862	1,937	—
延利用者数(人)		6,543	6,636	7,064	5,478	—

【量の見込みと確保方策】

過去の実績及び推計児童数により量の見込みを算出しました。登録されている援助会員及び両方会員で対応していきます。

<市全域>

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用 者数 (人)	未就学児	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900
		就学児	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900
		合 計	6,200	6,000	6,000	5,800	5,800
②確保方策	実施体制		援助会員、両方会員				
	延利用 者数 (人)	未就学児	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900
		就学児	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900
		合 計	6,200	6,000	6,000	5,800	5,800

(9) 妊産婦健康診査

【事業概要】

妊産婦の健康保持増進と疾病の予防、早期発見のため、公費負担で妊婦 14 回、産婦 1 回の健康診査を行い、健康管理を支援します。

【区域設定】

病院などで実施し、拠点的なものではないため、区域は市全域とします。

【受診者数の推移】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
延受診者数(人)	妊婦健診	39,409	38,098	36,772	34,733	—
	産婦健診	—	—	—	2,182	—

【量の見込みと確保方策】

推計児童数と過去の平均受診回数から量の見込みを算出しました。現在市内にある病院、診療所又は助産所において実施していきます。

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
①量の見込み	妊婦 健診	対象者数(人)	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		延受診者数(人)	35,000	34,500	34,000	33,500	33,000
	産婦 健診	対象者数(人)	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		延受診者数(人)	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
②確保方策	実施場所(か所)	病院 1、診療所 14、助産所 1					
	検査項目	妊婦健診：基本的な妊婦健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 産婦健診：基本的な産婦健康診査の項目（健康状態の把握等）及びメ ンタルチェック					
	実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠初～妊娠 23 週 4 週間に 1 回 ・妊娠 24～35 週 2 週間に 1 回 ・妊娠 36 週～分娩 1 週間に 1 回 ・産後 3 週間以内に 1 回 					
	延受診者数(人)	37,900	37,350	36,800	36,250	35,700	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立化を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師等が家庭訪問します。また、地域の相談先である民生委員児童委員、主任児童委員による家庭訪問も本市独自の事業として実施しています。

【区域設定】

家庭への訪問であり、拠点的なものではないため、市全域を区域とします。

【訪問実施数の推移】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保健所	訪問対象者数(人)	2,591	3,153	2,857	2,776	—
	訪問実施数(人)	2,578	3,046	2,797	2,718	—
	実施率	99.5%	96.6%	98.1%	97.9%	—
民生委員児童委員、 主任児童委員	訪問対象者数(人)	2,417	2,502	2,650	2,819	—
	訪問実施数(人)	2,305	2,397	2,469	2,636	—
	実施率	95.4%	95.8%	93.2%	93.5%	—

【量の見込みと確保方策】

推計児童数及び過去の実施率から量の見込みを算出しました。保健所の看護師や民生委員児童委員等による家庭訪問であり現体制で実施していきます。

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	訪問対象者数	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700	
	訪問実 施数 (人)	保健所	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		民生委員児童委員、 主任児童委員	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		合計	5,800	5,700	5,600	5,500	5,400
②確保方策	実施体制	看護師・助産師(委託) 民生委員児童委員、主任児童委員					
	実施機関	保健所 民生委員児童委員、主任児童委員					
	訪問実 施数 (人)	保健所	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		民生委員児童委員、 主任児童委員	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700
		合計	5,800	5,700	5,600	5,500	5,400

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

育児不安などを持つ養育者を対象に、保健師、助産師、保育士が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援や育児・家事援助を行います。また、民間団体による家庭訪問型子育て支援を行います。

【区域設定】

家庭への訪問であり、拠点的なものではないため、市全域を区域とします。

【訪問実績の推移】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
専門的相談支援	対象世帯数(人)	173	277	282	231	—
	延支援回数(回)	447	571	579	526	—
育児・家事援助	対象世帯数(人)	22	21	26	33	—
	延支援回数(回)	157	131	174	167	—
合計	対象世帯数(人)	195	298	308	264	—
	延支援回数(回)	604	702	753	693	—

【量の見込みと確保方策】

現在の訪問必要家庭数及び1世帯当たりの訪問必要数から量の見込みを算出しました。保健所やこども若者総合相談支援センターが現体制で実施していきます。

<市全域>

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	専門的相 談支援	対象世帯 数(人)	250	250	250	250	250
		延支援回 数(回)	600	600	600	600	600
	育児・家 事援助	対象世帯 数(人)	40	40	40	40	40
		延支援回 数(回)	230	230	230	230	230
	合 計	対象世帯 数(人)	290	290	290	290	290
		延支援回 数(回)	830	830	830	830	830
②確保方策	実施体制		保健師1人、助産師1人 保育士2人				
	実施機関		保健所 こども若者総合相談支援センター				
	専門的相 談支援	延支援回 数(回)	600	600	600	600	600
	育児・家 事援助	延支援回 数(回)	230	230	230	230	230
	合 計	延支援回 数(回)	830	830	830	830	830

(12)利用者支援事業

【事業概要】

主に就学前児童を持つ家庭を対象に、教育・保育事業や地域の子育て支援事業などに関する情報提供や相談・助言を行います。

【区域設定】

担当窓口で実施し、拠点的なものではないため、区域は市全域とします。

【利用者支援の推移】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
①量の見込み	か所数	1	3	3	3	3	
②確保方策	か所数	1	3	3	3	3	
	利用者数	相談	—	526	1,407	1,295	—
		ママサポートプラン	—	2,264	3,134	3,027	—
		チャイルドサポートプラン	—	—	—	300	—
		合計	—	2,790	4,541	4,622	—

【量の見込みと確保方策】

現在の教育・保育施設への入所に関する情報提供や相談・助言の状況から、量の見込みを設定します。幼稚園・保育園・認定こども園についての情報提供などの利用者支援（特定型）については、保育課窓口にて実施します。また、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援を充実するため、こども未来館においては、子育て全般についての利用者支援（基本型）を実施し、保健所・保健センターにおいては妊娠・出産、その後の育児を中心とした利用者支援（母子保健型）を実施し、2か所の総合相談窓口が互いに連携しながら子育てのサポートを行います。

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	か所数	3	3	3	3	3	
	利用者数	相談	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
		ママサポートプラン	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800
		チャイルドサポートプラン	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		合計	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3	
	利用者数	相談	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
		ママサポートプラン	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800
		チャイルドサポートプラン	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		合計	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700
	②-①	0	0	0	0	0	

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るために要保護児童対策ネットワーク協議会の調整機関職員等の専門性強化に取り組むとともに、地域住民への啓発等を行います。

【区域設定】

協議会活動であり、拠点的なものではないため、市全域を区域とします。

【協議会実施数の推移】

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
要保護児童対策ネットワーク協議会	1回	1回	1回	1回	—
要保護児童対策ネットワーク協議会 連絡調整会議	36回	35回	34回	35回	—

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	要保護児童対策 ネットワーク協議会	協議会 1回	協議会 1回	協議会 1回	協議会 1回	協議会 1回
	要保護児童対策 ネットワーク協議会 連絡調整会議	連絡調整会議 36回	連絡調整会議 36回	連絡調整会議 36回	連絡調整会議 36回	連絡調整会議 36回
②確保方策	要保護児童対策 ネットワーク協議会 調整機関	こども若者総合相談支援センター				

(14)実費徴収に伴う補足給付事業

【事業概要】

令和元年 10 月より開始した幼児教育・保育の無償化に合わせて、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する満 3 歳から 5 歳までの児童のうち、下記に該当する子どもを対象として副食に対して補助（月額上限 4,500 円）を実施します。

1. 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
2. 所得階層にかかわらず、小学 3 年生までの子どものうち第 3 子以降の子ども

【区域設定】

副食費の補助であり、拠点的なものではないため、市全域を区域とします。

【対象児童数の推移】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
延対象児童数（人）	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延対象児童数（人）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②確保方策	—	すべての対象児童の副食費について補足給付を実施				

(15)多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業概要】

私学助成及び一般財源化前の障害児保育事業の対象とならない、特別な支援が必要な子どもを認定こども園において1号認定子どもとして受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、適切な教育・保育の提供を行います。

【区域設定】

実施施設で実施し、拠点的なものではないため、市全域を区域とします。

【対象児童数等の推移】

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
か所数	0	2	2	3	4
延対象児童数(人)	0	31	54	37	-

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	か所数	4	4	4	4	4
	延対象児童数(人)	40	40	40	40	40
②確保方策	—	子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の提供の拡大を図るため、職員の加配に必要な費用の補助を実施。				
	か所数	4	4	4	4	4
	延対象児童数(人)	40	40	40	40	40

第7章 計画の推進に向けて

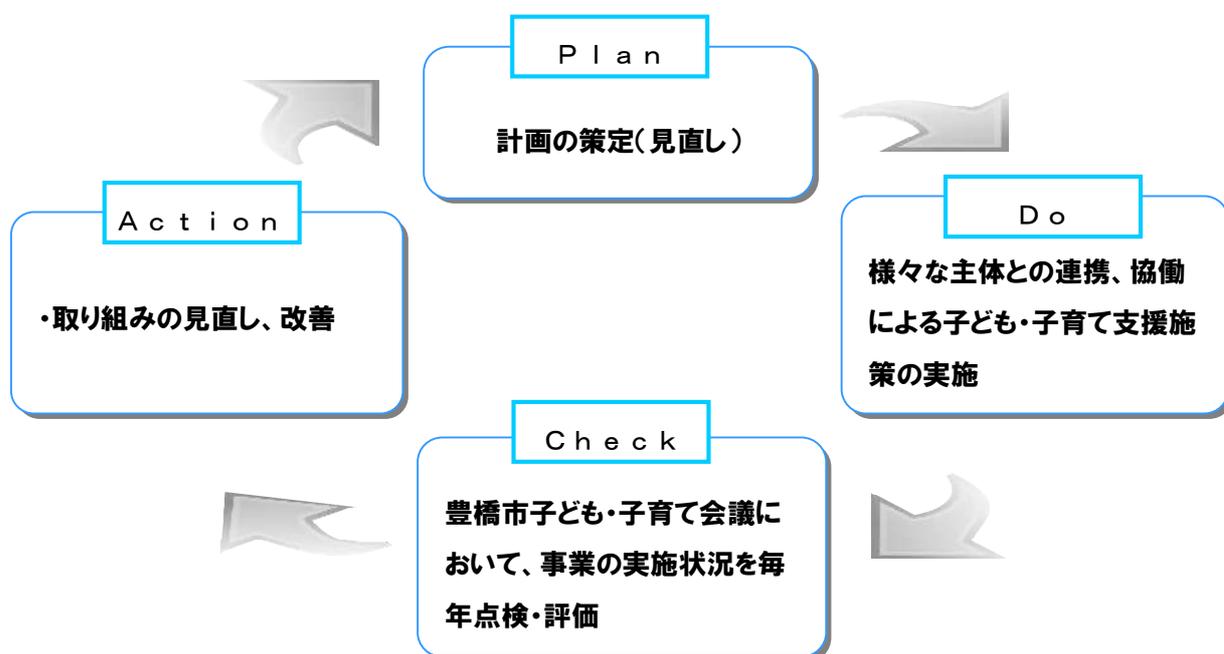
1 豊橋市子ども・子育て会議による点検・評価と実施状況の公表

第2期子ども・子育て応援プランの策定にあたり、子どもの保護者や事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、学識経験者などから構成される「豊橋市子ども・子育て会議」において、様々な意見をいただきました。

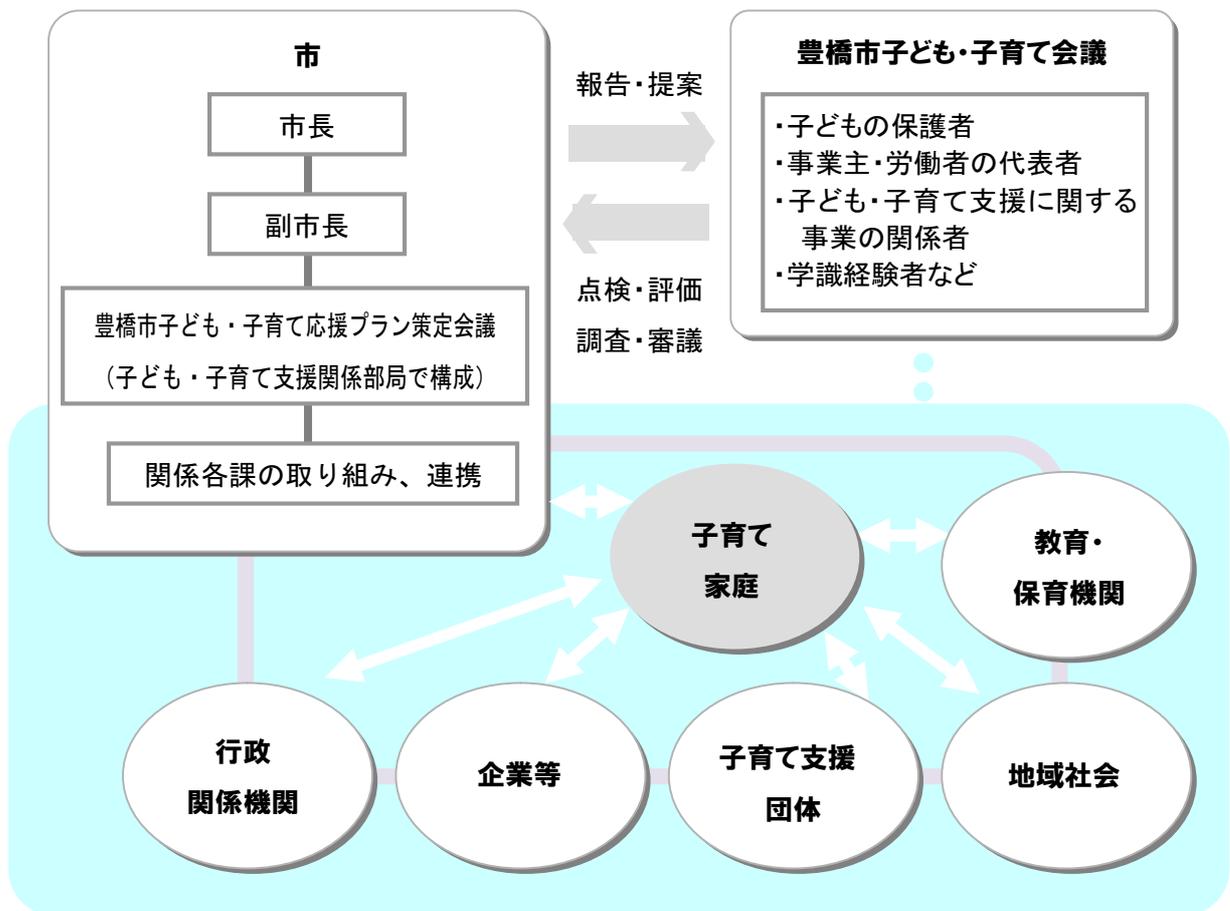
本プランの進捗状況についても、引き続き「豊橋市子ども・子育て会議」へ報告し、子ども・子育て支援に関わる様々な視点から年度ごとの点検・評価について審議を行います。結果や実施状況についてはホームページ等を通じて公開し、市民や関係機関への周知に努めます。

なお、点検・評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、必要に応じて市民ニーズの把握による利用者の視点に立った評価を行い、施策の改善につなげるよう努めます。

また、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について実態に大きな乖離が生じた場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。



2 計画の推進体制



令和2年4月 確認制度に基づく新規申請施設について

令和2年2月21日 保育課

1. 確認制度と利用定員について (子ども・子育て支援法第27条、第31条第1項)
 確認制度とは、市が教育・保育施設の設置者の申請に基づき、施設型給付費(委託費)の支払い対象施設である「特定教育・保育施設」であることを確認する制度です。
 確認は、利用定員を定めて行うものとされています。
2. 豊橋市子ども・子育て会議での意見聴取
 子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされています。
3. 新規申請施設について
 令和2年度は、下記のとおり、保育園2施設、幼稚園1施設から幼保連携型認定子ども園へ移行するための確認申請が提出されています。また、幼稚園1施設から新制度に移行するための確認申請が提出されています。

区域区分	現在の施設名	新施設名 (予定)	新旧利用定員				
			1号(教育) 認定	2号(保育) 認定	3号(保育) 認定		計
					1・2歳児	0歳児	
第3区域	昭和保育園	認定子ども園 昭和保育園	0人⇒15人	132人⇒132人	58人⇒61人	10人⇒12人	200人⇒220人
			15人増	変更なし	3人増	2人増	20人増
	悟真寺幼稚園	幼保連携型認定子ども園 悟真寺幼稚園	200人⇒165人	0人⇒30人	0人⇒17人	0人⇒3人	200人⇒215人
			35人減	30人増	17人増	3人増	15人増
第4区域	東部保育園	認定子ども園 東部保育園	0人⇒15人	141人⇒126人	65人⇒65人	9人⇒9人	215人⇒215人
			15人増	15人減	変更なし	変更なし	変更なし
	ゆめの子幼稚園		400人⇒150人				400人⇒150人
			250人減				250人減

児童福祉法改正等に伴う豊橋市児童福祉法施行条例の改正について

<概要>

第9次地方分権一括法に伴い関係法律の整備が行われることとなった。その項目の中の一つに児童福祉法の「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直す」という改正があり、自治体の実情に応じて条例の改正を行う必要が生じた。

また、現行の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令」という。）の附則に、認定資格研修を修了していない者であっても放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年（令和2年）3月31日までに修了することを予定している者は放課後児童支援員とみなすことが可能という、みなし支援員に係る職員の経過措置があるが、厚労省は当該経過措置を延長しない見込みである。これに伴い、令和2年4月1日以降も認定資格研修を修了していない者が従事する予定がある自治体については、条例の見直し等を検討する必要が生じた。

<児童福祉法の改正>

改正前（～令和2年3月31日）			改正後（令和2年4月1日～）		
従うべき基準	従事する者	基礎資格（保育士・教員免許等）＋認定資格研修の受講（みなし支援員含む）	参酌すべき基準	従事する者	基礎資格（保育士・教員免許等）＋認定資格研修の受講（みなし支援員含まず）
	員数	支援の単位ごとに2人以上		員数	支援の単位ごとに2人以上
参酌すべき基準	専用室の面積	一人当たりおおむね1.65㎡以上	参酌すべき基準	専用室の面積	一人当たりおおむね1.65㎡以上
	支援の単位	おおむね40人以下		支援の単位	おおむね40人以下

<省令の経過措置終了>

省令の附則第2条に「職員の経過措置」として研修修了者とは、「平成32年3月31日までに県等が行う認定資格研修を修了することを予定している者を含む」という規定があるが、この経過措置の延長の予定はなし。

<豊橋市の現状>

従来より、豊橋市児童福祉法施行条例第10条にて、「省令をもってその基準とする」と規定している。そのため今回の児童福祉法の改正による直接的な条例への影響はない。また、「従事する者」、「員数」、「専用室の面積」、「支援の単位」の基準について、参酌化が可能となるが、児童クラブの質の低下を防ぐために参酌はしないものとする。

しかし、みなし支援員に係る職員の経過措置の期間終了により、新たに支援員として従事

する者が省令で規定している放課後児童支援員としての条件を満たさなくなる。それに伴い、認定資格研修を修了した放課後児童支援員を1人以上児童クラブに配置するということが困難となるために、その対応が必要となる。

< 3月議会での豊橋市児童福祉法施行条例の改正 >

経過措置期間が終了した後も、保育士等の基礎資格を有している者が認定資格研修を修了していない場合であっても支援員として従事可能となるように条例を改正し、対応する。新たに支援員に採用される者は、認定資格研修を修了していない者が多いと想定されるため、条例に「放課後児童支援員の要件」に関する条文を追加し、「認定資格研修が修了前の者も放課後児童支援員とみなす」「放課後児童支援員とみなされた者は速やかに認定資格研修を受講するものとする」という内容になるよう条例を改正する。

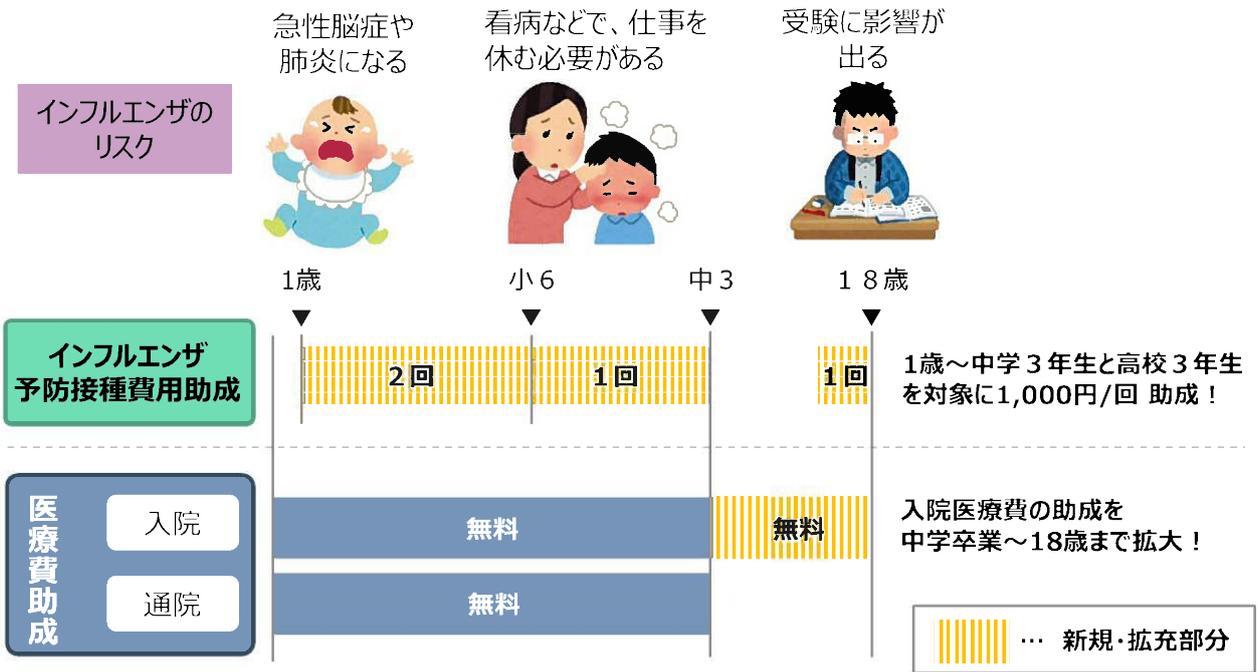
切れ目のない子育て支援の取組み

■ 予防接種の助成及び医療費助成の充実



インフルエンザや入院による 子育て世帯の負担を減らします

感染症の罹患や入院は生活や学業への支障となり、経済的負担も大きくなります。このような子育て世帯の負担を軽減するため、インフルエンザワクチン接種に係る費用助成を開始するとともに、入院医療費に係る助成を18歳まで拡充します。



感染症にかかる人が減少することで、医療費全体の抑制にも繋がります。

ポイント

事業費

1. インフルエンザワクチン接種費用の助成 **新規**

子どものインフルエンザワクチンの予防接種に対する費用助成を開始します。(令和2年10月開始予定)

17億2,535万円

対象者	回数	助成額
1歳から小学6年生	2回/年	
中学1年生から中学3年生	1回/年	1,000円/回
高校3年生	1回/年	

お問い合わせ

健康政策課 [1.]
(0532) 39-9109
kenkouseisaku@city.toyohashi.lg.jp

2. 子ども医療費助成の対象を18歳までの入院医療費に拡大 **拡充**

中学生までの入院・通院の医療費の助成に加え、18歳までの入院医療費にかかる自己負担額を償還払いにより無料化します。(令和2年10月診療分より開始予定)

こども家庭課 [2.]
(0532) 51-3161
kodomokatei@city.toyohashi.lg.jp



不妊検査・治療をする夫婦は5.5組に1組 子どもを望む夫婦のために、不妊治療費の補助を拡充します

より若い世代に不妊治療を受診していただくため、特定不妊治療費の補助の拡大と、妊娠・出産の経済的な支援として、産婦健康診査の2回目への助成を実施します。

不妊治療費助成

継続
一般不妊治療費*1補助金

拡充
特定不妊治療費*2補助金

- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 補助額の増額

不妊治療に向き合う夫婦の
経済的負担の緩和

産婦健康診査

継続
産婦健康診査 1 回目
出産後 2 週間頃の健診

拡充
産婦健康診査 2 回目
出産後 4 週間頃の健診
・ 公費負担開始

産後うつや新生児への虐待予防と
妊娠・出産の経済的な支援



ポイント

- 特定不妊治療費への助成を市独自で拡充** **拡充**
国の基準により実施している特定不妊治療への助成について、豊橋市独自に所得制限額の撤廃と補助額の上乗せを行います。

【所得制限】 夫婦の前年所得合計730万円未満 → 撤廃
【補助額】 体外受精・顕微授精の補助額の上限に15万円を上乗せ

補助額(上限)	現行	令和2年度～
初回	30万円	45万円
2回目以降	15万円	30万円

- 産婦健康診査2回目への助成** **拡充**
産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査1回目につづき2回目の費用を助成します。

- *1 一般不妊治療費 … 人工授精に要する治療費のことです。
*2 特定不妊治療費 … 不妊治療のうち、体外受精や顕微授精などの高度な生殖医療の治療費のことです。

事業費

1億4,758万円

お問い合わせ

子ども保健課
(0532) 39-9160
kodomohoken@city.toyohashi.lg.jp



放課後の待機児童ゼロへ向けて 7つの児童クラブ増設、夏休み限定児童クラブ等で受入強化

働く子育て世帯を応援するため、就学前から、就学後までの切れ目のない支援体制を構築するよう新たな児童クラブを開設するとともに、夏休み期間における利用ニーズへの対応と、教育委員会と連携した放課後児童対策の充実を図ります。



ポイント

1. 新たな児童クラブを大幅に増設 **拡充**

【公営】 6クラブ増設

松葉第三、つつじが丘第三、高師第三、芦原第三、花田第三、岩西

【民営】 1クラブ増設

第四明照

令和2年度の児童クラブ数 +7クラブ

公営児童クラブ数 53 → 59

民営児童クラブ数 40 → 41

2. 移転等による児童クラブの定員増加

【公営】 4クラブ定員増加

牛川第三、二川南第二、天伯、栄第三

3. 夏休み限定児童クラブの開設 **拡充**

利用者ニーズが高い夏休み期間の利用に限定した児童クラブを、市内5か所で開設します。

4. 障害児受入強化推進事業補助金の創設 **新規**

障害児を一定数以上受け入れる民営児童クラブに対し助成を行うことで障害児の受入れを強化します。

事業費

8億9,401万円

お問い合わせ

こども家庭課

(0532) 51-3160

kodomokatei@city.toyohashi.lg.jp



地域とともに、子どもの学力・体力向上 「のびるん de スクール」を小学校2校で開設

放課後に学校施設を利用して、地域の方々や大学生とふれあい、交流しながら、子どもたちの学ぶ意欲やコミュニケーション能力、体力の向上を図り、社会を生き抜く力を育てます。



ポイント

1. 「のびるん de スクール」の開設

新規

放課後の新たな学びの場として、「のびるん de スクール」を汐田小学校と牛川小学校に開設し、全ての子どもたちを対象に多彩な学び・交流機会を提供します。

- ・ **学力・体力を伸ばします**

学校の授業に無い体験学習や、専門家によるスポーツ教室等を通して、子どもたちの学力・体力の向上を目指します。

- ・ **地域に開かれた学校を目指します**

学校施設を活用し、子どもたちの健全育成や地域コミュニティの活性化を図ります。

実施校	汐田小学校、牛川小学校
実施日	平日（月～金曜日）の放課後 年間約200日
内容	学習、スポーツ活動、地域交流

事業費

2,064万円

お問い合わせ

生涯学習課

(0532) 51-2849

shogaigakushu@city.toyohashi.lg.jp





公立小学校全国初！ 八町小に“英語漬け”で学ぶ「イマージョン教育コース」を開設

「英語を用いたコミュニケーション力を自分の長所として生かし、グローバル社会で活躍できる人材の育成」をねらいとした「豊橋版イマージョン教育」を本格的に実施し、「子どもの夢を応援するまち」とよはし」の実現に向けた特色ある教育活動を推進します。



ポイント

1. イマージョン教育コースの開設

八町小学校に国語、道徳以外の教科等について英語を用いて学ぶ「イマージョン教育コース」を全学年で開設し、グローバル社会で活躍することのできる子どもを育成します。

・ ティーム・ティーチングによる授業の実施 拡充

日本人教員と外国人英語指導員によるティーム・ティーチングを基本として、ICT機器を有効に活用し、個人追究や協働学習を進めることにより「主体的・対話的で深い学び」のできる授業を実施し、豊橋版イマージョン教育を推進します。

・ イマージョン教育に対応した教育環境の整備 新規

英語と教科の学習内容を効果的に理解できるよう、プロジェクターを投影することのできる前面黒板に加えて、背面黒板を使用するなど多面的かつ視覚的な授業を行うことのできる学習環境を整備します。

事業費

4億8,367万円

(令和元年度3月補正予算計上予定の工事費含む)

お問い合わせ

教育政策課

(0532) 51-2806

kyoikuscisaku@city.toyohashi.lg.jp

学校教育課（教育会館）

(0532) 33-2113

gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp



豊橋版イマージョン教育とは …

公立小学校で全国初となる豊橋のイマージョン教育は、日本語の教科書を英訳した補助プリント等を使用して、通常の授業と同じ内容を英語で学びます。豊橋市が進めてきた「英会話のできる豊橋っ子育成プラン」の取り組み成果や人材を生かし、英語習得に特色をもった学習環境づくりに取り組みます。「イマージョン=浸すこと」



外国人児童が学校に慣れるはじめての一步 岩西小に小学校初期支援コース「きぼう」を開設

来日間もない外国人児童のための初期支援コース「きぼう」が岩西小学校内に開設されます。基本的な日本語会話ができるようになり、日本の学校生活への不安を取り除き、日本での生活に希望がもてるようになります。



日本の学校生活や基本的な日本語について、丁寧に少人数指導を行います。



ポルトガル語やタガログ語の通訳が常駐し、母語支援を行います。

ポイント

1. 初期支援コース「きぼう」を開設

新規

岩西小学校に来日間もない外国人児童（小学3～6年生）の生活適応支援や日本語指導を集中的に行う、センター的な通級教室を設置します。

・ **中学校初期支援コース「みらい」のノウハウを生かし、丁寧な少人数指導**
学校での一日の流れやルール、掃除や当番活動等、日本の学校で必要な生活習慣を身につけます。

基本的な日本語での会話や読み書き、算数の基礎などについて、少人数指導を行います。

ポルトガル語とタガログ語の通訳が常駐しますので、安心して学習することができます。

・ 指導体制

対象	市内に住む外国または外国人学校からの編入児童（3～6年生）
支援期間	週5日間（月～金曜日）6週間（約150時間） 支援修了後は在籍校への登校になります。
通学方法	保護者による送迎

事業費

1,274万円

お問い合わせ

学校教育課

(0532) 51-2826

gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp

児童相談所設置を含めた きめ細かい支援体制の検討を進めます

相談からの支援メニューを充実させ、周知啓発による働きかけによって、児童虐待の未然防止を図り、親子が孤立することなく身近に感じる相談支援に取り組みます。

また、本市に相応しい児童相談体制のあり方を検討します。



ポイント

- 1. 児童相談所設置を含めた児童相談体制の検討** 新規
児童相談所設置に関する有識者検討会議を開催し、子どもや家庭をめぐる様々な課題に対するきめ細かい児童相談体制のあり方を検討します。
- 2. 親支援プログラム「怒鳴らん子育て講座」の実施** 拡充
4月から「体罰禁止」が法定化されるため、具体的な子育てのコミュニケーションを学ぶ講座を開き、児童虐待を未然に防ぐ取り組みを進めます。
- 3. 要支援家庭ショートステイ事業** 拡充
育児不安や育児疲れで休息を必要とする相談者の負担軽減を図るため、児童養護施設等で子どもの一時的な預かりを実施します。

事業費

112万円

お問い合わせ

子ども若者総合相談支援センター
(0532) 51-2327
kodomo-sougou-center
@city.toyohashi.lg.jp



法人保育所・認定こども園のリニューアルを支援 第2次法人保育所施設等整備計画開始

就学前の子どもが健やかに育成される環境を整えることを目的に、法人保育所や認定こども園が行う施設整備に対する補助事業を継続的に実施しています。

令和2年度は、第2次法人保育所施設整備計画に基づく大規模改修を開始します。また認定こども園施設整備も進め、あわせて4園の施設整備に対して助成を行います。



施設整備の事例（園舎や内装等のようす）

ポイント

1. 法人保育所等施設整備（3園）

良好な教育・保育環境を確保するため、老朽化した園舎の大規模改修に要する経費の一部を助成します。

東山保育園

新規

松葉保育園

新規

認定こども園 円通寺保育園

新規

2. 認定こども園施設整備（1園）

幼稚園から認定こども園へ移行するために必要な乳児室や調理室等の施設整備に要する経費の一部を助成します。

こぼと幼稚園

新規

事業費

11億7,714万円

お問い合わせ

保育課

(0532) 51-2316

hoiku@city.toyohashi.lg.jp

寄附で応援！豊橋市 あなたの応援したい事業に使われます



「豊橋市ふるさと寄附金」に加え、令和2年度から企業版ふるさと納税やクラウドファンディング、楽器の寄附など、様々なかたちで寄附ができるようになります。

企業版ふるさと納税 (地方創生への取組みに寄附ができます) **新規** 【企業の方へ】



子どもの居場所づくりに関する取組みを行う団体への支援 **新規**

子ども食堂や学習支援教室など、子どもの居場所づくりに関する取組みを行う団体等へ運営費の支援を行います。

【連絡先】 **こども未来政策課**
(0532) 51-2382 kodomo-seisaku@city.toyohashi.lg.jp

※上記は一例です。「エール」を活用した地域活性化事業(P.22)など幅広い事業へ寄附できます

クラウドファンディング **新規** 【個人の方へ】



フードバンクの取組みを行う団体への支援 **新規**

必要とする施設や世帯に迅速かつ適正に食品を届けるフードバンクの取組みを行う団体へ運営費の支援を行います。

【連絡先】 **こども未来政策課**
(0532) 51-2382 kodomo-seisaku@city.toyohashi.lg.jp



豊橋発の映画制作への支援 **新規**

公開後におけるロケ地巡りを目的とした観光客の増加などが期待される地域活性化への貢献度の高い作品について、映画制作者に対し補助金を交付します。

【連絡先】 **シティプロモーション課**
(0532) 51-2179 citypromotion@city.toyohashi.lg.jp

楽器寄附ふるさと納税 (寄附した楽器の査定額がふるさと納税として税金控除されます) **新規** 【個人の方へ】



使用されなくなった楽器で中学校の音楽活動を支援 **新規**

ふるさと納税制度を活用した「楽器寄附ふるさと納税」を利用し、市内外から広く家庭等で使用されなくなった楽器の寄附を受け入れることにより、楽器不足で悩む中学校での音楽活動の支援を行います。

【連絡先】 **教育政策課**
(0532) 51-2805 kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市ふるさと寄附金 【個人の方へ】



使いみちを決めて寄附ができます

「健康・福祉に関する事業」など、寄附金の使いみちを指定できます。

← WEB申込みが便利です。

【連絡先】 **財政課**
(0532) 51-2117 zaisai@city.toyohashi.lg.jp

寄附されたピアノを活用します！ **新規**



寄附されたピアノを豊橋駅にストリートピアノとして設置します！

【連絡先】 **「文化のまち」づくり課**
(0532) 51-2873 bunka@city.toyohashi.lg.jp